

夜間保育の運営状況等に関する調査研究

平成 31 年 3 月

MIZUHO

みずほ情報総研株式会社

夜間保育の運営状況等に関する調査研究 概要

本調査研究では、「夜間保育の運営状況等に関する調査」を実施し、夜間保育所の運営実態を把握するとともに、調査結果を踏まえ、認可夜間保育所の安定的な運営に向けた検討課題をまとめた。

夜間保育の運営状況等に関する調査

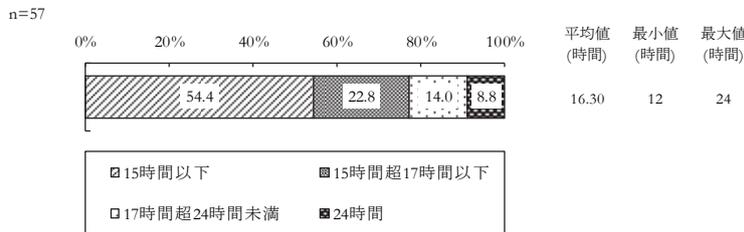
調査対象	全国の認可夜間保育所 81 か所(悉皆)
回収	59 か所、うち有効回収数 58 か所、有効回収率 71.6%
調査項目	保育所の状況、保育所の 1 日の流れと職員配置、収入等の状況、運営管理や卒園後の子どもの状況等

【調査結果からわかったこと】

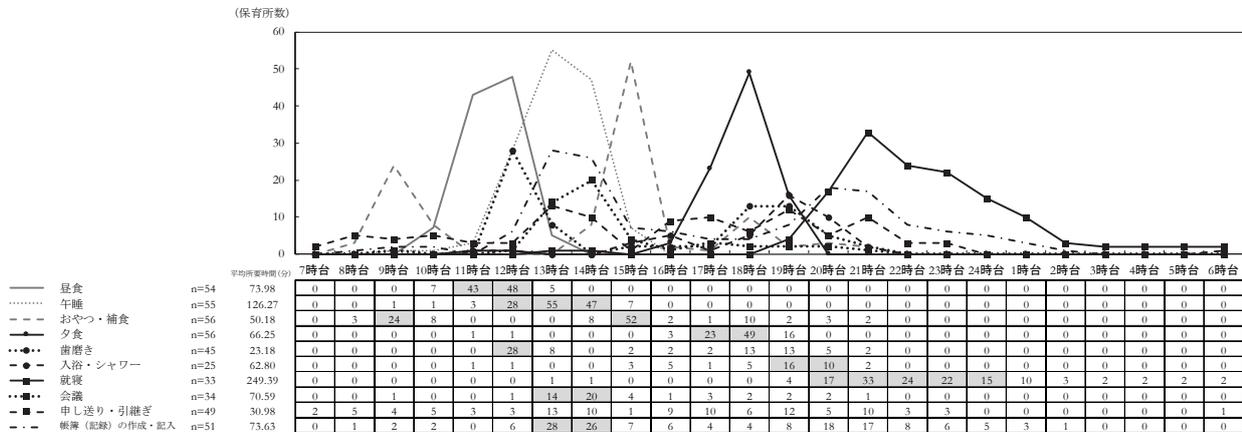
◇ 認可夜間保育所の運営や 1 日の業務の流れの概要

- 早朝延長・夜間延長保育時間を含めた 1 日当たりの開所時間数が 17 時間以下の施設が 8 割と多くを占める。
- 延長保育の実施状況は、「早朝延長・夜間延長保育あり」が約 5 割、「早朝延長保育のみあり」が約 4 割、「夜間延長保育のみあり」が 1 割未満で、夜間延長保育は相対的に少ない。
- 実施の状況や頻度、所要時間に差があるものの、寝かしつけや 5～10 分おきの睡眠チェック等を行う「就寝」、「夕食」、「入浴・シャワー」といった昼間の保育所ではあまり発生しない、夜間保育所で固有に発生又は負担が相対的に増える業務がある。
- 夜間延長保育時間は利用児童数が少ないなかで、一定の保育士を配置している。
- 延長保育時間を含めた開所時間帯以外でも子どもの預かりを実施している施設がある。

延長保育時間を含む開所時間数（平成 30 年 12 月 1 日時点）



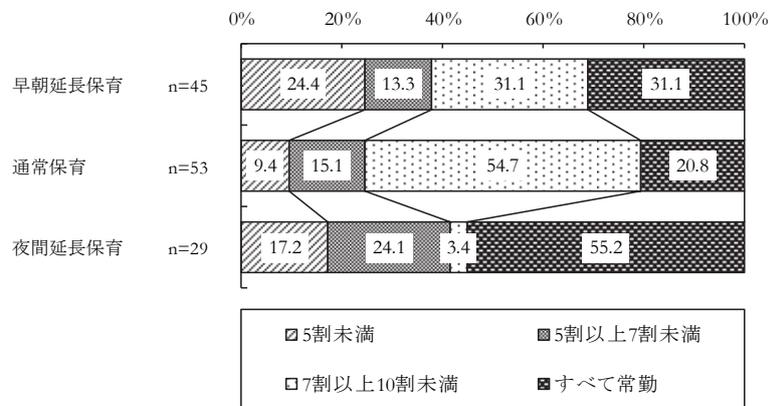
1 日の保育業務の流れ（24 時間、全体）



◇ 利用定員規模別にみた保育士や調理員、栄養士の配置状況等の概要

- － 実配置(常勤換算)における保育士(主任保育士及び保育士)の常勤割合が8割弱と高い。
- － 特に夜間延長保育時間は「すべて常勤」が5割を超えるなど、常勤割合が高い。
- － 調理員もほぼすべての施設で配置されている。
- － 栄養士の配置は7割弱で、「栄養管理加算」を取得しているところが多いが、配置しながら加算を取得していない施設もある。
- － 平成29年度1年間の実績で、給食関連業務従事者(栄養士含む)の1施設当たりの平均的な延べ労働時間は平均約3,645時間、人件費は平均約608.0万円。利用定員規模別に1年間の人件費をみると、利用定員30人以下の施設で約502.3万円、同30人超の施設で約726.5万円と、利用定員規模が大きい施設でより負担が大きい。
- － 事務職員の配置割合は8割弱だが、「事務職員雇上費加算」を取得していない施設がある。

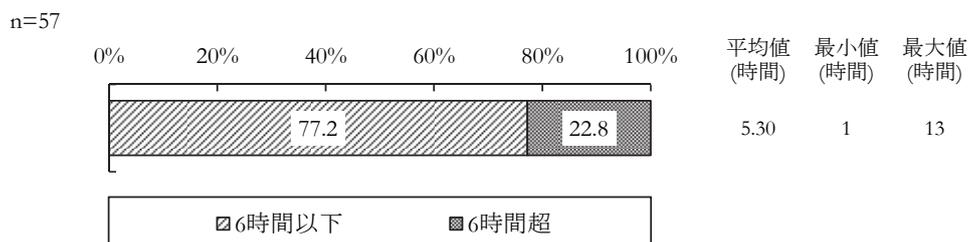
ある1日における保育士に占める常勤の割合(開所時間帯別)



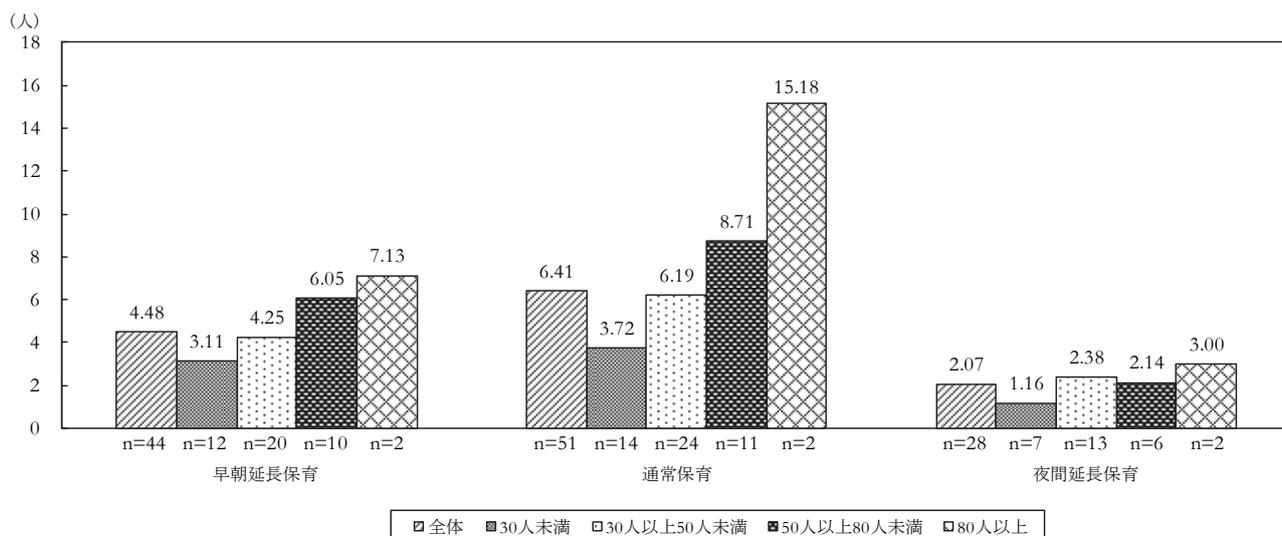
◇ 延長保育時間数別にみた保育業務や財政的な負担の違いの概要

- － 1日当たりの延長保育時間数は、国庫補助が給付される「6時間以下」が8割弱と多い。
- － 延長保育時間が6時間超の施設は、利用定員が大きい施設が多い。
- － 早朝延長保育時間は相対的に利用児童数が多く、夜間延長保育時間は少ない。特に、夜間は深夜・明け方の時間帯の利用者は減少し、早朝延長保育時間や通常保育時間と比較して、保育士1人当たりの利用児童数は少ない。
- － 夜間延長保育時間は、利用児童数が少ないなかで、配置人数も少なくはとどめているものの、一定数の保育士を確保したうえで、運営を維持する必要があり、個々の保育士にとっては夜勤の負担増、また施設側にとっては、利用料収入が少ないなかで、職員に割増賃金を含めた給与の支払いが必要となり、より多くの経費がかかっている。
- － 夜間保育固有にかかる経費として、深夜タクシー代、駐車場賃貸料、夜間常駐警備料、給食2回のうち1回分の材料費等がある。

延長保育時間(平成30年12月1日時点)



1 時間当たりの保育士（主任保育士及び保育士）の平均的な配置人数の推移（開所時間帯、利用定員規模別）



認可夜間保育所の安定的な運営に向けた検討課題

「夜間保育の運営状況等に関する調査」結果を踏まえ、認可夜間保育所の安定的な運営に向けた検討課題は以下の通りである。

◇ 認可夜間保育所の運営や1日の業務の流れに応じた、補助基準額設定の検討

- － 認可夜間保育所のなかでも、開所時間数や保育内容などが異なることや、夜間の延長保育時間帯は相対的に利用児童数が少ないときでも一定の保育士を配置する必要があり、その分保育士の人件費等の経費が負担として生じているという実態が明らかとなった。
- － 各夜間保育所の実態に合わせた補助基準額の設定を検討することが重要ではないかと示唆される。

◇ 利用定員規模や保育所での職員配置の実態等に応じた補助基準額設定

- － 栄養士や事務職員を配置していながら、各種加算を取得していない場合には現在の仕組みのなかでも補助が受けられる。施設のある自治体に確認しながら、実態に合わせて加算を得られるようにしていくことが可能である。
- － 保育士の配置については、国庫補助における考え方では、延長保育事業の補助単価は、利用定員に関わらず補助基準額が算定されているが、保育士の実際の配置人数や延長時間帯、特に夜間延長保育時間帯は常勤保育士の割合が高いこと等から推察すると、実態と乖離がある可能性が示唆される。保育士の需給が逼迫するなかで、夜間勤務のある業務ではより一層人材を確保するのが難しいことは想像に難くない。夜間保育所の延長保育事業の補助基準額算定に当たっては、実態を踏まえた条件を考慮することが検討課題として挙げられる。
- － 栄養士や調理員など、給食関連業務従事者を確保している施設が多いことが明らかとなった。夜間保育所においては、昼食と夕食の2回の食事、おやつ、補食と、栄養摂取の多くを保育所が担う現状に鑑みれば、給食関連業務の重要性は高いと考えられる。栄養士や調理員の配置の充実や必要人員を確保できるような国庫補助基準額設定のあり方について検討することも検討課題のひとつとして考えられる。この際、給食関連業務にかかる労働時間や人件費は、利用定員が多い施設で負担が大きい状況に鑑み、検討の際には、利用定員を考慮していくことも必要であると考えられる。

◇ 延長保育時間数に応じた補助基準額設定の検討

- － 1 日当たりの延長保育時間数が「6 時間以下」に集中しているのは、国庫補助の考え方が、通常保育時間 11 時間、延長保育事業区分が 6 時間までとされていることに起因している可能性がある。延長保育時間 6 時間超の区分を設定し、適切な補助基準額を設定することにより、夜間保育所の安定的な経営と開所時間帯の延長につながる可能性があると考えられる。
- － 延長保育事業のなかでも特に夜間延長保育時間については、利用児童数が少ない場合においても、一定の職員を配置している。施設の経営から考えれば、人件費負担が重くなるため必要以上に多くの職員配置をすることは考えにくく、安全面や業務の円滑な実施等のために必要な人員を配置しているものと推察される。こうしたことを踏まえれば、利用児童数が少なく、利用料収入が少ないなかで、深夜割増賃金や手当等を含めて人件費が日中以上にかかっていることになる。さらに、延長保育時間数や利用児童数に応じて、必要な保育士の配置数が増える。延長保育時間数や利用児童数に応じた国庫補助基準額のあり方を検討することが必要ではないかと考えられる。
- － 夜間保育所の運営においては、夜間の割増賃金等、人件費負担が多くなること以外にも、深夜・早朝の交通手段としてタクシー代や駐車場の賃貸のほか、夜間警備に係る経費や夕食提供のための費用など、昼間の保育所にはあまりかからない経費を見込む必要がある。このような夜間保育所で固有にかかる経費についても、国庫補助基準額算定で考慮することが必要ではないかと考えられる。
- － 地方単独事業に係る補助事業の収入があるかどうかで、延長保育時間数に差があるのではないかと思われたが、実際には違いがなく、延長保育時間が「6 時間以下」、「6 時間超」ともに 8 割程度が地方単独事業に係る補助事業収入があることがわかった。これは、そもそも全国的に夜間保育所の整備が進まないなかで、認可夜間保育所の設置に積極的な自治体が地方単独事業に係る補助事業等を行っており、当該地域で多く整備されている、あるいは夜間保育所を運営するには、現行の国庫補助基準額だけでは難しいことの裏返しである、といった可能性もあるのではないかと考えられる。認可夜間保育所の設置を国が自治体に対して促したり、国庫補助基準額の見直しにより、認可夜間保育所を設置しやすい環境の整備に努めることも重要ではないかと考えられる。

目次

第1章 調査研究の目的と方法

第1節 調査研究の目的	1
第2節 調査研究の概要	1
第3節 調査における倫理面への配慮	5
第4節 調査研究の体制	5
第5節 成果の公表方法	5

第2章 夜間保育の運営実態

第1節 調査回答保育所の概要	7
第2節 夜間保育所における1日の流れ	11
第3節 利用定員規模別にみた職員配置・業務負担の違い	30
第4節 延長保育の実施状況による保育業務や財政的負担の違い	40

第3章 本調査から得られた示唆と安定的な夜間保育の運営に向けた検討課題

49

参考資料

1. 「夜間保育の運営状況等に関する調査」調査票	53
2. 「夜間保育の運営状況等に関する調査」単純集計結果	61
3. 夜間保育所における1日の流れ（モデルケース）	68

第 1 章 調査研究の目的と方法

第 1 節 調査研究の目的

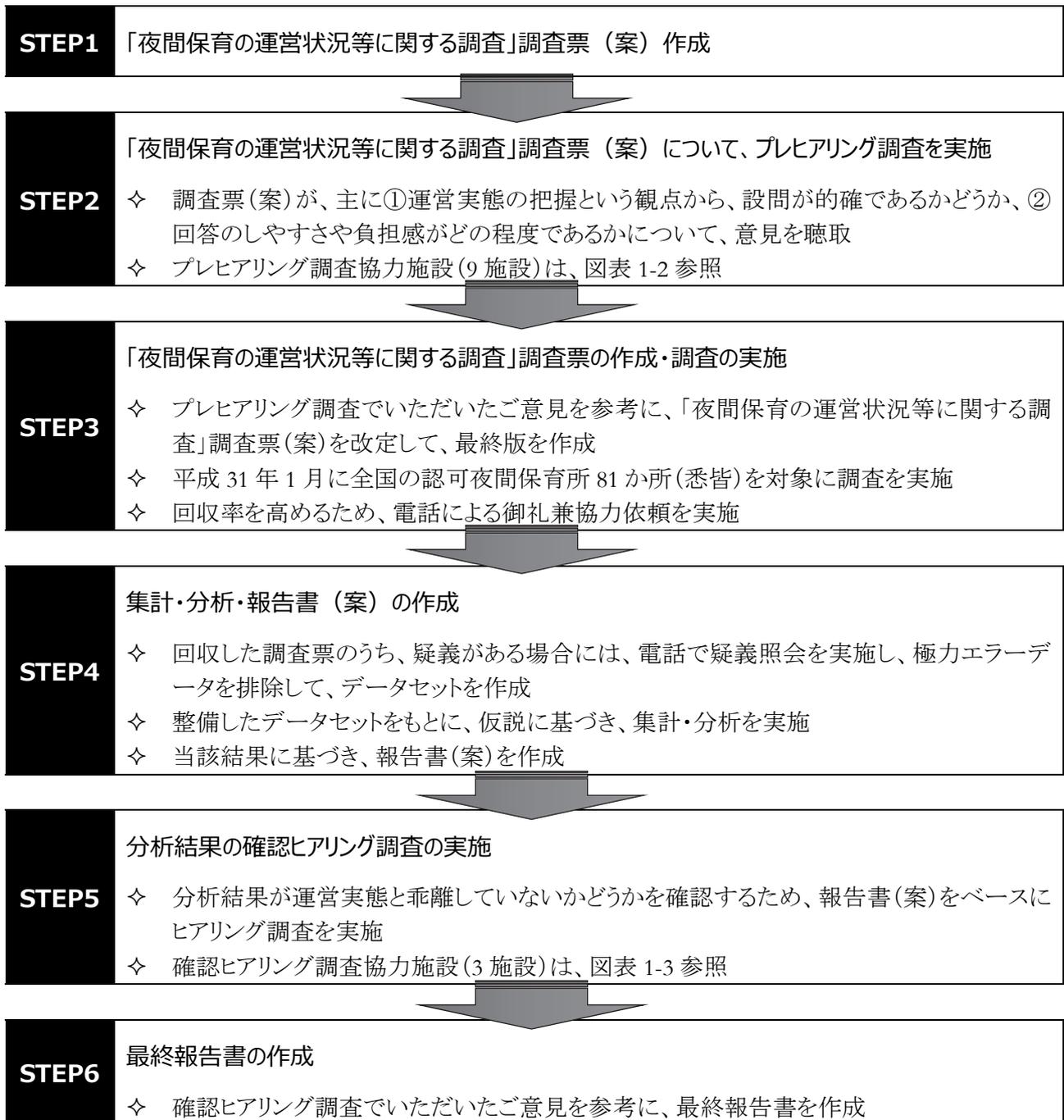
- 就労形態の多様化に伴い、夜間保育所の社会的ニーズは高まっているが、足下の認可夜間保育所数をみると、平成 30 年度において、全国 81 か所にとどまっている。
- また、平成 27 年度に施行された「子ども・子育て支援制度」においても、「保育の必要性」の事由として、フルタイムのほか、夜間における就労等を含めたすべての就労に対応することとされ、夜間保育所の安定的な運営が求められている。
- そこで、本調査研究では、全国の認可夜間保育所すべてを対象として、その運営実態を把握し、安定的な運営に向けた今後の国庫補助のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施した。

第 2 節 調査研究の概要

1. 調査研究の実施手順

- 本調査研究の目的に基づいて、図表 1-1 の手順にて調査・分析を行った。

図表1-1 本調査研究の実施手順



図表1-2 プレヒアリング調査協力施設一覧（調査実施日順）

No	調査対象施設（経営主体）	所在地	調査日
1	エイビイシイ保育園(社会福祉法人杉の子会)	東京都新宿区	平成30年11月16日(金)
2	野町夜間保育園(社会福祉法人野町保育園)	石川県金沢市	平成30年11月20日(火)
3	夜間保育所ドリーム(社会福祉法人さがみ愛育会)	神奈川県相模原市	平成30年11月20日(火)
4	千代保育園(社会福祉法人あかつき会)	広島県福山市	平成30年11月21日(水)
5	小倉北ふれあい保育所(社会福祉法人正善寺福祉会)	福岡県北九州市	平成30年11月22日(木)
6	幼保連携型認定こども園豊新聖愛園(社会福祉法人路交館)	大阪府大阪市	平成30年11月28日(水)
7	第2どろんこ保育園(社会福祉法人四季の会)	福岡県福岡市	平成30年11月29日(木)
8	ペガサス夜間保育園(社会福祉法人山百合会)	神奈川県横浜市	平成30年11月29日(木)
9	玉の子夜間保育園(社会福祉法人うるま福祉会)	沖縄県那覇市	平成30年12月4日(火)

図表1-3 確認ヒアリング調査協力施設一覧（五十音順）

No	調査対象施設（経営主体）	所在地	調査日・実施場所
1	エイビイシイ保育園(社会福祉法人杉の子会)	東京都新宿区	平成31年3月18日(月) 厚生労働省
2	第2どろんこ保育園(社会福祉法人四季の会)	福岡県福岡市	
3	千代保育園(社会福祉法人あかつき会)	広島県福山市	

2. 「夜間保育の運営状況等に関する調査」実施概要

(1) 調査対象

- 全国の認可夜間保育所 81 か所(悉皆)

(2) 調査方法

- 郵送配布・郵送回収による。
- ただし、電子調査票(マイクロソフトエクセル形式)での回答を希望する施設に対しては、電子調査票による送付・回収を行った。

(3) 調査実施期間

- 平成31年1月8日(火)～23日(水)
- ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

(4) 回収結果

調査対象数	回収数	うち、有効回収数	有効回収率
81 か所	59 か所	58 か所	71.6%

(5) 集計方法

- 回答が得られたもののうち、問7を除き無効・非該当を除いて集計している。

(6) 集計に用いたデータセット作成の基本的な考え方

- 本調査研究では、回答が得られた調査票の内容で疑義がある場合、特に重要な点については電話にて確認を行い、極力正しいデータを整備した。
- しかし、すべてを確認することは困難であり、また全データを統一基準で整理する必要から、主に以下の考え方で、データセットを整備し、分析に用いている。

図表1-4 データ整備の考え方

(1) 利用定員について

年齢別利用定員数(内訳)の合計と利用定員が一致していない場合は、年齢別利用定員数(内訳)のデータは集計に含めていない。

(2) 各種保育業務について

各種保育の所要時間と実施時間帯両方に回答が無い場合は、当該業務の回答を無効化している。

(3) 入浴・シャワーの実施割合について

1週間のうちの入浴・シャワー実施日を1週間の開所日数で割り、割合を算出している。

※5日中2日は40%、6日中2日は33.3%となる。

(4) 早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の利用児童、勤務職員の扱いについて

早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外に利用している児童がいる、勤務している職員がいると回答されていた場合は、原則として開所時間帯のみを集計に含めている。ただし、図表 2-25 は、開所時間帯以外での預かり状況について集計しており、この集計でのみ開所時間帯以外のデータを用いている。

(5) 早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育の区分について

早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育の区分で利用児童数、職員数の平均を算出する際は、回答いただいた早朝延長保育時間、通常保育時間、夜間延長保育時間を参照して整理している。

(6) 併設する保育所と区別不可な職員について

併設する保育所と夜間保育所の職員配置数が区別不可な場合は集計に含めていない。

(7) 保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数の推移について

各時間(区分)の利用児童数(合計)を当該時間の保育士(主任保育士及び保育士)数(合計)で割って算出している。利用している児童はいるが、夜間保育所の保育士がいない(併設する保育所の保育士が保育をしていると思われる)場合は集計に含まれていないため、留意する必要がある。

(8) 保育士の最低基準配置について

年齢別利用定員数(内訳)の数を利用し、下記の計算式で算出した。

①4・5歳児利用定員数/30+3歳児利用定員数/20+1・2歳児利用定員数/6+0歳児利用定員数/3

※それぞれ小数第2位を切り捨てた数値を足し上げ、最終的に小数第1位を四捨五入している。

②2・3号認定利用定員数が90人以下なら1人

上記を足し上げた数(①+②)を最低基準配置としている。

(9) 保育士の最低基準比について

保育士の最低基準比は、保育士の実配置数から最低基準配置を引いて算出している。

(7) 主な調査内容

- 主な調査内容は次の通りである。

図表1-5 主な調査内容

A. 保育所の状況
問1 経営主体並びに施設類型
問2 施設開設時期と夜間保育の開始時期
問3 通常保育・延長保育別の開所時間帯
問4 定員数等
問5 職員配置
問6 事務職員、栄養士の配置状況と加算の取得状況等
問7 夜間保育以外の子育て支援施策
B. 保育所の1日の流れと職員配置
問8 普段の園の1日の流れ(時間帯別の保育業務、園児数、職員数等)
問9 1か月間の延べ利用者数(早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育別)
C. 収入等の状況
問10 平成29年度1年間の事業収入(収益)
問11 同1年間における延長保育事業に係る利用者からの徴収費用
問12 利用者1人に対する、1日当たりの食事・おやつ・補食の標準的な提供回数
問13 同1年間における給食関連業務従事者の延べ労働時間数・人件費
問14 各保育業務の実施状況(ミルク、おむつ交換、入浴、シャワー、歯磨き)
問15 夜間保育固有の経費
D. 運営管理や卒園後の子どもの状況等
問16 保育士確保のための工夫
問17 延長保育事業における保育士の確保方法
問18 平成29年度卒園者の現在の状況
問19 夜間保育にかかるご意見・ご要望

第3節 調査における倫理面への配慮

- アンケート調査は、調査結果を本調査の分析、取りまとめ以外に使用されないよう配慮した。また、ヒアリング調査は、事前に、調査の趣旨とヒアリング調査の位置づけ等について調査対象者への説明を行い、同意を得て実施した。
- 報告書作成に際しては、プライバシーが侵害されないように記述することに留意した。

第4節 調査研究の体制

- 本調査研究は、みずほ情報総研株式会社社会政策コンサルティング部が実施した。
- 調査の実施に当たっては、全国夜間保育園連盟の協力を得て実施した。また、調査の設計や分析方針の検討等においては、山田コンサルティンググループ株式会社の協力を得て実施した。

第5節 成果の公表方法

- 本調査研究の成果(報告書)は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。
(<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>)

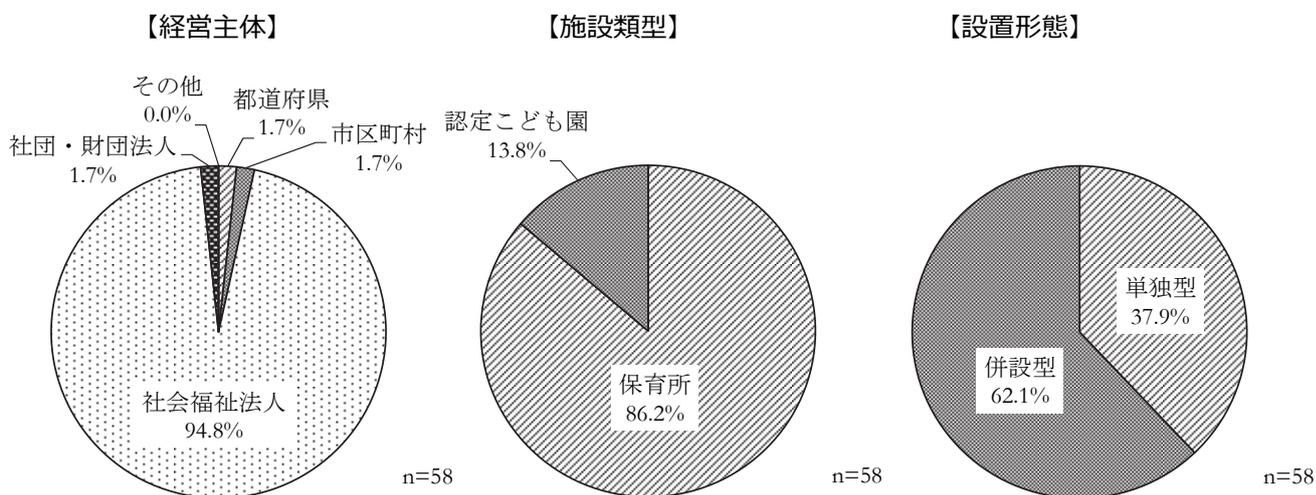
第2章 夜間保育の運営実態

第1節 調査回答保育所の概要

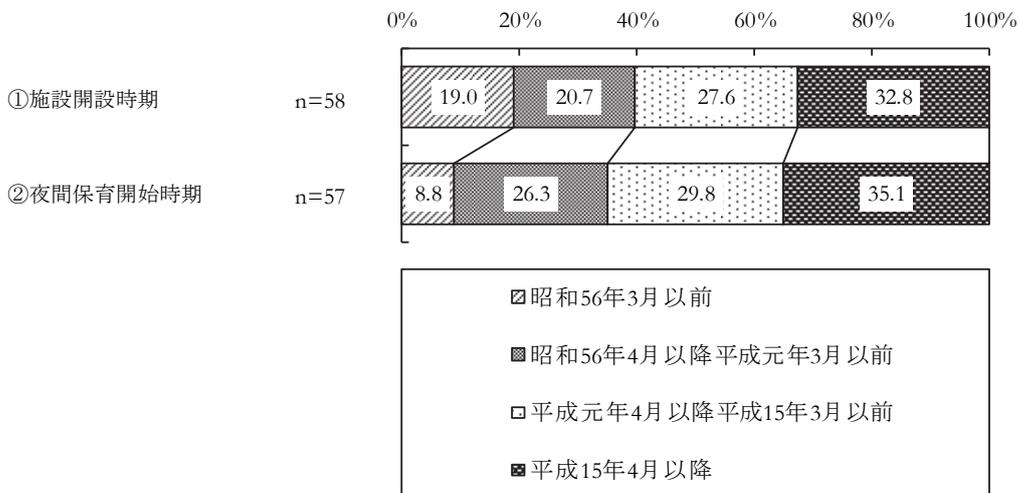
1. 経営主体・施設類型

- 回答が得られた保育所の経営主体は、「社会福祉法人」が94.8%と大半を占める。
- 施設類型は、「保育所」が86.2%、「認定こども園」が13.8%であり、設置形態¹は「併設型」が62.1%、「単独型」が37.9%となっている。
- 保育所の開設時期は、「平成15年4月以降」が32.8%で最も多い。夜間保育を開始した時期は、保育所の開設時期と同様に「平成15年4月以降」が35.1%で最も多いが、認可夜間保育所となる前の「昭和56年3月以前」も8.8%ある。

図表2-1 属性 (SA)



図表2-2 施設開設・夜間保育開始時期 (SA)

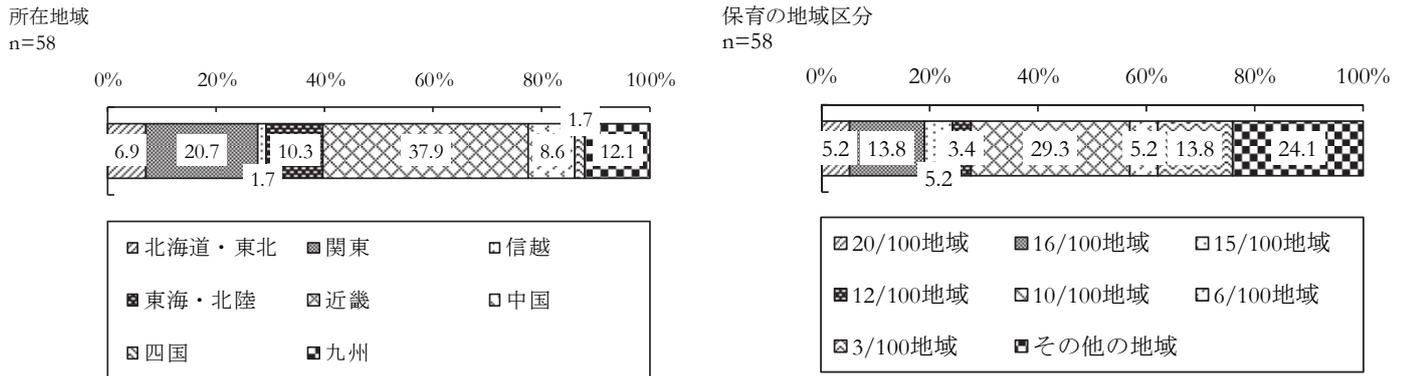


¹ 設置形態について、「単独型」は夜間保育所だけの施設、「併設型」は既存の保育所、乳児院等に併設された夜間保育所、または既存の保育所において通常の保育と夜間保育の両方を行う施設を指す。

2. 地域・人口規模

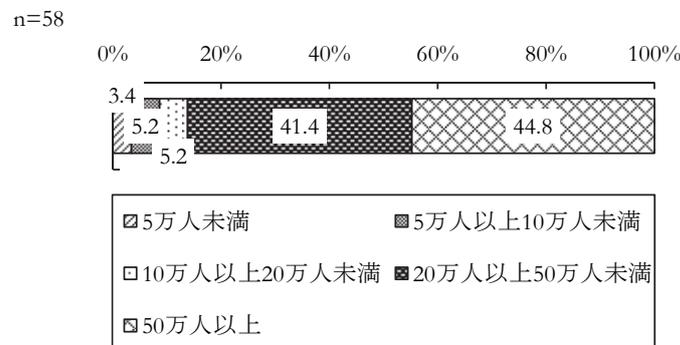
- 夜間保育所の所在地域は、「近畿」が 37.9%で最も多く、次いで「関東」が 20.7%となっている。「信越」と「四国」は 1.7%(1 施設)となっている。
- 公定価格算定において用いられる保育の地域区分は「10/100 地域」が 29.3%で最も多く、次いで「その他の地域」が 24.1%となっている。
- 人口規模別にみると、「50 万人以上」が 44.8%、「20 万人以上 50 万人未満」が 41.4%となっており、人口 20 万人以上の大都市が 85%以上を占める。

図表2-3 所在地域・保育における地域区分 (SA)



- (注) 1.地域区分は、地方厚生局の区分に従い、以下の通り分類している。
 北海道・東北:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 信越:新潟県、山梨県、長野県
 東海・北陸:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 2.保育の地域区分は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(内閣府告示第 57 号、平成 30 年 3 月 30 日)に従い区分している。

図表2-4 人口規模 (SA)

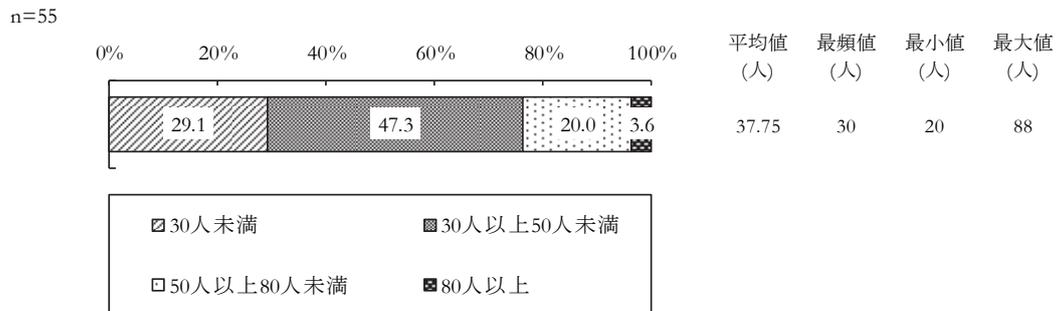


- (注) 総務省統計局「国勢調査」(平成 27 年)より、平成 27 年 10 月 1 日現在の人口に基づき分類している。

3. 利用定員規模

- 平成 30 年 12 月 1 日時点における 1 施設当たりの利用定員の規模は、平均 37.75 人、最頻値 30 人となっている。最も少ない施設は 20 人、最も多い施設は 88 人となっている。
- 年齢別利用定員の総数をみると、1 号認定は認定こども園のみとなるため全体に少ないが、2 号認定の「4・5 歳児」及び 3 号認定の「1・2 歳児」の利用定員が、平均で 12 人程度と多い。

図表2-5 利用定員規模（平成 30 年 12 月 1 日時点）



【年齢別利用定員（平成 30 年 12 月 1 日時点）】

		平均		最小値		最大値		
利用定員（総数、n=55）		37.75	人	20	人	88	人	
年齢別 利用定員 (n=43)	1号認定	4・5歳児	1.26	人	0	人	12	人
		3歳児	0.65	人	0	人	7	人
	2号認定	4・5歳児	12.70	人	0	人	30	人
		3歳児	6.37	人	0	人	15	人
	3号認定	1・2歳児	12.77	人	6	人	29	人
		0歳児	4.67	人	1	人	15	人

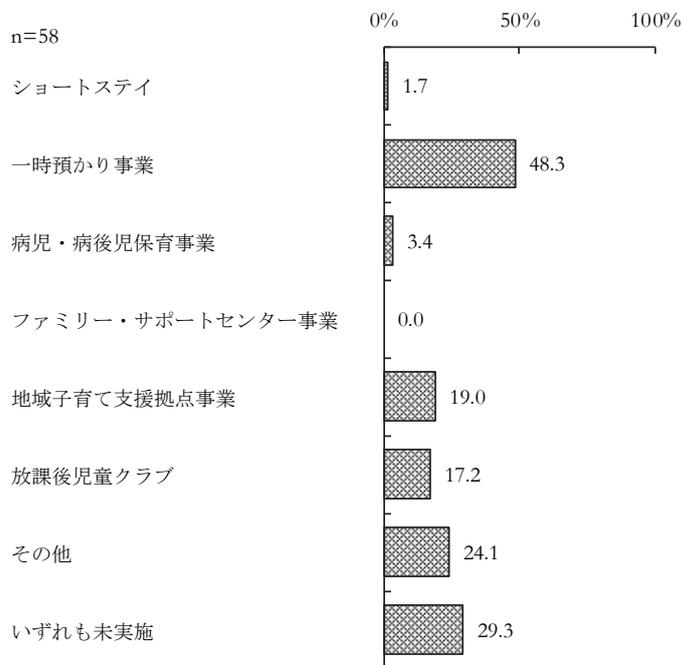
(注) 1. 年齢別利用定員数について回答が得られているもののみを集計対象としている。上のグラフは、利用定員の総数のみ回答が得られているものを含めて集計しているため、年齢別利用定員の合計と利用定員（総数）は一致していない。

2. 小数点第 3 位を四捨五入して平均値を算出している。

4. 夜間保育以外の子育て支援策の実施状況

- 夜間保育以外の子育て支援策は、「一時預かり事業」が 48.3%で最も多く、「地域子育て支援拠点事業」が 19.0%、「放課後児童クラブ」が 17.2%が続いている。なお、「いずれも未実施」が 29.3%ある。

図表2-6 夜間保育以外の子育て支援策の実施状況 (MA)



(注) 各種子育て支援策のいずれも選択していない場合、「いずれも未実施」に分類して集計している(SA)。

(「その他」の具体的な内容)

園庭開放、絵本貸し出し、放課後児童クラブではない自主事業としての深夜 2 時までの学童保育事業等

第2節 夜間保育所における1日の流れ

- 本節では、夜間保育所における1日の流れがどのようになっているのか実態を把握する。

【ポイント】

- ◆ 早朝延長・夜間延長保育時間を含めた1日当たりの開所時間数が17時間以下の施設が約8割。24時間保育を実施しているのは1割未満。
- ◆ 延長保育の実施割合は、「早朝延長・夜間延長保育あり」が約5割、「早朝延長保育のみあり」が約4割、「夜間延長保育のみあり」が1割未満。
- ◆ 早朝延長保育開始時間は「7時以降8時前」が、夜間延長保育終了時間は「25時以降」が多い。
- ◆ 「就寝」²、「夕食」、「入浴・シャワー」など、昼間の保育所ではあまり多く発生しない、夜間保育所で固有に発生する、又は負担が相対的に増える業務がある。利用定員規模による違いをみると、利用定員が多い施設では特に「入浴・シャワー」にかかる時間が相対的に長い。ただし、施設により、「入浴・シャワー」は、毎日実施している施設もあれば、週の半分以下や夏期のみ実施している場合など、施設による差が大きい業務であり、施設ごとにその負担感は異なる。
- ◆ 複数の業務が集中する時間帯は19時台以降で、「夕食」、「入浴・シャワー」、「就寝」が少しずつ重なりながら、並行して行われている。
- ◆ 1施設当たりの平均的な利用児童数を時間帯別にみると、日中の時間帯が多いが、7時台から10時台の早朝延長保育に当たることが多い時間帯も総じて利用児童数が多い。夜間延長保育時間となる22時以降は少なく、深夜3時台以降は1人程度で推移。ただし、通常保育開始時間帯別にみると、12時以降の保育所が少ないものの、児童の利用時間帯が遅い時間に後ろ倒れとなっており、明け方まで利用する児童が相対的に多い様子がうかがえる。
- ◆ 夜間延長保育時間は配置している保育士数も減るものの、保育士1人当たりの利用児童数は、早朝延長保育6.59人、通常保育4.85人に対して、夜間延長保育1.93人と非常に少ない。
- ◆ 早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外で児童を預かっている施設もあり、その分の業務負担、人件費負担も生じている。

1. 開所時間帯

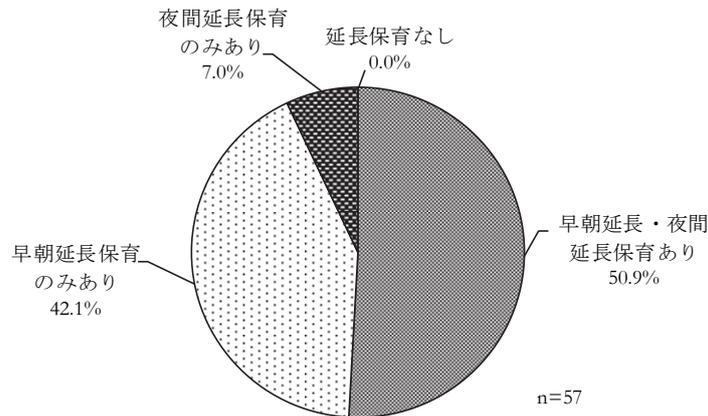
- 通常保育は、開所時間「11時以降12時前」、閉所時間「22時以降23時前」がそれぞれ84.2%と、当該時間帯に集中している。
- 延長保育の実施割合は、「早朝延長・夜間延長保育あり」が50.9%、「早朝延長保育のみあり」が42.1%、「夜間延長保育のみあり」が7.0%で、いずれの延長もしていない施設はない。
- さらに、早朝延長保育、夜間延長保育を実施している施設における、それぞれの開始又は終了時間及び延長保育時間数をみる。早朝延長保育の開始時間は「午前7時以降8時前」が60.4%で最も多く、早朝延長保育時間数は1日当たり「2時間超4時間以下」が77.4%と多くを占める。夜間延長保育の終了時間は、「25時以降」が54.5%で最も多く、「24時以降25時前」が30.3%と、24時以降に終了する施設が8割以上となっている。また、夜間延長保育時間数は1日当たり「2時間超4時間以下」が42.4%となっている。

² 「午睡」や「就寝」等の睡眠時間中、保育士は寝かしつけや5～10分おきの睡眠チェック等を行っている。

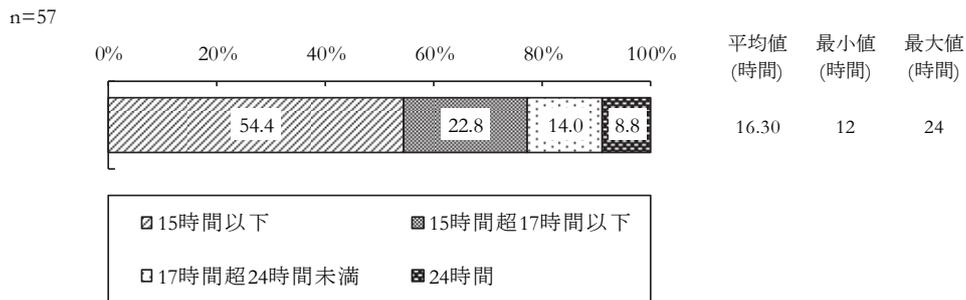
- 早朝延長・夜間延長保育をあわせた 1 日当たりの延長保育時間数は、「6 時間以下」が 77.2%と多くを占めている。通常保育開所時間(11 時間)を含め、1 日当たりの保育時間数は「15 時間以下」が 54.4%と半数以上を占めるほか、「15 時間超 17 時間以下」が 22.8%となっており、国庫補助給付が支給される 17 時間以下を開所時間としている割合が 77.2%と 8 割近くを占める。なお、24 時間保育を実施しているのは、8.8%(5 か所)となっている。

図表2-7 開所時間帯 (平成 30 年 12 月 1 日時点)

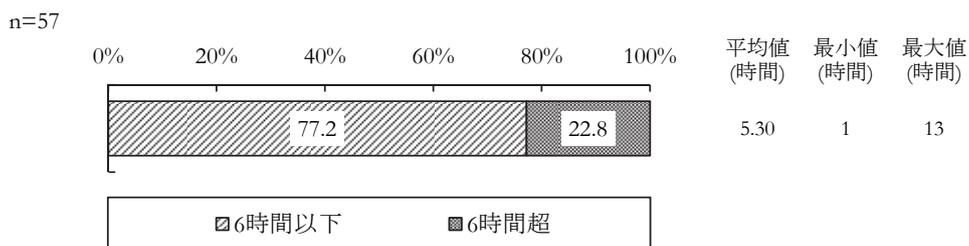
【延長保育実施状況】



【延長保育時間を含む開所時間数】

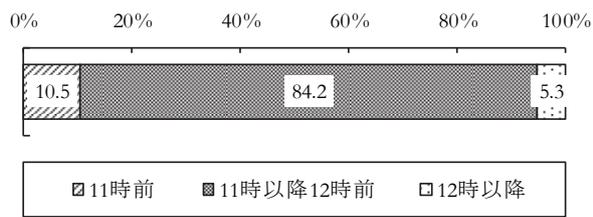


【延長保育時間数】



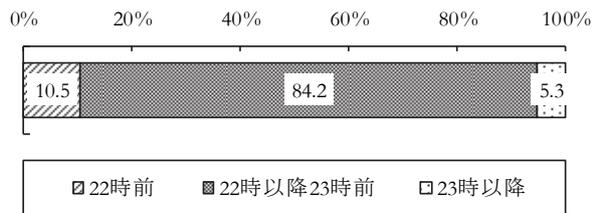
【通常保育】

通常保育開始時間
n=57



平均値 (時)	最小値 (時)	最大値 (時)
10:59	8	14

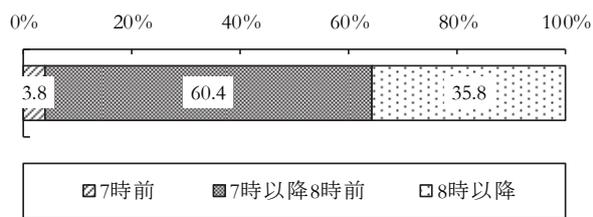
通常保育終了時間
n=57



平均値 (時)	最小値 (時)	最大値 (時)
21:59	19	25

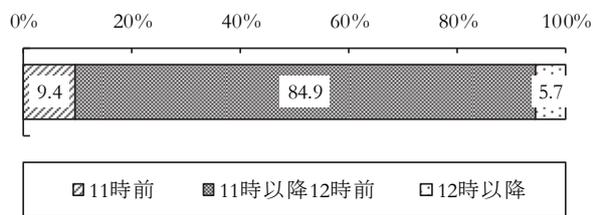
【早朝延長保育】

早朝延長保育開始時間
n=53



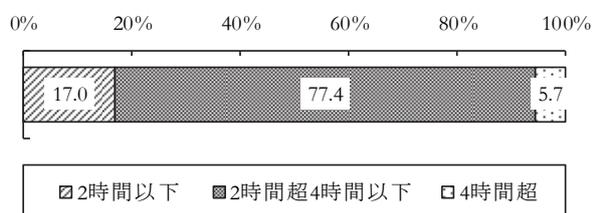
平均値 (時)	最小値 (時)	最大値 (時)
7:38	5	13

早朝延長保育終了時間
n=53



平均値 (時)	最小値 (時)	最大値 (時)
11:04	9	14

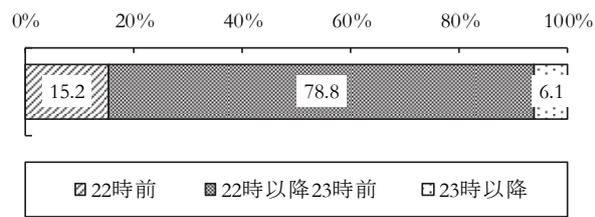
早朝延長保育時間
n=53



平均値 (時間)	最小値 (時間)	最大値 (時間)
3.42	1	6

【夜間延長保育】

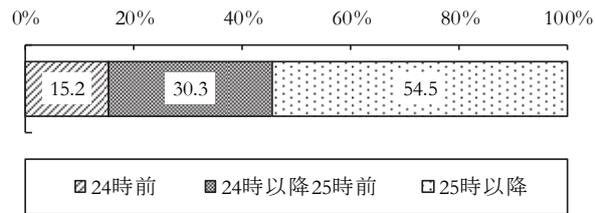
夜間延長保育開始時間
n=33



平均値 (時) 最小値 (時) 最大値 (時)

21:53 19 25

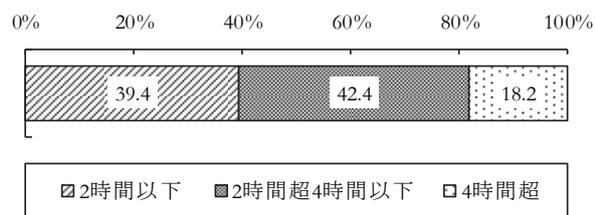
夜間延長保育終了時間
n=33



平均値 (時) 最小値 (時) 最大値 (時)

25:34 22 33

夜間延長保育時間
n=33



平均値 (時間) 最小値 (時間) 最大値 (時間)

3.67 1 11

図表2-8 開所時間に対する主な意見

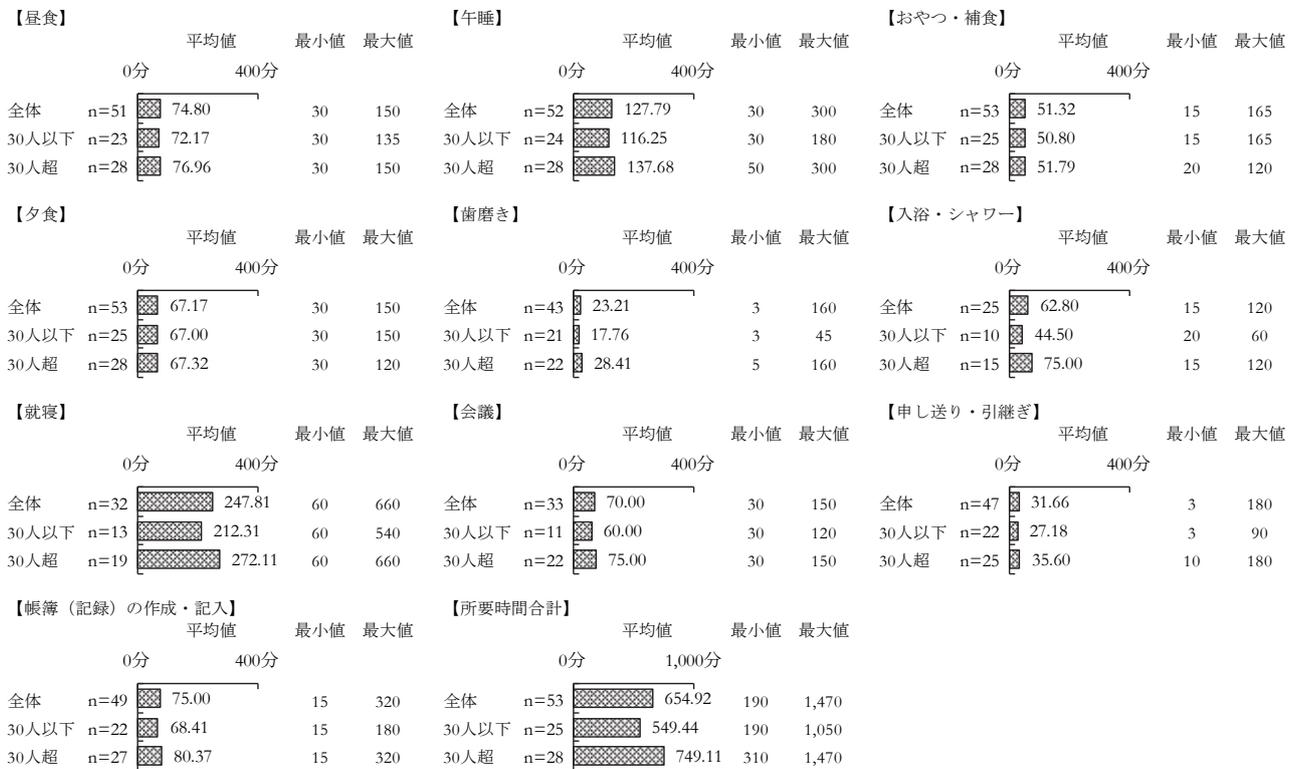
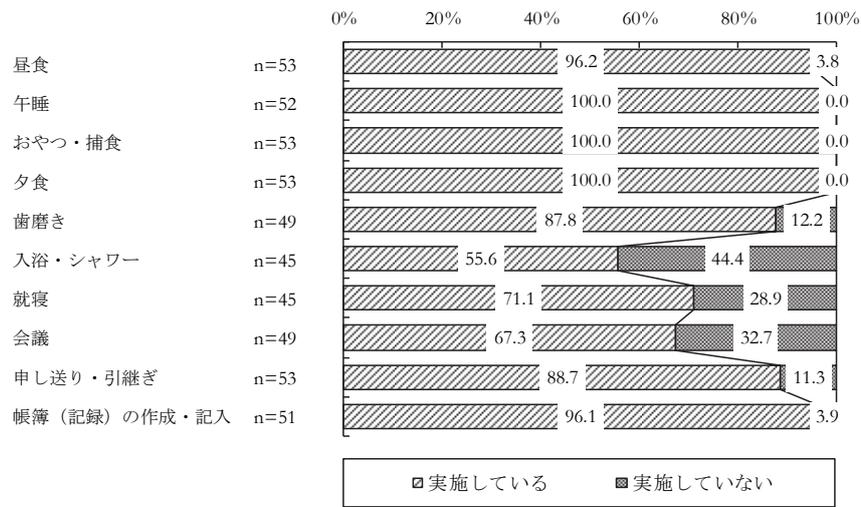
- 夜間だけ預かる保育園と間違った認識を持たれている。通常の園が 19 時までで、その後も開いている保育園と世の中に理解してほしい。
- 市内の認可園が 19:00 までの開園のため、通勤などで利用する方もいるが、朝早い保育の希望もあり対応しきれていない。
- 保育園が決める既成の時間に利用者が合わせるのではなく、個人に最適化した保育時間を提供する。家族の経済的自立のためにも多くの人が必要としている。

2. 各種保育業務の1日当たりの所要時間と実施時間帯

(1) 各種保育業務の実施状況と1日当たりの所要時間

- 誕生日会やお遊戯会等のイベントがない、任意の1日を施設側で選定し、普段の園の1日の業務にかかる時間(準備・片付を含む)や業務の流れについて、回答を得た。
- まず、各種保育業務をその1日に実施したかどうかをみると、「午睡」、「おやつ・補食」、「夕食」はすべての施設で行われている。一方で、「入浴・シャワー」は55.6%でほぼ半数であった。
- さらに、それぞれの業務を実施している施設において、1日で費やした所要時間をみると、全体平均で654.92分(約10時間55分)となっている。少なくとも1人以上の職員が当該業務に従事した時間であり、投入人数を考慮した総従事時間ではないこと、また複数の業務が重なって実施されていることなど解釈に当たっては留意が必要であるが、延長時間を含む平均開所時間数16.3時間(16時間18分)のうち67.0%を、これらの業務に費やしていることがわかる。
- 具体的にどのような業務に主に費やしているかをみると、「就寝」や「午睡」など睡眠に関わる業務が多い。睡眠時に主に発生する業務としては、寝かしつけや5～10分ごとの睡眠チェック等がある。このほか、60分以上費やしている業務は、時間の長いものから、「帳簿(記録)」(75.00分)、「昼食」(74.80分)、「会議」(70.00分)、「夕食」(67.17分)、「入浴・シャワー」(62.80分)となっている。
- 「就寝」はもちろんのこと、「夕食」や「入浴・シャワー」も、昼間の保育所では、あまり多く発生しない、あるいは発生しない業務であり、夜間保育所で固有に発生する業務であると考えられる。また、「おやつ・補食」にも51.32分かかっており、「昼食」や「夕食」とあわせると、食事等栄養に関わる業務に1日当たり193.29分(約3時間13分)を要しており、当該業務にかかる時間も長い。
- ここで、利用定員規模により、所要時間に違いがあるかをみるため、利用定員規模30人以下と同30人超で所要時間の差をみると、1日当たり20分以上差がある(利用定員30人超の施設で長い)業務は「就寝」(60分)、「入浴・シャワー」(31分)、「午睡」(21分)となっている。就寝時間は、開所時間数により変動するものであるため一概には規模による差とは言えないが、規模の大きい保育所では、人数が増える分「入浴・シャワー」にかかる業務負担は少なくとも増大すると考えられる。

図表2-9 各種保育業務（準備・片付を含む）の実施状況と1日当たりの所要時間（利用定員規模別）



(注)1.集計対象数(n 数)は、利用定員について回答が得られており、図表 1-4(2)の通りデータ整備を行った施設数である。その為、各業務によって n 数は異なる。
 2.個別の保育業務を実施している割合については、記載された 1 日に実施していた施設の割合や時間である。当該日に実施していない場合には含まれないため、この数字だけを持って、その業務がまったく行われていないということではないことに留意が必要である。

図表2-10 各保育業務の負担に対する主な意見

- 入浴時にかかる負担は大きいものがある。保育士の配置基準の中で0歳～6歳の児童の入浴に対して、保育士が安全に関わる人数や時間についても目を向けてほしい。
- 給食は福祉施設にとって1日の中で最も重要な時間です。福祉施設の日課は、食べることを中心に組み立てられている。夕食が夜間保育所に2回あるということは、「夜間」には「昼間」の普通の保育所に比べて、山場が2回あるということで、「夜間」の保育士の疲労度は「昼間」の保育士より相当大きい。単に給食費の材料費が2倍かかるというだけでなく、人的な消耗度も大きい。

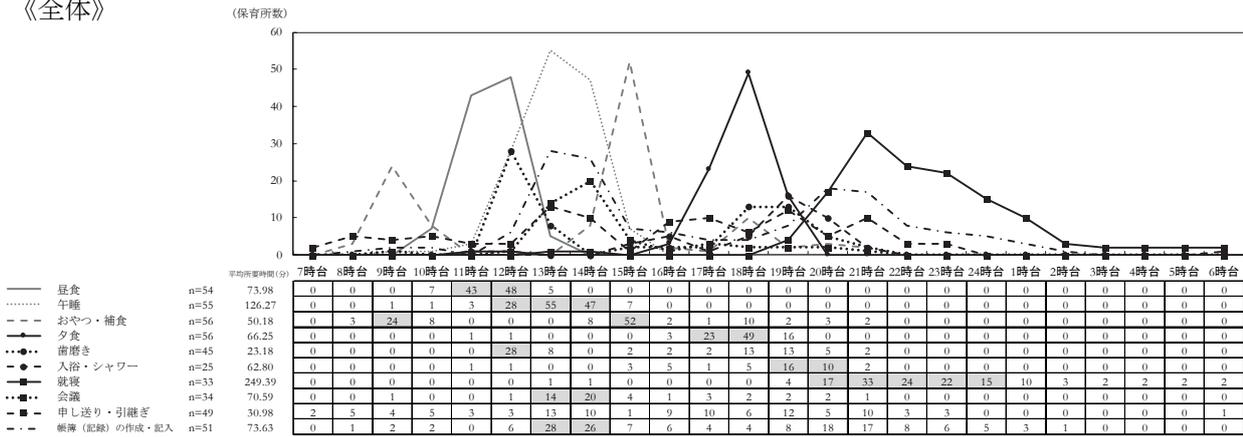
(2) 1日の保育業務の流れ

- 次に、1日のなかで、それぞれの保育業務(準備・片付けを含む)がどの時間帯に多く発生しているかを施設数ベースで集計し、夜間保育所の1日の流れ、動きを概観する。
- まず、朝9時台に「おやつ・補食」³の1回目のピークがくる。その後、11時台から12時台にかけて「昼食」があり、直後に「歯磨き」が行われている。また、昼食後の12時台から14時台にかけて「午睡」がある。その時間帯とほぼ重なる、13時台から14時台にかけて、「会議」や「帳簿(記録)の作成・記入」が行われている。その後、「午睡」明けの15時台に「おやつ・補食」があり、17時台から19時台に「夕食」がある。そして、19時台から20時台にかけて、「入浴・シャワー」を行って、20時台以降「就寝」が増えている。深夜1時以降に「就寝」が減少しているのは、開所時間が終了となるためである。
- また、どの時間帯に複数の業務が重なっているかという観点からみると、12時台に「昼食」と「午睡」、「歯磨き」が重なっており、昼食を提供しながら、歯磨きや午睡の準備を並行、あるいは連続して行っていることがわかる。次に13時台から14時台の児童が「午睡」をしている間に、保育士等は「会議」や「帳簿(記録)の作成・記入」をしている。また、19時台からは、「夕食」、「入浴・シャワー」、「就寝」が少しずつ重なっており、この時間帯も業務が重なりながら進められていることがわかる。
- なお、「午睡」、「就寝」の時間帯には、寝かしつけや5～10分おきの睡眠チェック等の業務があるほか、並行して「帳簿(記録)の作成・記入」をしている場合もあるなど、保育士の業務は恒常的に発生している。

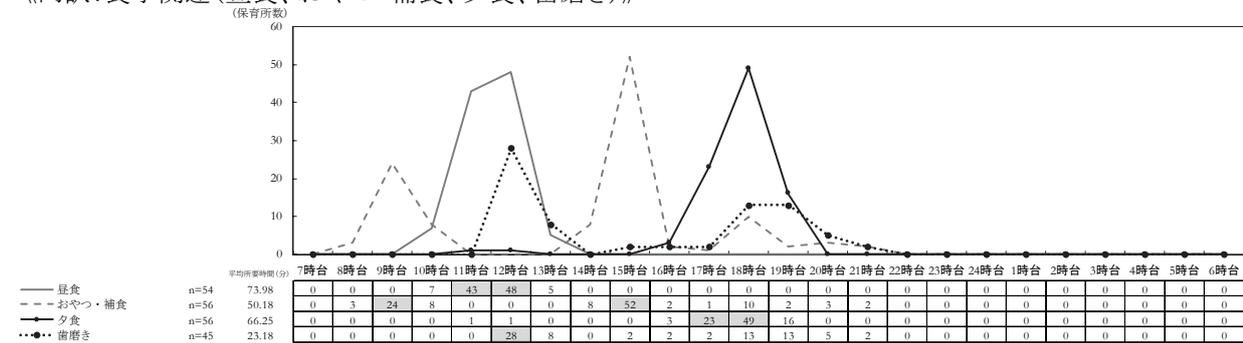
³ 「おやつ」とは、単純な栄養補給だけではなく楽しみを含めた食事(お菓子等含む)を指す。「補食」とは、成長や1回の食事量が少ないために、3回の食事だけではとれないエネルギーや栄養素を補給する食事を指す。

図表2-11 1日の保育業務の流れ（24時間）

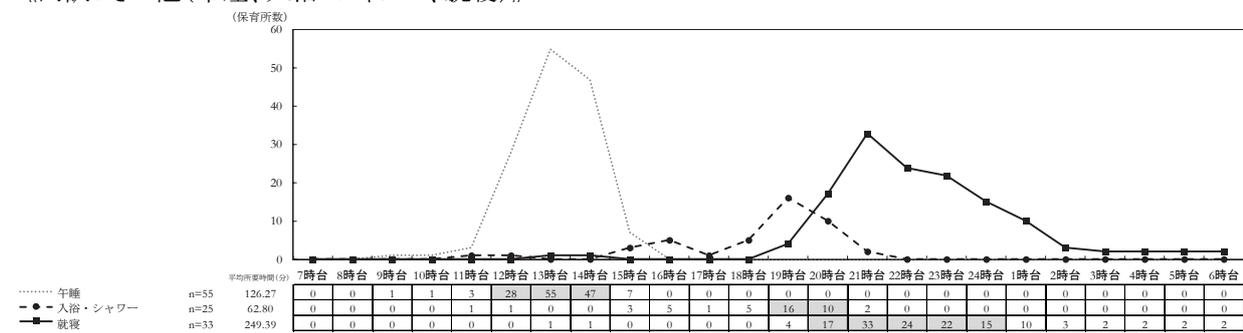
《全体》



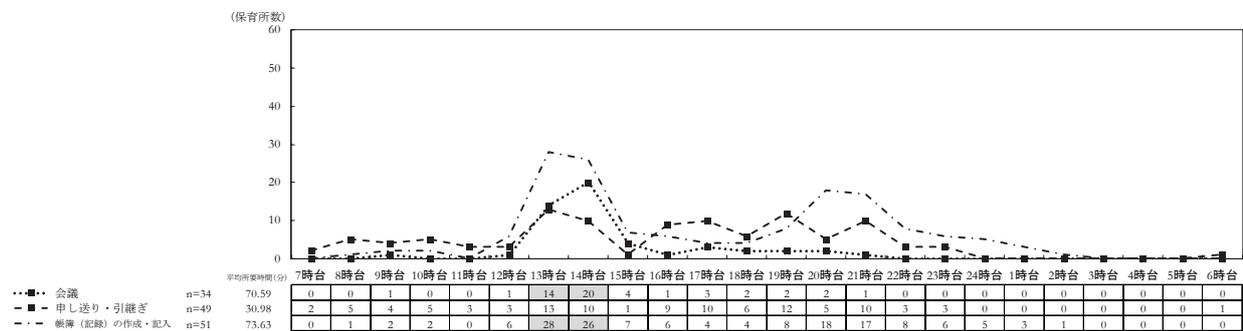
《内訳:食事関連(朝食、おやつ・補食、夕食、歯磨き)》



《内訳:その他(午睡、入浴・シャワー、就寝)》



《内訳:管理業務(会議、申し送り・引継ぎ、帳簿(記録)の作成・記入)》



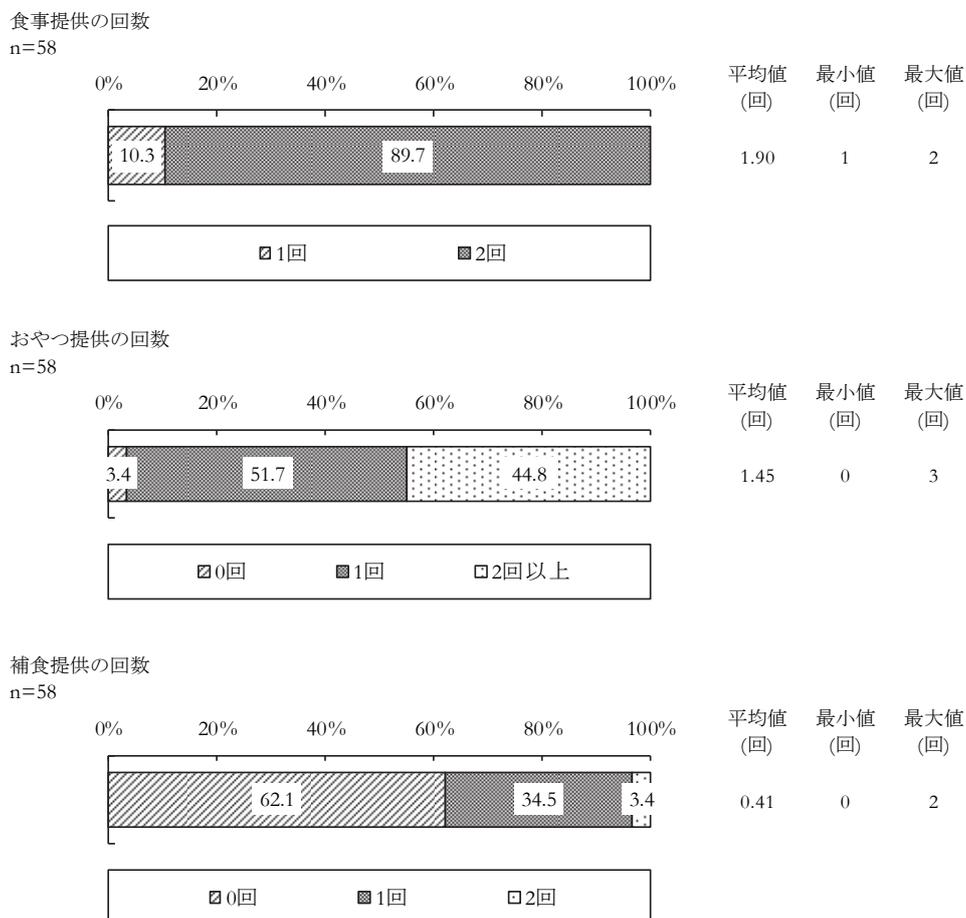
- (注) 1.当該保育業務を行っている施設数ベースで作成している。
 2.各業務について、当該業務を行っている施設のうち4割以上が実施している時間帯にグレー網掛けをしている。ただし、実施していない施設もあり、それらは集計対象には含まれないため、n数は業務ごとに異なる。また、それぞれの夜間保育所によって開所時間が異なるため、グラフの解釈には留意が必要である。
 3.ここで示している平均所要時間や施設数は、回答が得られた施設すべての平均値や施設数等の値である。図表2-9では利用定員について回答が得られている施設数をベースに集計しているため、若干誤差が生じている。

3. 夜間保育所において固有に発生又は負担が増えることが想定される業務

(1) 利用者 1 人・1 日当たりの食事・おやつ・補食の標準的な提供回数

- 前項の「2. 各種保育業務の 1 日当たりの所要時間と実施時間帯」をみると、任意に選定された 1 日においては、「おやつ・補食」や「夕食」はすべての保育所で実施されていた。
- ここでは、任意に選定された 1 日ではなく、標準的な食事等の提供回数をみる。利用者 1 人・1 日当たりの食事提供回数は「2 回」が 89.7%で大半を占めており、一般的な昼間の保育所では昼食のみの提供であることが多いことを考慮すれば、夜間保育所では、夕食が提供される分食事回数が多くなる。
- おやつや補食についても同様に 1 人・1 日当たりの提供回数をみると、おやつは「1 回」が 51.7%で最も多く、「2 回以上」も 44.8%と多い。補食については、「0 回」が 62.1%で最も多く、「1 回」が 34.5%となっている。

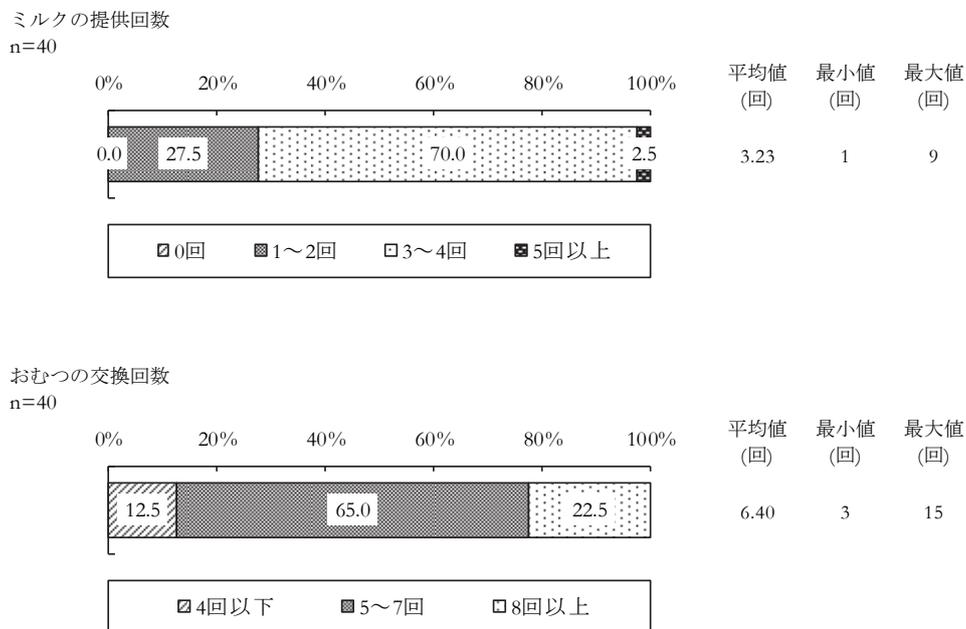
図表2-12 利用者 1 人・1 日当たりの食事・おやつ・補食の標準的な提供回数



(2) 利用者 1 人・1 日当たりの平均的なミルク提供回数とおむつ交換回数

- ミルクの 1 人・1 日当たりの平均的な提供回数は平均 3.23 回で、「3～4 回」の施設が多い。また、おむつの 1 人・1 日当たりの平均的な交換回数は平均 6.40 回で、「5～7 回」の施設が多い。

図表2-13 利用者 1 人・1 日当たりの平均的なミルクの提供回数・おむつの交換回数

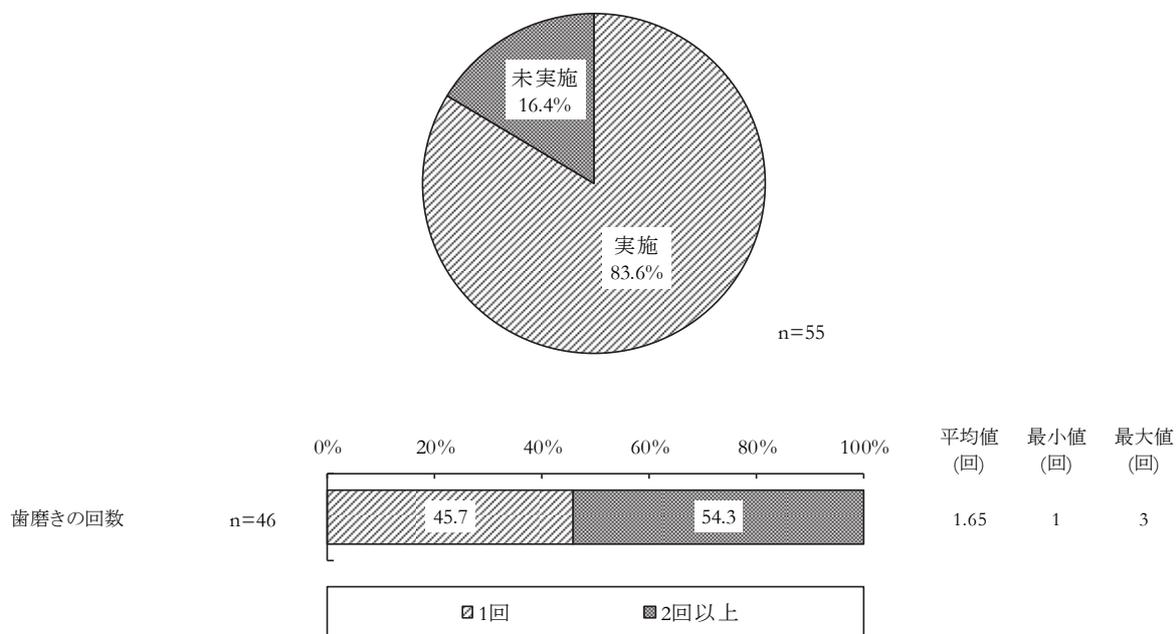


(注)「0 歳児」、「1・2 歳児」の利用定員が 1 人以上の施設を集計対象としている。その為、年齢別利用定員が不明の施設は除いて集計している。

(3) 利用者 1 人・1 日当たりの平均的な歯磨きの回数

- 歯磨きを実施しているのは 83.6%となっている。実施している施設における平均的な実施回数は 1.65 回となっている。

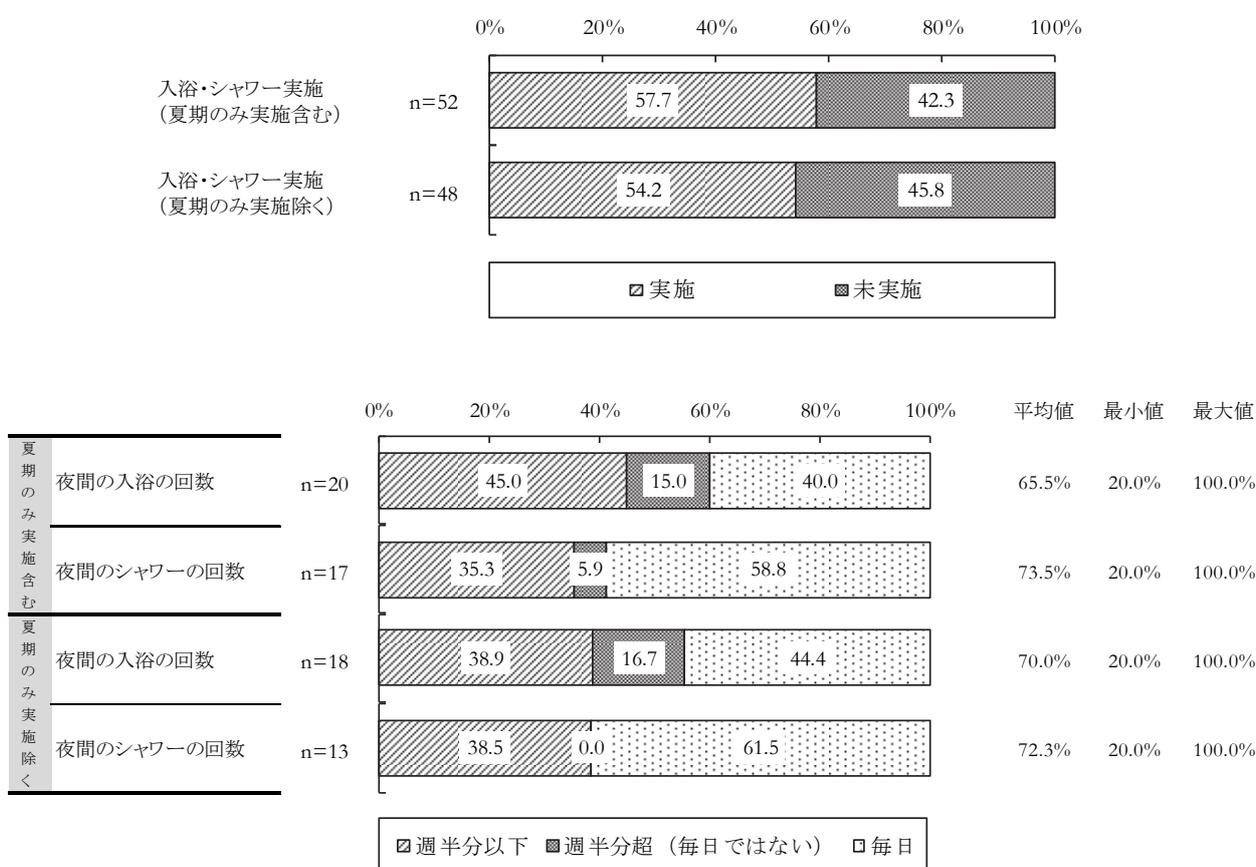
図表2-14 歯磨きの実施状況と利用者 1 人・1 日当たりの平均的な歯磨きの回数



(4) 夜間の入浴・シャワーの実施状況

- 夜間に入浴・シャワーの両方又は片方を実施している割合は 57.7%となっている。夏期のみ実施している施設があるため、これを除いた場合、54.2%となっている。
- 実施している施設における頻度(夏期のみ実施を含む)をみると、入浴は、1 週間の開所日数のうち「週の半分以下」が 45.0%、「毎日」が 40.0%と二極化している。同様に、シャワーについても、1 週間の開所日数のうち「毎日」が 58.8%が多い。また、夏期のみ実施している施設を除くと、「毎日」が、入浴で 44.4%、シャワーで 61.5%で最も多い。
- こうしたこともあり、前項の「2. 各種保育業務の1日当たりの所要時間と実施時間帯」は、任意に選定された1日の実施割合であったが、1週間や年間を通じてという観点では、本項で示した値が平均的な実施状況と考えられる。

図表2-15 1週間の夜間の入浴・シャワーの回数



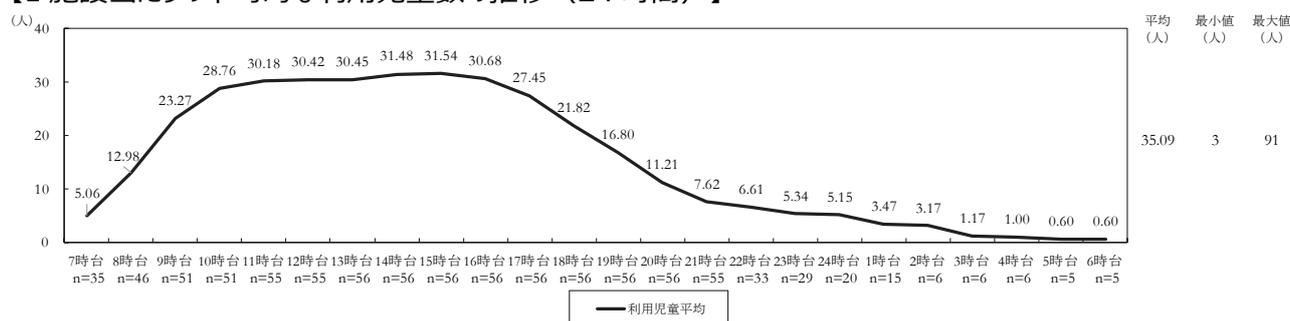
4. 時間帯別にみた利用児童数と職員配置

(1) 利用児童数

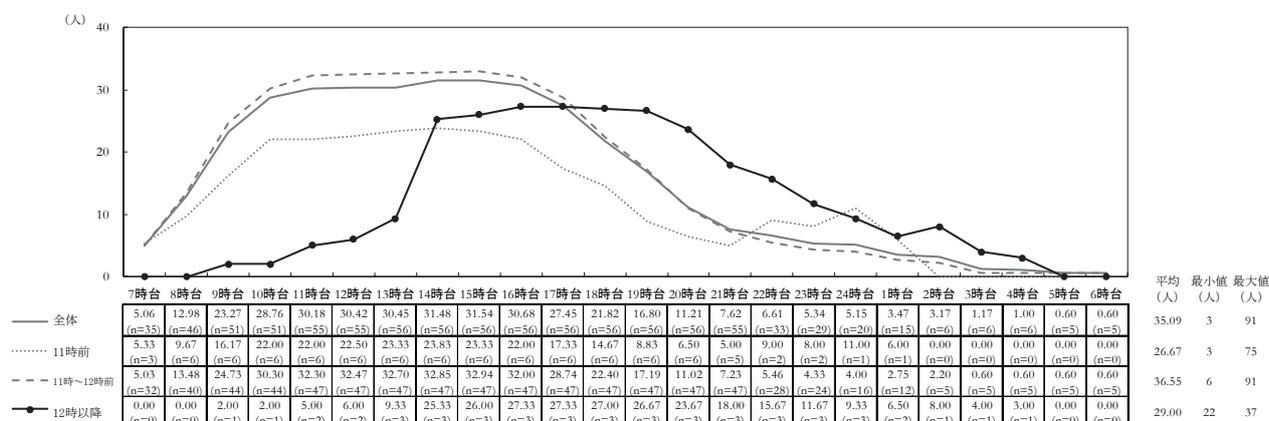
- 任意に選定された1日における、1施設当たりの平均的な利用児童数(私的契約等による一時利用者を除く。)の推移を1時間毎にみると、11時台から16時台がいずれも30人を超えており、1日のなかでも最も多い時間帯となっている。1施設当たりの平均入所児童数が35.09人であることから、多くの児童がこの時間帯には施設にいる。
- 早朝延長保育時間帯に当たる施設が多い、朝7時台から10時台は、1時間毎に利用児童数が増えているほか、夜間延長保育時間帯より総じて利用児童数が多い。夜間延長保育時間帯となる施設が多い22時以降は、22時台の6.61人をピークに、徐々に児童が帰宅していくことと、閉所する保育所が増えることから、利用児童数が減り、3時台以降は0.60人から1.17人と、1人程度で推移している。
- ここで、施設の通常保育開始時間帯別に利用児童数の推移をみる。通常保育開始時間が「12時以降」の施設が少ないため解釈には留意が必要であるが、通常保育開始時間が「12時以降」の施設では午前中の利用が少なく、14時以降に増え、その後も利用児童数の多い時間帯が続き、午前4時までで利用児童数3.00人であるなど、全体平均と比較して、児童の利用時間帯が遅い時間帯に後ろ倒れとなっている様子がうかがえる。

図表2-16 1施設当たりの平均的な利用児童数の推移(24時間)

【1施設当たりの平均的な利用児童数の推移(24時間)】



【1施設当たりの平均的な利用児童数の推移(24時間、通常保育開始時間帯別)】



- (注) 1.利用児童数は、任意に選定された1日における利用児童数であり、欠席児童は含まない。また、私的契約等による一時利用者は含めていない。
 2.早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の利用児童数は含まれていない。

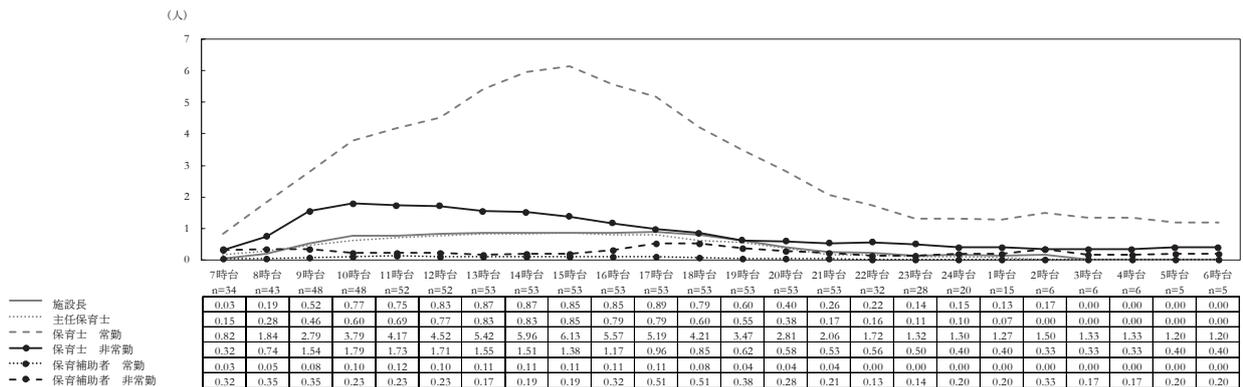
図表2-17 利用児童数に対する主な意見

- 夜間の在籍人数は一桁が続いていて、保育終了も 21:30～22:00 までのことがほとんどで、以前に比べ夜間保育の需要が減っているように感じる。
- 認可保育園にも関わらず、経営が安定しない(その年度によって子どもがいない時もある)。

(2) 職員配置

- 任意に選定された 1 日における、1 施設当たりの平均的な職種別の職員配置の推移を 1 時間毎にみると、いずれの時間帯も「保育士(常勤)」が最も多く、特に 13 時台から 17 時台までは、平均で 5 人以上の「保育士(常勤)」が勤務している。なお、図表 2-16 によると、同時時間帯における 1 施設当たりの平均的な利用児童数は、30 人前後である。
- 同様に、「保育士(非常勤)」の配置の推移を 1 時間毎にみると、最大でも平均 2 人以下ではあるが、9 時台から 14 時台が 1.5 人以上と相対的に多い。また、保育補助者はいずれの時間帯も配置が少ない。
- なお、夜間保育所での配置人数のみに限定して回答を得ているため、併設型の施設においては、時間帯によって、昼間の職員を含めて対応しているケースもあること、併設型が 6 割を超えることから、実際の配置数は、ここで示している人数よりも多い可能性がある。

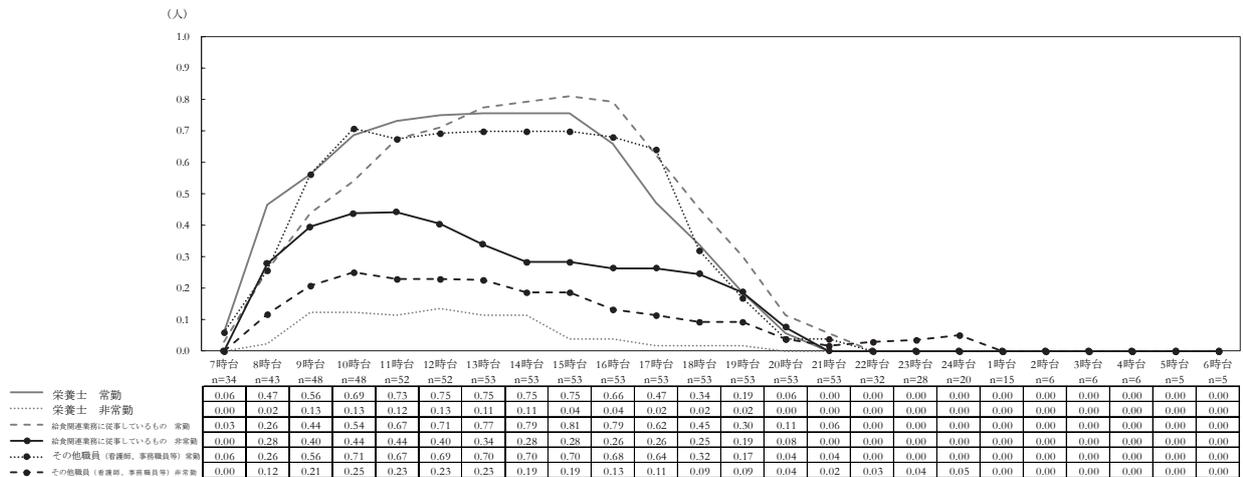
図表2-18 1 施設当たりの平均的な職員配置の推移 (施設長・主任保育士・保育士・保育補助者、24 時間)



- (注) 1.職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
 2.早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士数は含まれていない。
 3.保育補助者は、資格を有していないもの。
 4.任意に選定された 1 日における配置状況であることに留意が必要である。

- 次に、1施設当たりの栄養士や給食関連業務従事者等の配置の推移を1時間毎にみると、総じて午前中から夕方までの日中の時間帯での勤務が多く、夕食等が終了する20時以降はほとんどいない。

図表2-19 1施設当たりの平均的な職員配置の推移（栄養士・給食関連業務従事者・その他、24時間）

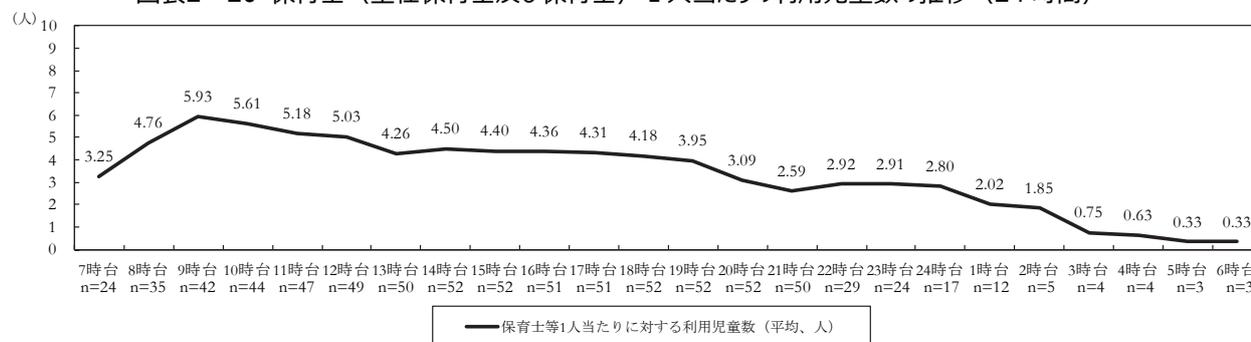


- (注) 1. 職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
 2. 早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の職員配置数数は含まれていない。
 3. 給食関連業務に従事しているものは、栄養士以外のもの。
 4. 任意に選定された1日における配置状況であることに留意が必要である。

(3) 利用児童と保育士の配置・開所時間の関係

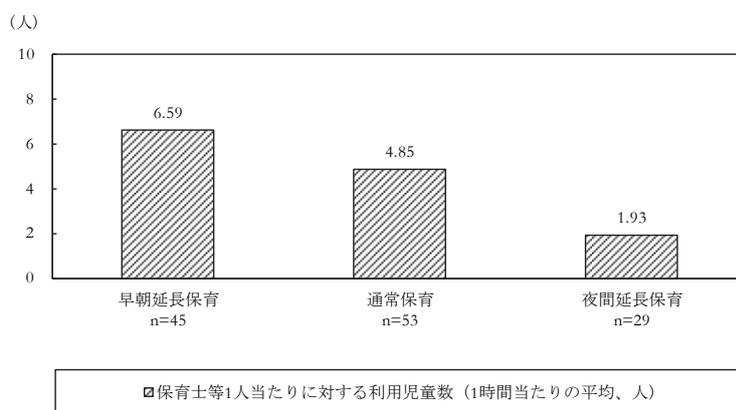
- 時間帯別に、任意に選定された1日における保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数の推移をみると、朝9時台が最も保育士1人当たりの利用児童数が多く、言い換えれば、最も保育士の配置が逼迫する時間帯であるといえる。その後は徐々に保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数が減少、21時台以降は3人を下回り、特に3時台以降は1人を切る。
- なお、開所時間帯別にまとめてみると、「早朝延長保育」では、保育士1人当たりの利用児童数が6.59人で最も多く、「通常保育」が同4.85人、「夜間延長保育」が同1.93人と、段階的に減少している。また、それぞれの開所時間帯における保育士(主任保育士及び保育士)の平均的な配置人数は、「早朝延長保育」が4.42人、「通常保育」が6.30人、「夜間延長保育」が2.07人となっている。
- さらに、利用定員規模別に詳細をみると、「早朝延長保育」、「通常保育」では利用定員規模が大きい施設ほど保育士(主任保育士及び保育士)の配置が多いが、「夜間延長保育」では利用定員規模による差異が少ない。夜間延長保育時間では利用児童数が少ないなかで、利用定員規模に関わらず一定の保育士を配置していることがわかる。

図表2-20 保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数の推移(24時間)



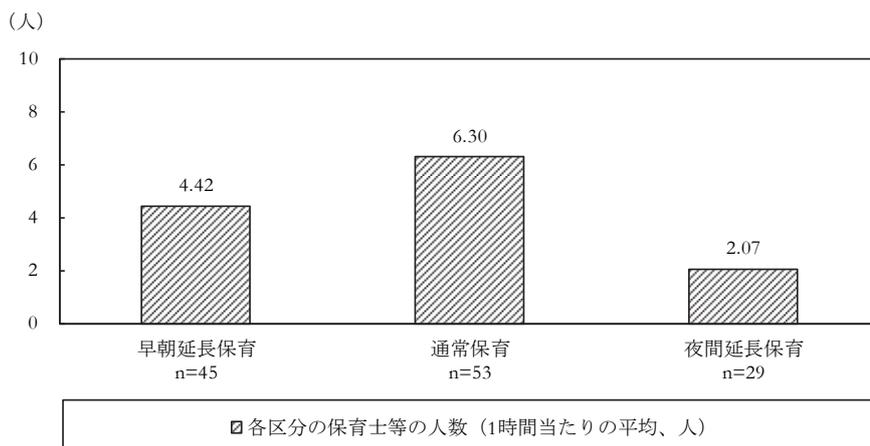
- (注) 1.職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
 2.早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士及び利用児童数は含まれていない。
 3.任意に選定された1日における状況であることに留意が必要である。

図表2-21 保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数の推移(開所時間帯別)



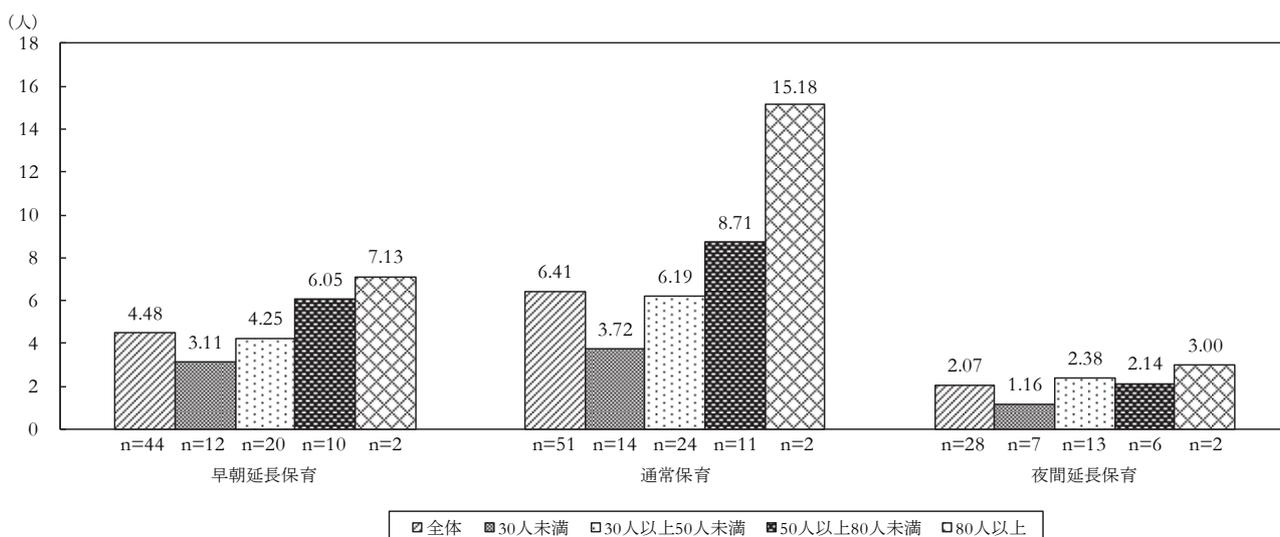
- (注) 1.職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
 2.開所時間帯の区分(早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育)は、各保育所の設定時間により分類している。このためそれぞれの区分における時間帯は、保育所により異なる。
 3.早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士及び利用児童数は含まれていない。
 4.任意に選定された1日における状況であることに留意が必要である。

図表2-22 1時間当たりの保育士（主任保育士及び保育士）の平均的な配置人数の推移（開所時間帯別）



- (注) 1.職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
 2.開所時間帯の区分(早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育)は、各保育所の設定時間により分類している。このためそれぞれの区分における時間帯は、保育所により異なる。
 3.早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士数は含まれていない。
 4.任意に選定された1日における状況であることに留意が必要である。

図表2-23 1時間当たりの保育士（主任保育士及び保育士）の平均的な配置人数の推移（開所時間帯、利用定員規模別）



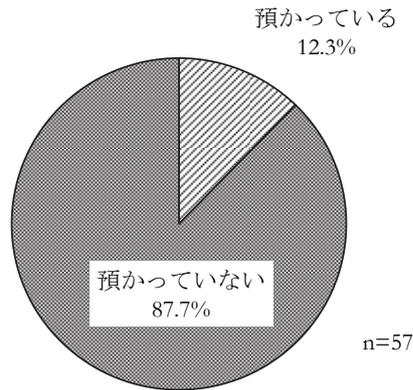
- (注) 1.職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
 2.開所時間帯の区分(早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育)は、各保育所の設定時間により分類している。このためそれぞれの区分における時間帯は、保育所により異なる。
 3.早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士数は含まれていない。
 4.各利用定員規模別の n 数は、早朝延長保育未実施、夜間延長保育未実施の施設がある為、開所時間帯毎に異なる。また、本集計の「全体」は、利用定員がわかる回答のみで集計しているため、図表 2-22 とは誤差が生じている。
 5.任意に選定された1日における状況であることに留意が必要である。

図表2-24 保育士の配置や負担に対する主な意見

- ローテーションのシフトにしているが、日中の保育園より、ローテーションの時間が長く、体調管理も難しい。
- 職員配置は一般保育所と同様の計算式の為、長時間保育に係る定数以外の保育士・調理員の配置が必要である。
- 夜間保育所は小規模(定員)が多いと思うが、開所時間は昼間よりも長いところが多い。保育時間が長いと児童は少なくても必要な人員は増える。保育士の配置基準について夜間独自の配置設定や加配について検討してほしい。
- 利用者が夜間まで利用する中で不安や疲れが出てくる。そのため、職員を手厚く配置し不安や疲れをしっかりと受け止められる環境を整備、充実していくための職員の確保が昼間保育園に比べると非常に難しい。
- 日中の保育所より夜間は深刻な相談のニーズが多い。相談を受けられる職員及び一時保育の実施できる体制を確保できるようにしたい。
- 夜間保育園には、さまざまな環境の中から通っている子がいて、一人一人に寄り添うためにはそこで働く職員の負担(精神的、肉体的)がかなり大きい。
- 長時間開所のため、保護者の養育力不足の家庭の園児も入園し、保護者支援の負担が職員に大きくかかっている。

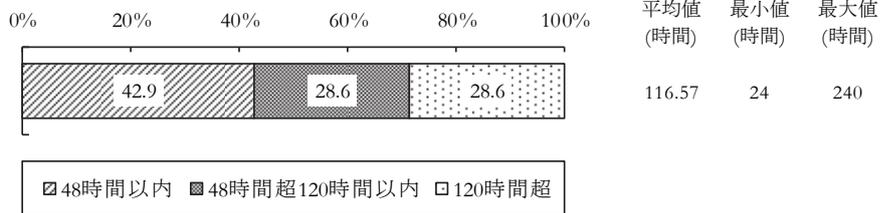
- さらに、早朝延長・夜間延長保育を含む開所時間として設定している時間帯以外であっても、保護者が迎えに来る時間が遅れる等の事情により、児童を預かるケースも実態として生じることがある。
- 今回、任意に選定された1日で、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の時間に児童を預かっている施設は、7か所(12.3%)あった。平均的な1日について記入を得ているため概算とはなるが、1週間に6日開所として、1か月間に24日開所した場合を想定して試算すると、1か月間における開所時間帯以外での延べ保育時間数は「48時間以内」が42.9%で最も多いが、最大240時間の時間外の保育が発生することになる。1日当たりの平均に直すと、「1時間以内」が57.1%であるが、「3時間以上」というところもあり、差が大きい。
- また、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の時間に配置している職員数は、1時間当たり2.5人となっており、この分の人件費もかかっていることになる。

図表2-25 延長保育時間を含めた開所時間帯以外での預かりの状況

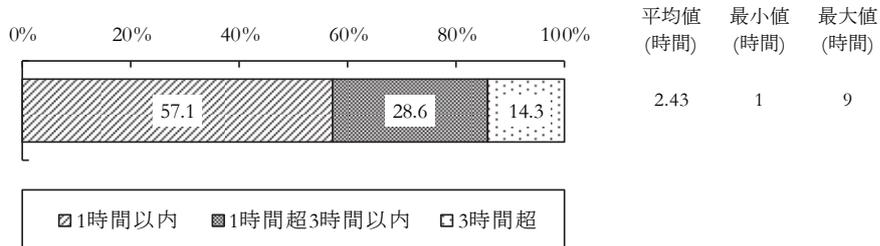


【1週間6日開所、1か月間24日間開所した場合の試算】

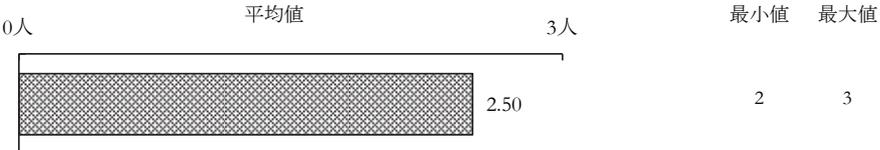
開所時間帯以外の延べ保育時間（児童数×時間）×24日
n=7



開所時間帯以外の時間帯で児童を預かっている時間数
n=7



開所時間帯以外の時間帯で働いている職員数（1時間当たりの平均）
n=4



(注)任意に選定された1日における状況から一定の条件のもと試算しており、実数値ではないことに留意が必要である。

第3節 利用定員規模別にみた職員配置・業務負担の違い

○ 本節では、利用定員規模の違いにより、職員配置や業務量の負担感がどの程度異なるかを分析する。

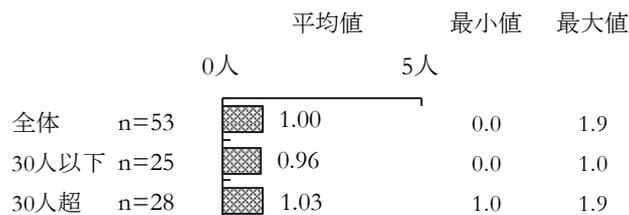
【ポイント】

- ◆ 実配置（常勤換算）における保育士（主任保育士及び保育士）の常勤割合は、8割弱。開所時間帯別では、通常保育時間では「7割以上10割未満」と「すべて常勤」の合計が75.5%と、早朝延長保育及び夜間延長保育の時間帯と比較して最も高い。また、早朝延長保育時間は相対的に常勤割合が低いが、夜間延長保育時間は、「すべて常勤」が55.2%と、他の時間帯と比較して最も高く、通常保育時間の2倍以上。
- ◆ 調理員の配置「有」が98.2%、平成30年12月1日時点での実配置人数を利用定員別にみると、30人以下の施設で平均1.77人、30人超の施設で同2.62人。
- ◆ 栄養士の配置状況は66.7%。一部「栄養管理加算」を取得していない施設がある。
- ◆ 平成29年度における給食関連業務従事者（栄養士含む）の1年間の延べ労働時間は平均約3,645時間、人件費は平均約608.0万円。利用定員規模別に1年間の人件費をみると、利用定員30人以下の施設では、約502.3万円、同30人超の施設で約726.5万円と、利用定員規模が大きい施設で高く、負担が増している。
- ◆ 事務職員の配置割合が8割弱だが、一部「事務職員雇上費加算」を取得していない施設がある。

1. 施設長の配置

○ 施設長の実配置人数は、平均で1.00人、利用定員別にみても、同30人以下と30人超の施設でほとんど変わらない。

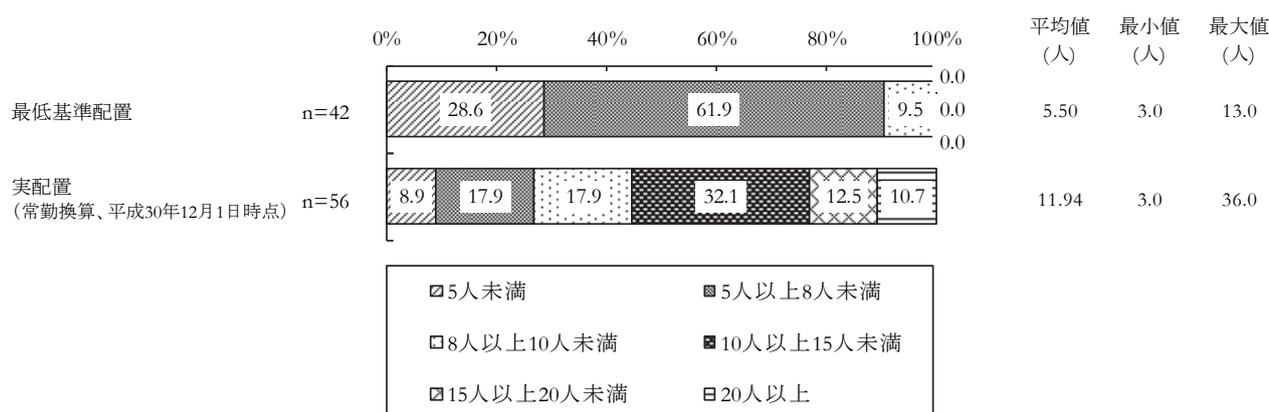
図表2-26 施設長の実配置（常勤換算、平成30年12月1日時点）



2. 保育士の配置

- 次に、年齢別利用定員が把握できた施設について、保育士の最低基準配置を算出したところ、算出対象となった42施設における、最低限必要な平均保育士数は5.50人となっている。分布で見ると、「5人以上8人未満」が61.9%で多い。
- 翻って、主任保育士と保育士を合わせた保育士(常勤・非常勤)全体での実配置人数⁴をみると、平均で11.94人(うち、常勤9.07人、非常勤2.86人)となっており、平均して最低基準配置の2倍以上の保育士を配置している。ただし、本実配置人数は当該施設に勤務する保育士総数であり、勤務時間を考慮していない延べの数値である。時間当たりの保育士の配置については、図表2-18で見たとおりであり、最も保育士(主任保育士、保育士(常勤・非常勤))を多く配置しているのが、15時台で約8人程度となっている。この配置を見る限りは、年齢別利用児童数内訳にもよるが、おおむね基準配置どおりか上回る程度ではないかと推察される。
- 利用定員規模別に、保育士(常勤・非常勤)の配置人数をみると、利用定員30人以下の施設で平均8.91人、同30人超の施設で平均14.20人となっている。さらに、最低基準配置に対してどの程度多くの人数を配置しているかをみると、前者が+4.16人、後者が+7.69人となっている。
- 実配置人数をもとに、保育士に占める常勤保育士割合を算出すると76.7%となっている。施設ごとの常勤割合の分布をみると、「7割以上10割未満」が49.1%で最も多く、次いで「5割以上7割未満」が24.6%、「すべて常勤」が15.8%となっている。

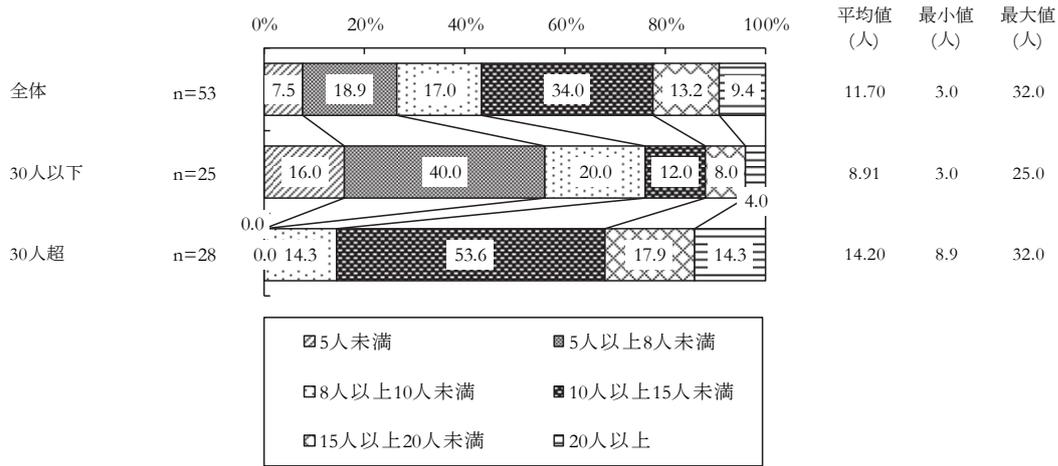
図表2-27 保育士の最低基準配置と実配置(常勤換算、平成30年12月1日時点)との比較



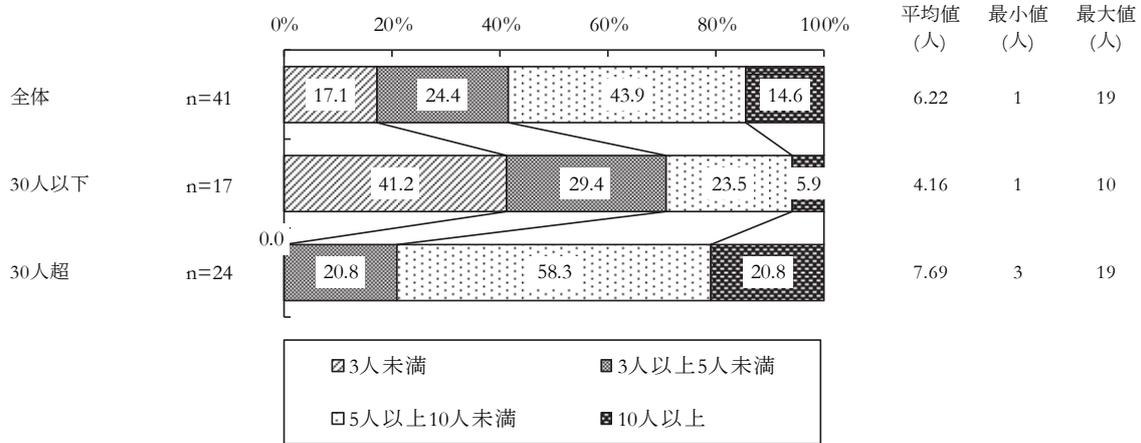
(注)ここでの実配置(常勤換算)は当該施設に勤務する保育士の総数である。時間当たりの配置を示すものではないことに留意が必要である。

⁴ 非常勤については常勤換算している。以下も非常勤はすべて常勤換算した値を示している。

【実配置（利用定員別、平成 30 年 12 月 1 日時点）】



【最低基準配置対比（利用定員別、平成 30 年 12 月 1 日時点）】



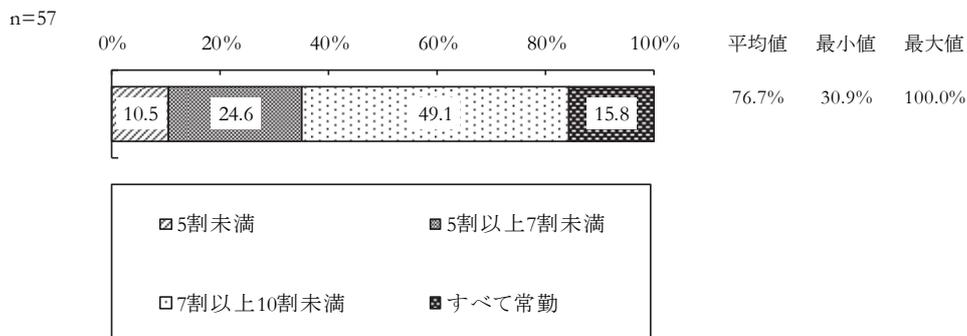
(注) 1.最低基準による保育士の配置は以下の通り算出している。

保育士の最低基準配置数＝配置基準上保育士数〔{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}+{3歳児数×1/20(同)}+{1,2歳児数×1/6(同)}+{乳児数(0歳児)×1/3(同)}(小数点以下四捨五入)〕+{利用定員(2号・3号認定)≤90人の場合,+1}

2.保育士の実配置数は、回答が得られたものすべてを対象に集計しているのに対し、最低基準配置は年齢別利用定員数が明らかでなければ算出不可であるため、n数が異なる。このため、若干の誤差が生じている可能性がある。

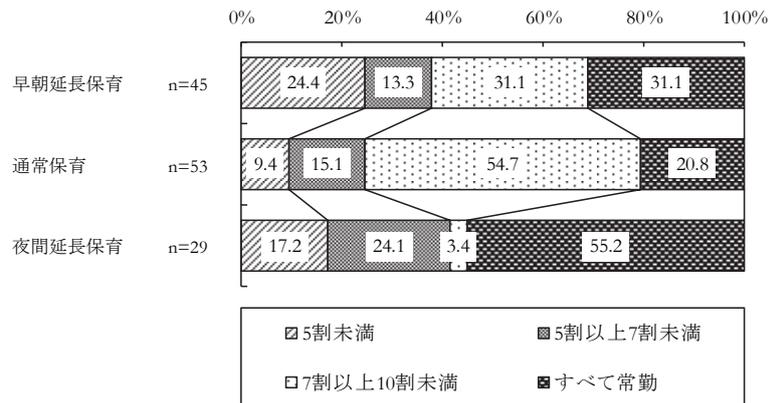
3.保育士の実配置数について、非常勤は常勤換算のうえ算出している。

図表2-28 実配置からみた保育士に占める常勤保育士の割合の分布（平成 30 年 12 月 1 日時点）



- さらに、任意に選定された 1 日における職員配置数をもとに、通常保育時間と早朝延長・夜間延長保育時間帯別に常勤保育士(主任保育士及び保育士)の割合を算出したところ、通常保育では、常勤割合が「7 割以上 10 割未満」と「すべて常勤」の合計が 75.5%と、早朝延長保育及び夜間延長保育の時間帯と比較して最も高い。また、早朝延長保育は、常勤割合「5 割未満」が他の時間帯と比較して相対的に高く(24.4%)になっており、非常勤保育士が多い施設と、常勤割合が 7 割以上の施設で分散している。一方で、夜間延長保育は、「すべて常勤」が 55.2%と、他の時間帯と比較して最も高く、通常保育が 20.8%であるのと比較して、2 倍以上となっている。

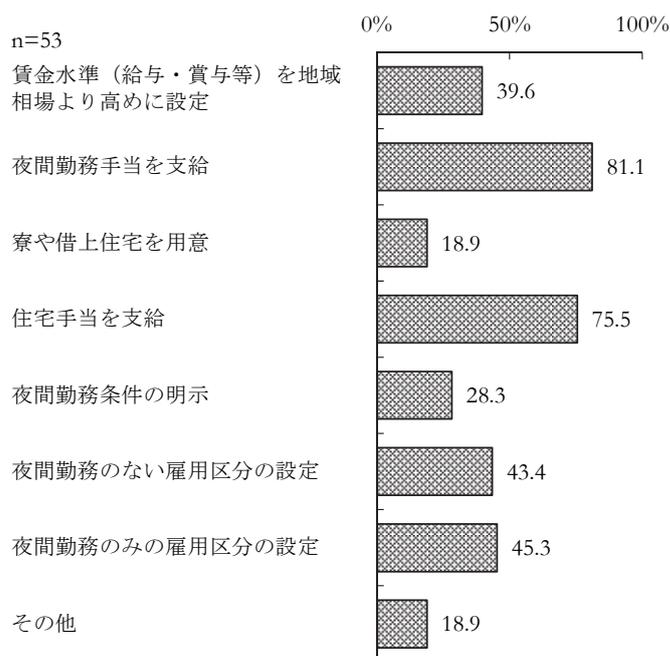
図表2-29 ある 1 日における保育士に占める常勤の割合 (開所時間帯別)



- (注) 1.開所時間帯別の常勤保育士割合は、問 8 で記入された任意の 1 日における職員配置数を元に、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて、以下の計算式により算出している。このため、日によって異なる場合があるなど、解釈に当たっては留意が必要である。
 常勤割合=常勤保育士数(当該開所時間帯内での 1 時間毎の延べ配置人数の和) / {常勤保育士数(当該開所時間帯内での 1 時間毎の延べ配置人数の和) + {非常勤保育士数(当該開所時間帯内での 1 時間毎の延べ配置人数の和)}}*100
- 2.保育士は、主任保育士、保育士(常勤、非常勤)を指す。

- 昨今では、保育ニーズが増大するなかで、保育士不足が社会的な問題として取り上げられることが多いが、なかでも夜間勤務がありうる夜間保育所では、昼間の保育所以上に保育士の確保が困難になりやすい傾向があるのではないかと考えられる。そこで、各施設で行っている保育士の確保策をみると、「夜間勤務手当を支給」が 81.1%で最も多く、次いで「住宅手当を支給」が 75.5%となっている。このほか、「夜間勤務のみの雇用区分の設定」(45.3%)や「夜間勤務のない雇用区分の設定」(43.4%)も 4 割を超えており、働き方として、夜間勤務がない保育士、反対に夜間専従の保育士を確保するなど、様々な工夫をしている様子が見えてくる。
- ここで、平成 30 年 12 月 1 日時点での、延長保育事業における保育士の確保状況を見ると、早朝延長保育は、「通常保育時間と合わせてローテーション」が 84.3%で最も多い。夜間延長保育は、早朝延長保育と同様に、「通常保育時間と合わせてローテーション」が 69.7%で最も多いが、「延長保育専従の保育士が勤務している」が 57.6%、「通常保育時間に勤務する職員の超過勤務にて対応」が 33.3%となっており、様々な方法を組み合わせている様子が見えてくる。

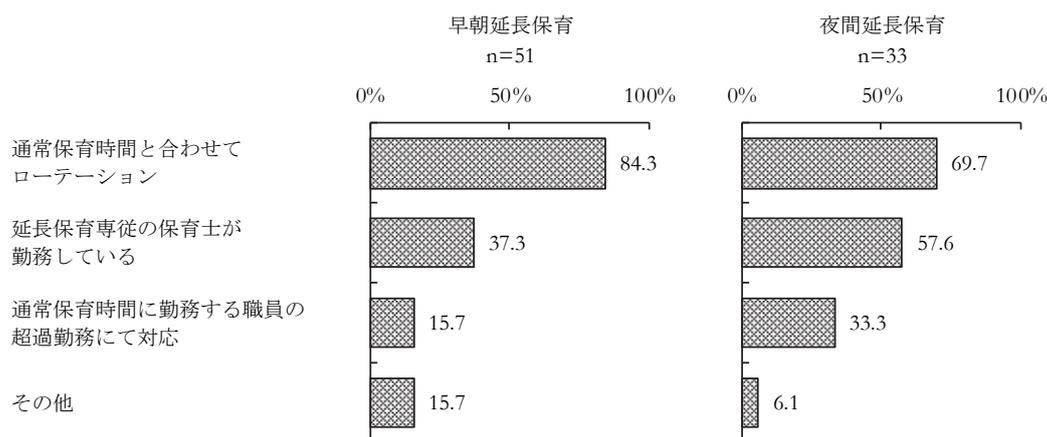
図表2-30 保育士確保のための工夫 (MA)



(1人・1月当たりの支給額等の具体的な内容例)

夜間勤務手当の1人・1月当たりの支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・1人・1月当たりの支給額 5,000円～50,000円 ・1回(日)当たりの支給額 1,000円～3,000円 ・1時間当たりの支給額 350円 等
寮や借り上げ住宅の1人・1月当たりの支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・10,000円～82,000円(上限) ・社宅等を提供し、一部自己負担 等
住宅手当の1人・1月当たりの支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・10,000円～45,000円(上限)
夜間勤務条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜割増賃金の明示 ・1月当たりの夜間勤務の回数や時間帯目安の明示(●時までの勤務が月●～●回程度等) 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自園の駐車場利用 ・駐車場代金割引 ・子育て中保育士の負担軽減(延長保育の免除等) ・週休3日、深夜勤務を1年間固定で数人に限定(その分深夜勤務実施年数を限定) ・9連休実施、地方での求人・採用活動 等

図表2-31 延長保育事業における保育士確保方法（平成30年12月1日時点、MA）



（「その他」の具体的な内容例）

・併設昼間保育園での保育又は合同保育等の連携 等

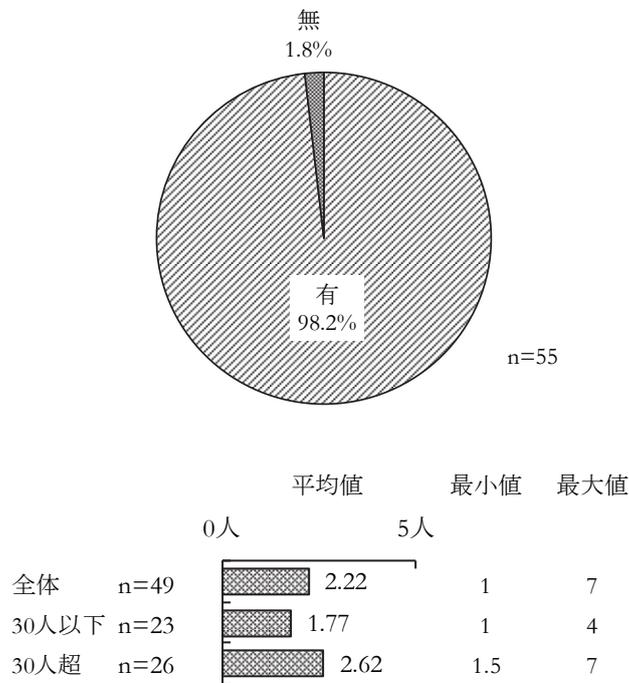
図表2-32 保育士の確保に対する主な意見

- 夜間保育園で働きたいという職員が少ないので、市区町村で紹介してくれる対策があるとよい。
- 当園には保育をする上で家庭環境に配慮が必要な子どもが半数以上おり、その多くの子が深夜遅くまでの保育を必要としている。我々はそのような子どもたちや家庭を支援していくことに日々頑張っているつもりだが、やはり実際に現場で仕事をしていると、深夜遅くまで保育している保育士の処遇が他の職種と比べて低く感じたり、また人材（保育士など）確保が難しいと言われる中、ましてや深夜遅くまで勤務のある夜間保育園ではさらに保育士の確保、育成が困難に感じている。特別な配慮を要する子どもや家庭をサポートする保育士、そして深夜遅くまで保育にあたる保育士が少しでも多く確保できるよう処遇の改善を考慮してほしい。
- 乳幼児の生命の安全、情緒の安定、学びの機会を保障、養育者支援を行うためには専門性の高い保育者の持続可能な職員確保が課題である。そのために、①夜間に及ぶ長時間保育へ安定的な加算、②職員の研修機会の確保、③研修の為の代替職員加算、が必要であると考えます。
- 保育士確保ができない。保育士不足の中、深夜までの勤務条件では人は集まらない。また、長く続けてもらうために、子育てなど職員の状況や希望に沿う勤務体制を作るのも難しい。よりよい人材の確保、職員の処遇改善のための財源を増やしてほしい。
- 朝までの保育を考えるなら、病児保育と同様に、常時子どもがいなくても経営が成り立つ方法にしないと、事業者は集まらない。
- 求人がとにかく難しい。幼稚園、保育園、幼保連携園は昼間であり、勤めやすいと思われている。また小規模園も三歳未満児ばかりで保育の力があまりなくても出来ると考え、小規模園にも流れている。単立の夜間保育園は今時本当に来てもらえない。職員に辞められたらどうしようかと悩む毎日である。
- 保育士の勤務時間が午後から夜間になるため、生活リズムが崩れがちで体調管理が難しい。そのため長期にわたっての（5年以上）勤務が難しい。
- 管理職における人員確保が難しい。長時間勤務、不定期勤務の上、長時間の開所による運営費の不足により、賃金を高くすることができない。保育士についても同様である。

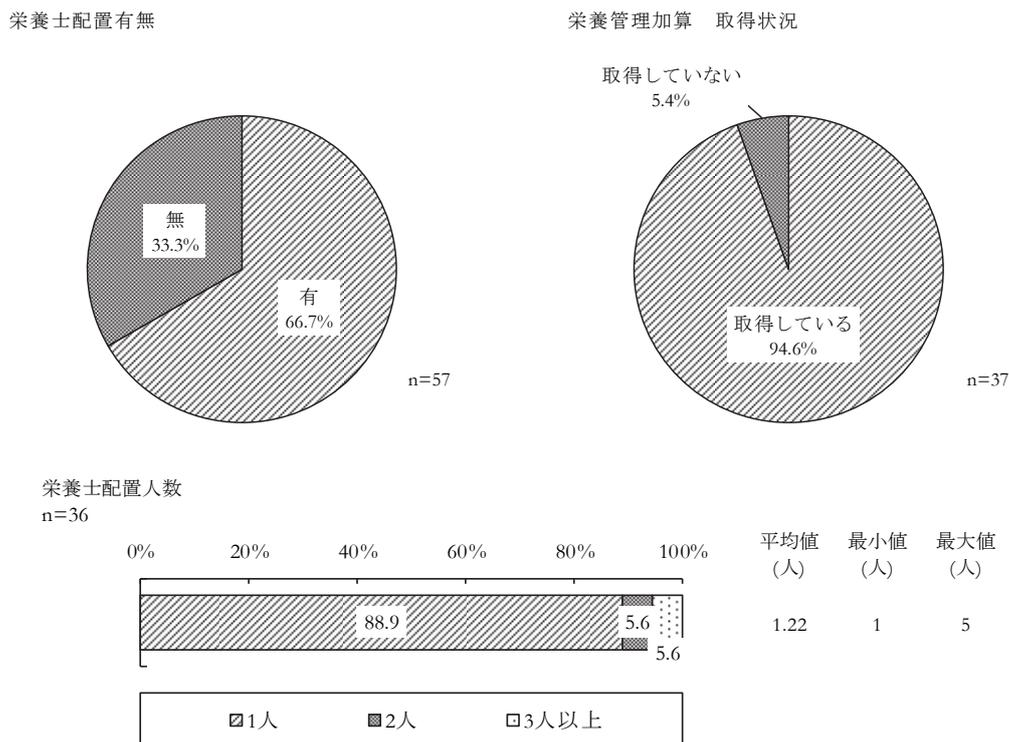
3. 給食関連業務従事者の配置

- 調理員は、給食業務を委託等する場合には配置する必要はないが、施設で行う場合には、利用定員 40 人以下の場合には常勤 1 人、同 41 人～150 人の場合には常勤 2 人、同 151 人以上の場合には、常勤 2 人と非常勤 1 人を配置することとされている。
- 本調査では、委託の有無は確認していないが、調理員の配置「有」が 98.2%となっており、ほぼすべての施設で委託をせず、施設内で給食業務を行っていることがわかる。平成 30 年 12 月 1 日時点での実配置人数は平均 2.22 人で、利用定員別にみると、30 人以下の施設で同 1.77 人、30 人超の施設で同 2.62 人となっている。最大配置人数をみると、基準配置を大幅に上回る人数を配置している施設もある。
- さらに、栄養士の配置状況を見ると、栄養士を配置している施設は 66.7%と多い。配置人数は、「1 人」が多いが、最大 5 人配置している施設がある。栄養士を配置している場合、「栄養管理加算」を取得することができるが、「取得していない」が 2 か所(5.4%)あり、現状の公定価格基準のなかで、国庫補助を得られるところがある。

図表2-33 調理員の配置状況と実配置（常勤換算、平成 30 年 12 月 1 日時点）との比較（利用定員別）



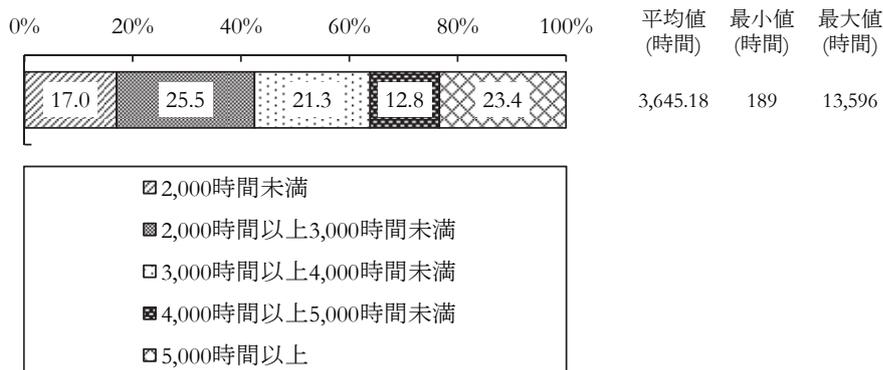
図表2-34 栄養士の配置状況と加算の取得状況等（平成30年12月1日時点）



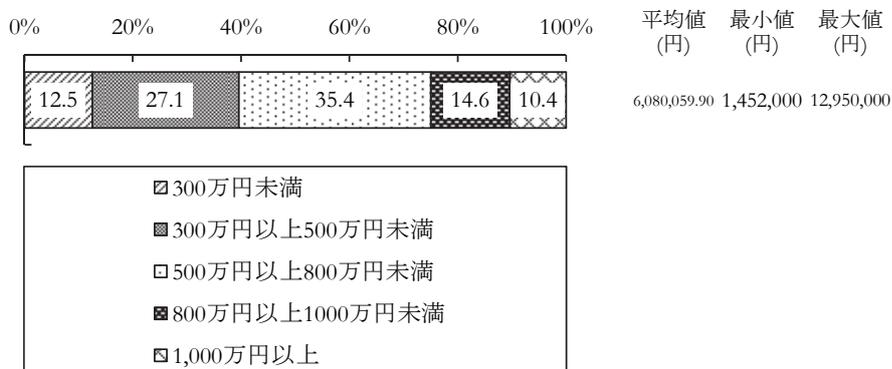
- ここで、平成29年度における給食関連業務従事者（栄養士含む）の1施設当たりの平均的な労働時間や人件費についてみる。まず、給食関連業務従事者（栄養士含む）の1年間の延べ労働時間は平均約3,645時間、人件費は平均約608.0万円となっている。
- さらに、利用定員別に違いがあるかどうかをみると、利用定員が30人以下の施設では、平均で年間延べ労働時間が約3,019時間、人件費が約502.3万円であるのに対し、利用定員が30人超の施設では、同約4,354時間、約726.5万円かかっており、施設規模により労働時間、人件費は一定の増加を伴うものと考えられる。

図表2-35 1 施設当たりの給食関連業務従事者の平均労働時間数・人件費（平成29年度）

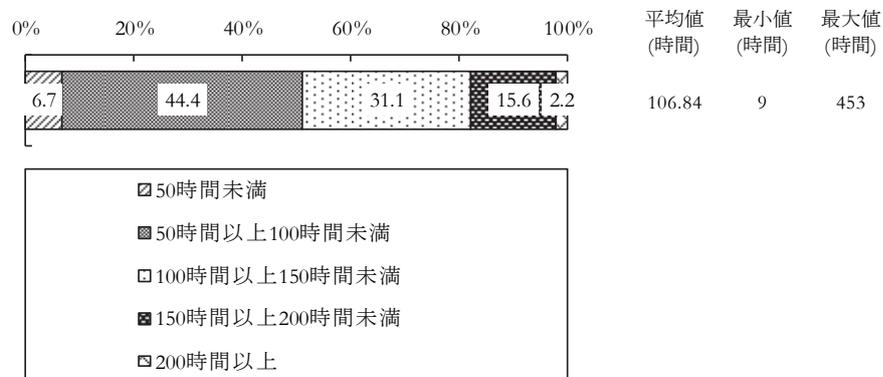
給食関連業務従事者（栄養士含む）の延べ労働時間数
n=47



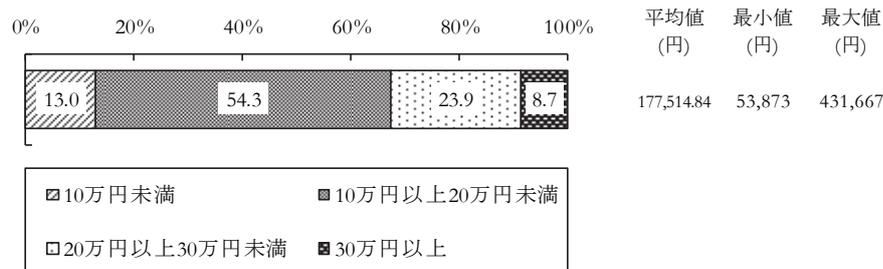
給食関連業務従事者（栄養士含む）の人件費
n=48



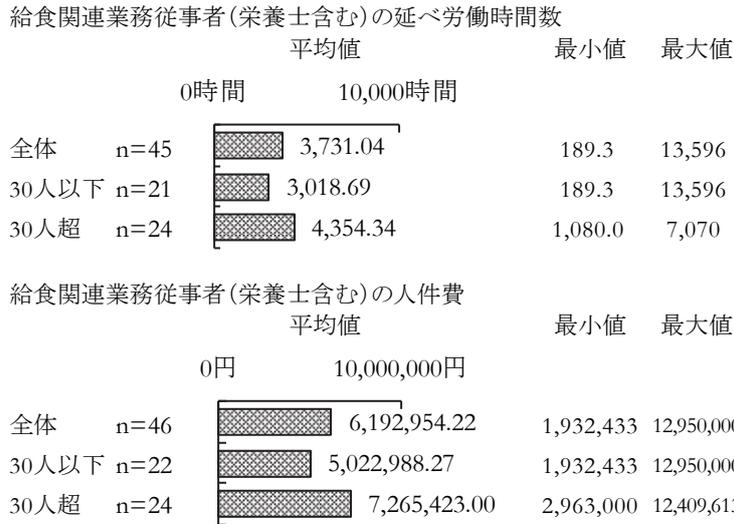
給食関連業務従事者（栄養士含む）の延べ労働時間数/利用定員
n=45



給食関連業務従事者（栄養士含む）の人件費/利用定員
n=46



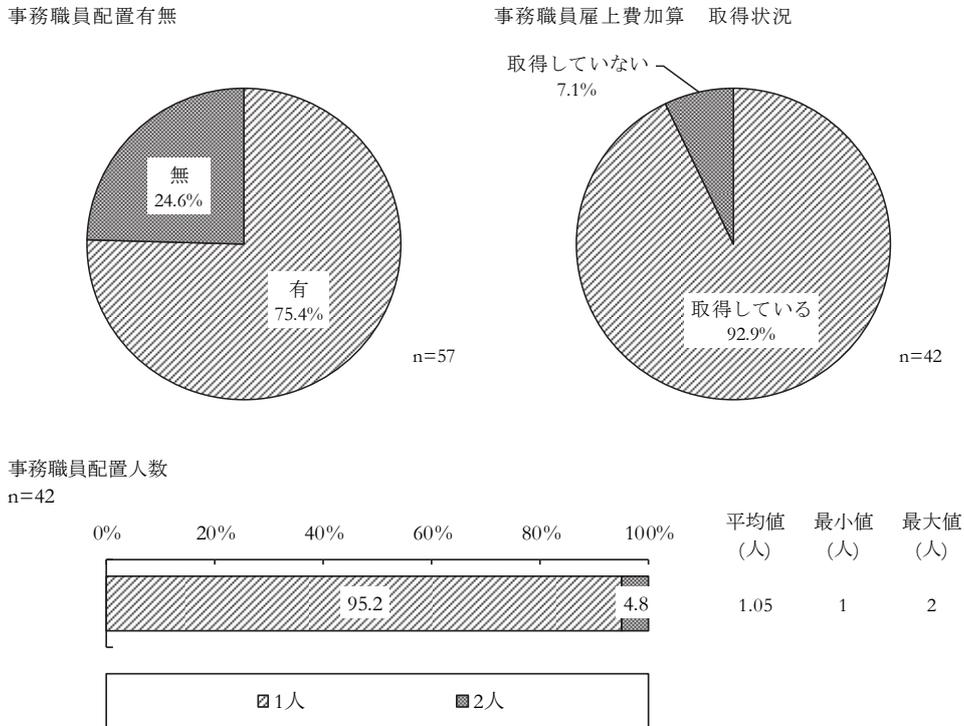
図表2-36 給食関連業務従事者の平均労働時間数・人件費（平成29年度、利用定員別）



4. 事務職員の配置

- 事務職員の配置は必須ではないが、配置する場合には、「事務職員雇上費加算」が取得できる。
- 事務職員を配置している施設は75.4%と多く、配置している施設について、「事務職員雇上費加算」の取得状況を聞いたところ、取得している割合が92.9%で、3施設(7.1%)は加算を取得していなかった。なお、配置人数は平均1.05人となっている。

図表2-37 事務職員の配置状況と加算の取得状況等（平成30年12月1日時点）



第4節 延長保育の実施状況による保育業務や財政的負担の違い

○ 本節では、延長保育の実施状況の違いによる保育業務や財政的な負担の違いをみる。

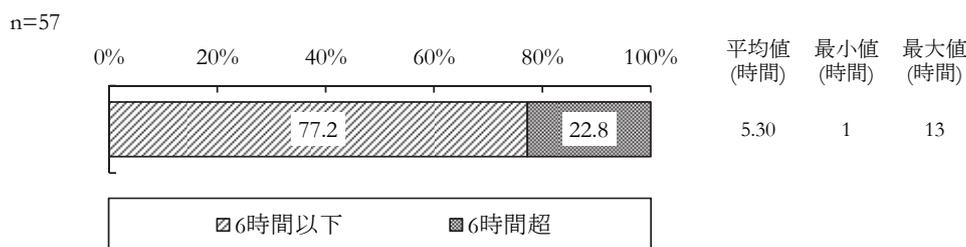
【ポイント】

- ◆ 1日当たりの延長保育時間数は、「6時間以下」が8割弱。
- ◆ 利用定員規模を比較すると、延長保育時間「6時間以下」の施設は平均35.05人、同「6時間超」の施設は平均47.62人となっており、同「6時間超」の施設の方が10人以上利用定員が多い。利用定員が多いこともあってか、保育士等の実配置も延長保育時間「6時間超」でより多い。
- ◆ 延長保育時間数が「6時間超」の施設では、寝かしつけや睡眠チェック等「就寝」に関わる業務の時間が相対的に長い。
- ◆ 「第2節 夜間保育所の1日の流れ」で明らかになったように、1施設当たりの平均的な利用児童数を時間帯別にみると、日中の時間帯が多いが、7時台から10時台の早朝延長保育に当たることが多い時間帯も総じて利用児童数が多い。夜間延長保育時間となる22時以降は少なく、深夜1時以降は1人を下回る。夜間延長保育時間は配置している保育士数も減るものの、保育士1人当たりの利用児童数は、早朝延長保育6.59人、通常保育4.85人に対して、夜間延長保育1.93人と非常に少ない。つまり、夜間延長保育時間は、利用児童数が少ないなかで、配置人数も少なくはとどめているものの、一定数の保育士を確保したうえで、運営を維持する必要がある、個々の保育士にとっては夜勤の負担増、また施設側にとっては、利用料収入が少ないなかで、職員に割増賃金を含めた給与の支払いが必要となり、より多くの経費がかかっている。
- ◆ 夜間保育固有にかかる経費として、深夜タクシー代、駐車場賃貸料、夜間常駐警備料、給食2回のうち1回分の材料費等がある。

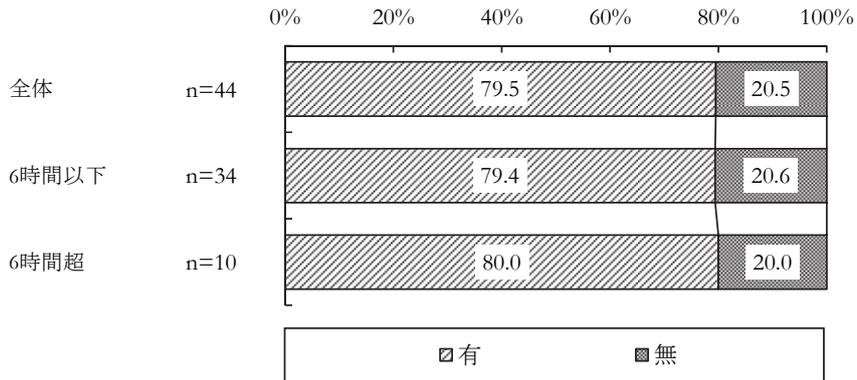
1. 延長保育時間と地方単独事業の実施状況の関係

- 「第2節 夜間保育所における1日の流れ 1. 開所時間帯」でみたとおり、延長保育の実施割合は、「早朝延長・夜間延長保育あり」が50.9%、「早朝延長保育のみあり」が42.1%、「夜間延長保育のみあり」が7.0%で、いずれの延長もしていない施設はない。
- また、早朝延長・夜間延長保育をあわせた1日当たりの延長保育時間数をみると、「6時間以下」が77.2%、「6時間超」が22.8%となっており、「6時間以下」が8割近くを占める。
- さらに、国庫補助以外に、地方単独事業に係る補助事業の収入があるかどうかを、延長時間数別に見たところ、「6時間以下」で79.4%、「6時間超」で80.0%が同収入を得ており、違いはみられない。

図表2-38 延長保育時間（平成30年12月1日時点、再掲）



図表2-39 地方単独事業に係る補助事業の有無（延長時間別、SA）



(注)平成 29 年度における事業収入のうち、「地方単独事業にかかる補助事業」が 1 円以上の施設の割合を算出している。

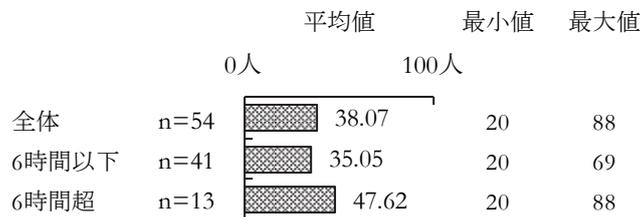
2. 延長保育時間数別にみた施設特性の比較

(1) 利用定員数と職員の実配置

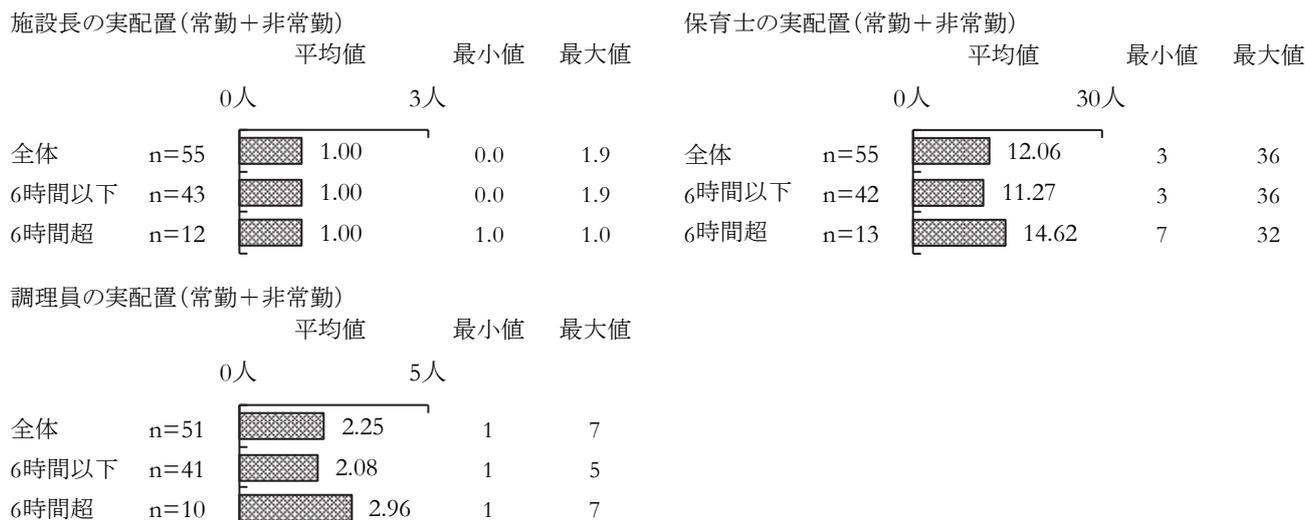
- 延長保育時間数が 6 時間以下と 6 時間超の施設別に、施設の規模や保育士の実配置を比較する。
- まず、利用定員規模を比較すると、延長保育時間「6 時間以下」の施設は平均 35.05 人、同「6 時間超」の施設は平均 47.62 人となっており、「6 時間超」の施設の方が 10 人以上利用定員が多い。
- 次に、職種別の職員の実配置人数(平成 30 年 12 月 1 日時点、常勤・非常勤計(常勤換算))を比較すると、施設長は延長保育時間数による差はないが、保育士は、「6 時間以下」で平均 11.27 人、「6 時間超」で平均 14.62 人と、平均で 3 人以上配置に差がある。また、調理員は、「6 時間以下」で平均 2.08 人、「6 時間超」で平均 2.96 人と、平均で 1 人弱配置に差がある。利用定員規模の平均が「6 時間超」の方が大きいため、最低基準配置も多いということも背景にあるが、延長保育時間が長い施設において、より多くの人員が配置されている。

図表2-40 利用定員・職員の実配置の比較（平成 30 年 12 月 1 日時点（常勤換算）、延長時間数別）

【利用定員】



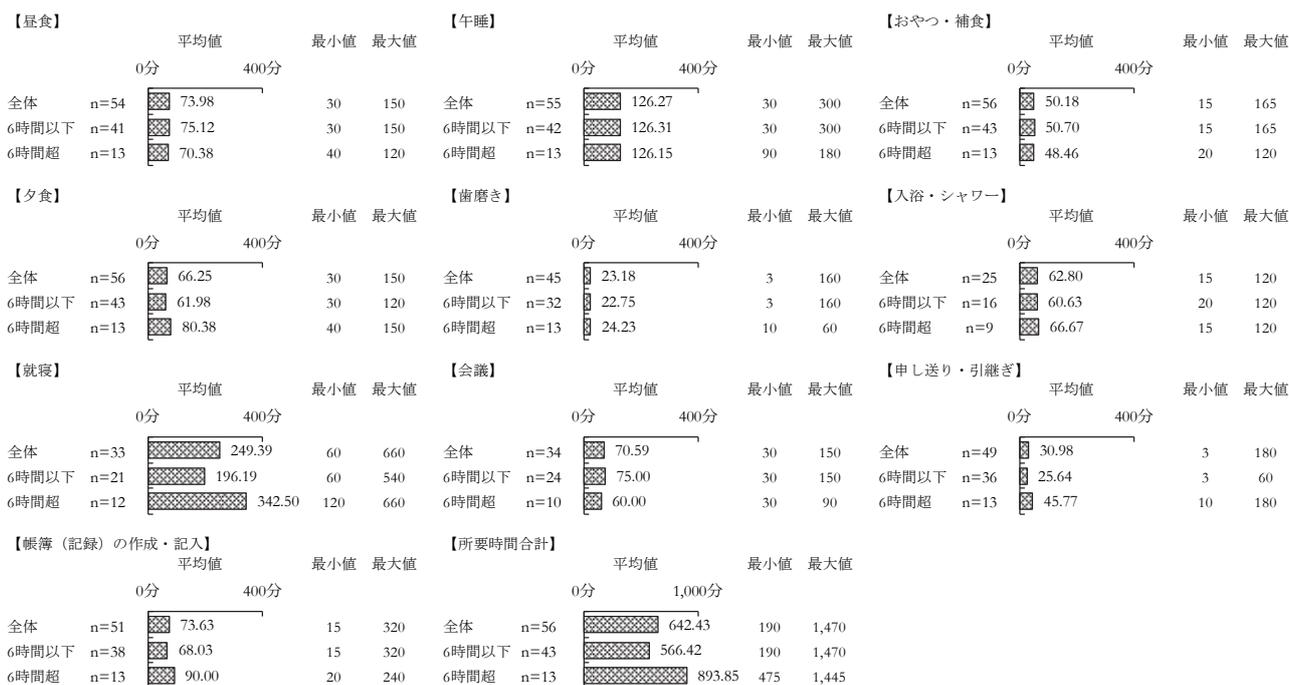
【職員の実配置（常勤換算）】



(2) 各種保育業務の所要時間と保育士 1 人当たりの業務負担

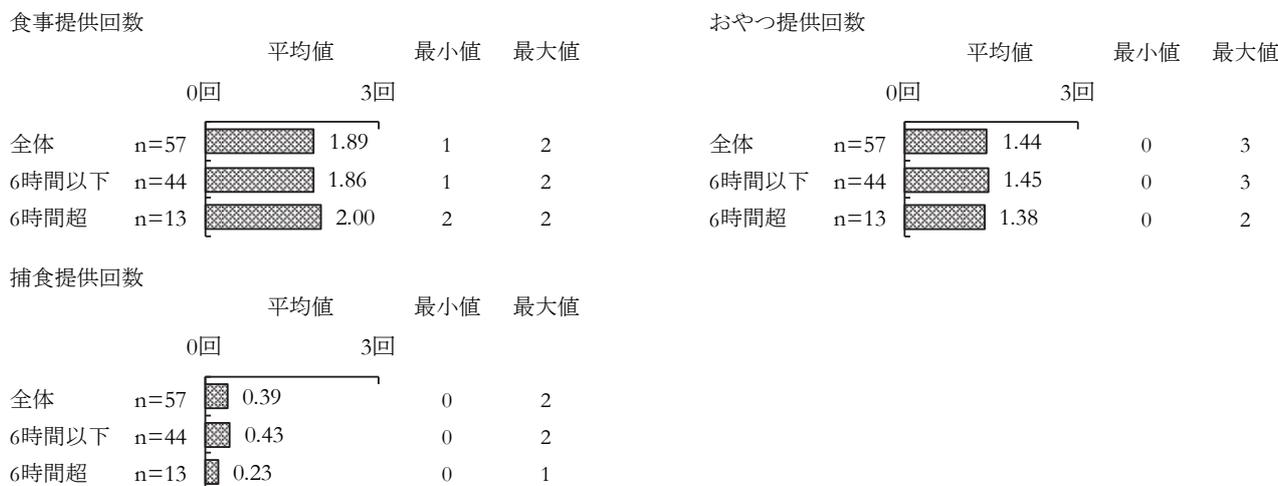
- ここでは、延長保育時間数別に、任意の 1 日における各種保育業務(準備・片付を含む)の所要時間の違いをみると、延長保育時間「6時間超」の施設で、同「6時間以下」の施設より 20 分以上多く要している業務は「就寝」と「申し送り・引継ぎ」であった。「就寝」は 140 分以上差があり、延長時間分がそのまま「就寝」時間となっているとみられる。その他の業務については大きな差はない。なお、前項までも触れているが「就寝」の時間中、保育士は寝かしつけや 5～10 分おきの睡眠チェック等を行っており、恒常的に業務が発生している。
- あわせて、平均的な食事・おやつ・補食の利用者 1 人・1 日当たりの提供回数や平均的なミルクの提供回数、平均的なおむつの交換回数を比較しても、延長時間数「6時間超」と「6時間以下」でほとんど差がない。こうしたことから、やはり保育時間が長い分の多くが「就寝」時間に当てられていることが裏付けられる。
- しかしながら、それにより負担がないとは必ずしも言い切れない。「第 2 節 夜間保育所の 1 日の流れ」で明らかになったように、1 施設当たりの平均的な利用児童数を時間帯別にみると、日中の時間帯が多いが、7 時台～10 時台の早朝延長保育に当たることが多い時間帯も総じて利用児童数が多い。夜間延長保育時間となる 22 時以降は少なく、深夜 1 時以降は 1 人を下回る。夜間延長保育時間は配置している保育士数も減るものの、保育士 1 人当たりの利用児童数は、早朝延長保育 6.59 人、通常保育 4.85 人に対して、夜間延長保育 1.93 人と非常に少ない。つまり、夜間延長保育時間は、利用児童数が少ないなかで、配置人数も少なくはとどめているものの、一定数の保育士を確保したうえで、運営を維持する必要があり、個々の保育士にとっては夜勤が発生する。

図表2-41 各種保育業務（準備・片付を含む）の実施状況と1日当たりの所要時間（延長保育時間数別）

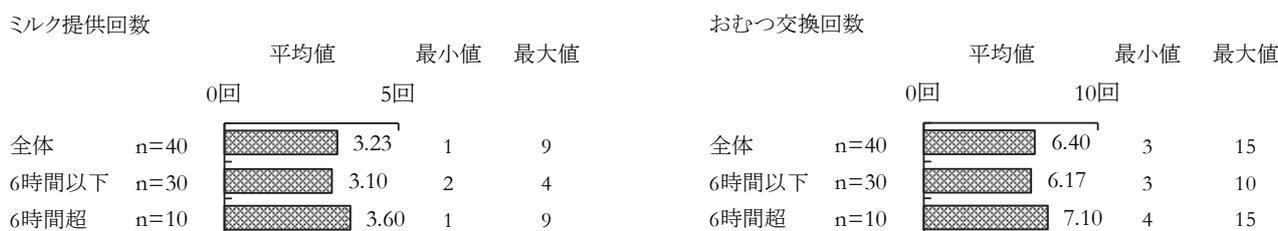


(注) 集計対象数(n数)は、延長保育時間について回答が得られており、図表 1-4(2)の通りデータ整備を行った施設数である。その為、各業務によって n 数は異なる。

図表2-42 利用者1人・1日当たりの食事・おやつ・補食の標準的な提供回数（延長保育時間数別）



図表2-43 利用者1人・1日当たりの平均的なミルクの提供回数・おむつの交換回数（利用定員規模別）

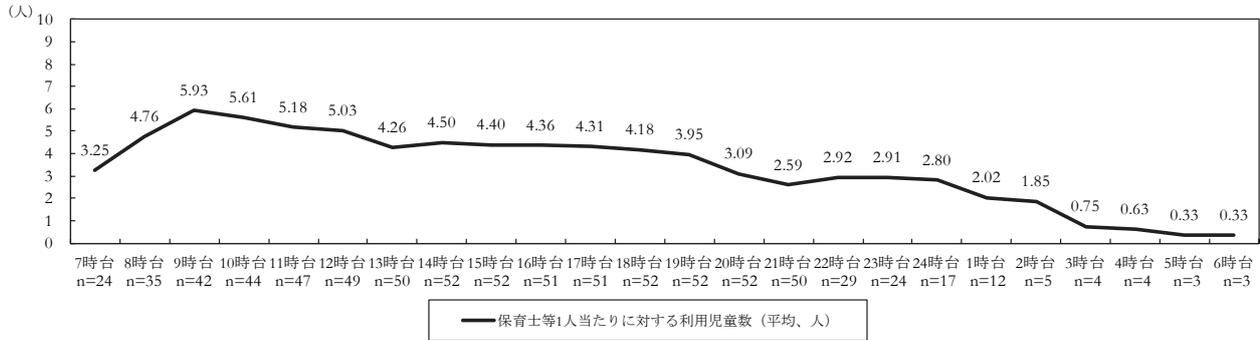


(注)「0歳児」、「1・2歳児」の利用定員が1人以上の施設を集計対象としている。その為、年齢別利用定員が不明の施設は除いて集計している。

3. 延長保育時間数別の財政的な負担の違い

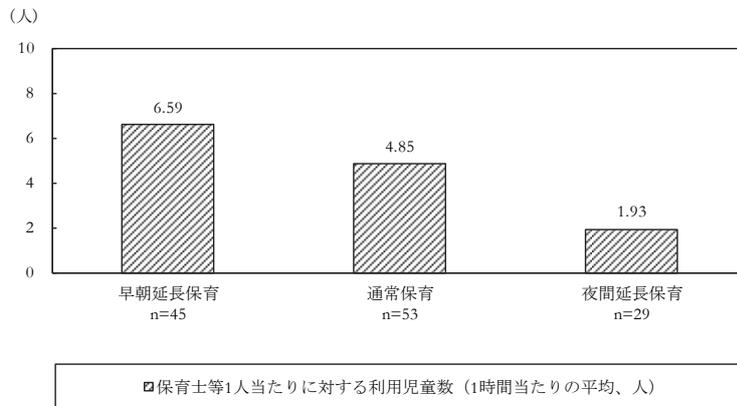
- 「第2節 夜間保育所の1日の流れ 4. 時間帯別にみた利用児童数と職員配置」でみたように、早朝延長保育時間帯は、利用児童数が比較的多く、保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数も一定の水準で維持されている。しかしながら、夜間延長保育時間帯については、遅い時間になるほど、利用児童数が少なくなるため、保育士1人当たりの利用児童数が時間を追って少なくなっている。

図表2-44 保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数の推移(24時間、再掲)



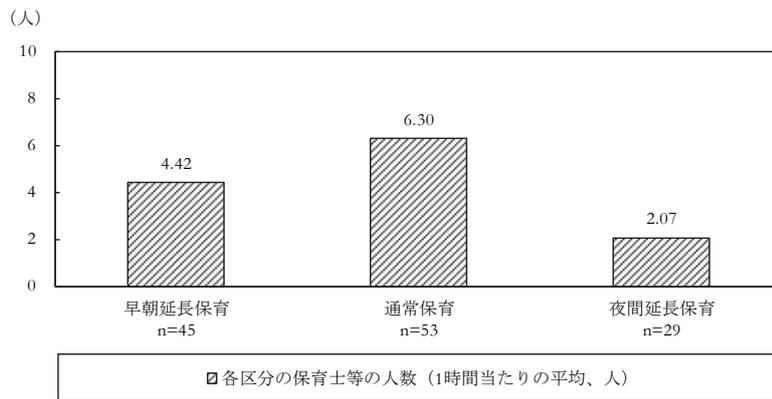
- (注) 1. 職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
- 2. 早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士及び利用児童数は含まれていない。
- 3. 任意に選定された1日における状況であることに留意が必要である。

図表2-45 保育士(主任保育士及び保育士)1人当たりの利用児童数の推移(開所時間帯別、再掲)



- (注) 1. 職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
- 2. 開所時間帯の区分(早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育)は、各保育所の設定時間により分類している。このためそれぞれの区分における時間帯は、保育所により異なる。
- 3. 早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士及び利用児童数は含まれていない。
- 4. 任意に選定された1日における状況であることに留意が必要である。

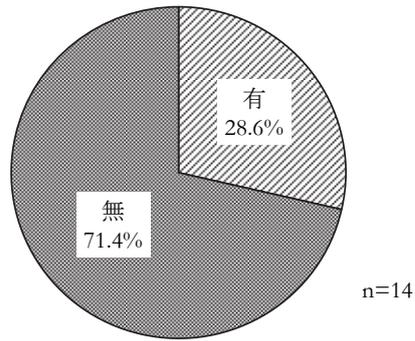
図表2-46 1時間当たりの保育士（主任保育士及び保育士）の平均的な配置人数の推移（開所時間帯別、再掲）



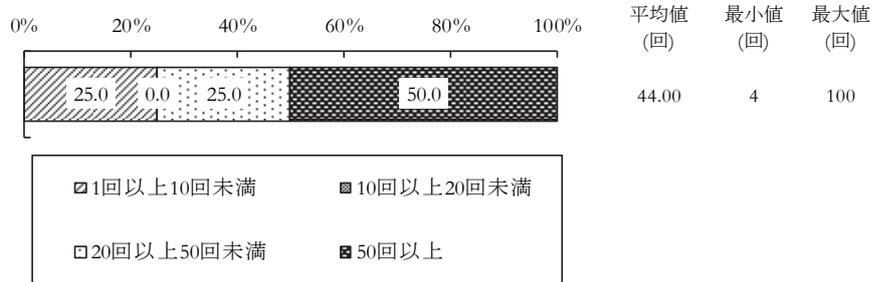
- (注) 1. 職員の配置について、併設する保育所の職員を含めて回答しているものは除いて集計している。
 2. 開所時間帯の区分(早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育)は、各保育所の設定時間により分類している。このためそれぞれの区分における時間帯は、保育所により異なる。
 3. 早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外は非該当として集計している為、早朝延長・夜間延長保育時間を含む開所時間帯以外の保育士及び利用児童数は含まれていない。
 4. 任意に選定された1日における状況であることに留意が必要である。

- このほか、夜間保育固有にかかる経費等について調査を行ったところ、まず深夜のタクシー代について、深夜 24 時以降に開所している施設の状況をみると、深夜タクシーの利用が 1 回以上ある施設が 28.6%(4 施設)あり、利用がある施設のなかでの平均的な 1 か月間の延べ利用回数は 44.00 回、平均的な 1 か月当たりの合計金額は 75,780.00 円となっている。1 年間に換算すると、年間 528.00 回、909,360.00 円程度かかっていることになる。また、最大月 154,000 円かかっている施設もあり、当該施設では年間約 180 万円が深夜タクシー代としてかかっていることになる。
- 深夜タクシー代以外に夜間保育固有でかかっている経費について、何らかの経費がかかっているとする割合は 39.4%となっている。また、1 か月間の合計金額は平均で 339,820.15 円であることから、1 年間に換算するとおおむね 400 万円程度が発生している。最も費用が多い施設で、1 か月で 300 万円であることから、当該施設では、3,600 万円が深夜タクシー以外の夜間保育固有の経費として発生していることになる。
- 主な使途については、職員用の駐車場借り上げ代金や夜間常駐警備料、給食 2 回のうち 1 回分の材料費などとされている。また、深夜勤務等の手当や割増賃金の金額を記入しているものがいくつか含まれているが、これらの経費は、今回経費がかかっていると回答した施設でも、発生している可能性が高い項目であることから、先の金額は参考程度となることに留意が必要である。

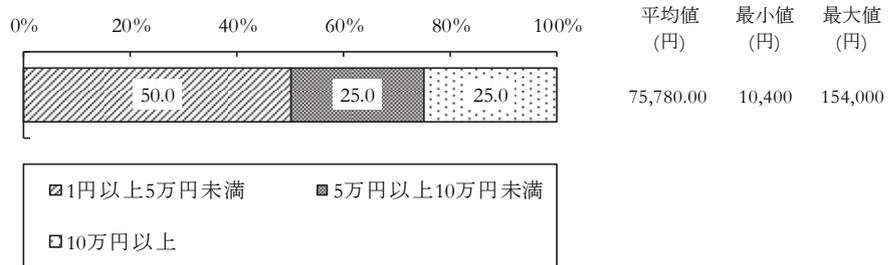
図表2-47 深夜タクシー代の発生状況（24 時以降開所施設）



タクシー延べ利用回数
n=4

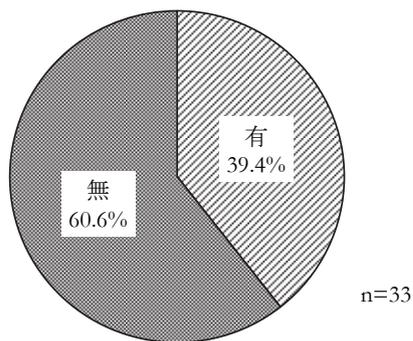


タクシー延べ利用料金
n=4

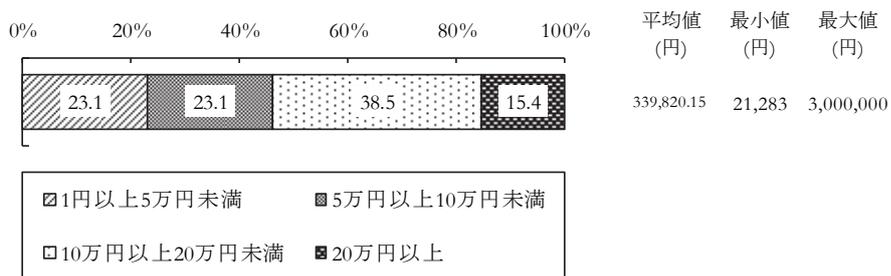


(注) 深夜 24 時以降に開所している施設のみを集計対象としている。

図表2-48 その他の夜間保育固有の経費の発生状況



その他の夜間保育固有の経費
n=13



(「その他の夜間保育固有の経費」の具体的な用途)

駐車場賃貸料(4件)、夜間常駐警備料、給食2回のうち1回分の材料費、深夜勤務等の手当・割増賃金(5件)、光熱水費等

第3章 本調査から得られた示唆と安定的な夜間保育の運営に向けた検討課題

- 本調査研究結果を考察し、認可夜間保育所の安定的な運営に向けた検討課題として、以下3点をあげたい。

1. 認可夜間保育所の運営や1日の業務の流れの実態に応じた、補助基準額設定の検討

- 第2章第2節において、夜間保育所における1日の流れ等を明らかにした。その結果、
 - A) 早朝延長・夜間延長保育時間を含めた1日当たりの開所時間数が17時間以下の施設が8割と多くを占める
 - B) 延長保育の実施状況は、「早朝延長・夜間延長保育あり」が約5割、「早朝延長保育のみあり」が約4割、「夜間延長保育のみあり」が1割未満で、夜間延長保育は相対的に少ない
 - C) 実施の状況や頻度、所要時間に差があるものの、寝かしつけや5～10分おきの睡眠チェック等を行う「就寝」、「夕食」、「入浴・シャワー」といった昼間の保育所ではあまり発生しない、夜間保育所で固有に発生又は負担が相対的に増える業務がある
 - D) 夜間延長保育時間は利用児童数が少ないなかで、一定の保育士を配置している
 - E) 延長保育時間を含めた開所時間帯以外でも子どもの預かりを実施している施設があるなどの実態が明らかとなった。
- このように、認可夜間保育所のなかでも、開所時間数や保育内容などが異なることや、夜間の延長保育時間帯は相対的に利用児童数が少ないときでも一定の保育士を配置する必要があり、その分保育士の人件費等の経費が負担として生じていること等に鑑み、各夜間保育所の実態に合わせた補助基準額の設定を検討することが重要ではないかと示唆される。

2. 利用定員規模や保育所での職員配置の実態等に応じた補助基準額設定の検討

- 第2章第3節において、利用定員規模別に保育士や調理員、栄養士等の配置状況等を明らかにした。その結果、
 - A) 実配置(常勤換算)における保育士(主任保育士及び保育士)の常勤割合が8割弱と高い
 - B) 特に夜間延長保育時間は「すべて常勤」が5割を超えるなど、常勤割合が高い
 - C) 調理員もほぼすべての施設で配置されている
 - D) 栄養士の配置は7割弱で、「栄養管理加算」を取得しているところが多いが、配置しながら加算を取得していない施設もある
 - E) 平成29年度1年間の実績で、給食関連業務従事者(栄養士含む)の1施設当たりの平均的な延べ労働時間は平均約3,645時間、人件費は平均約608.0万円。利用定員規模別に1年間の人件費をみると、利用定員30人以下の施設では、約502.3万円、同30人超の施設で約726.5万円と、利用定員規模が大きい施設でより負担が大きい
 - F) 事務職員の配置割合は8割弱だが、「事務職員雇上費加算」を取得していない施設があるなどの実態が明らかとなった。
- まず、栄養士や事務職員を配置していながら、各種加算を取得していない場合には現在の仕組みのなかでも補助が受けられるため、施設のある自治体に確認しながら、実態に合わせて加算を得られるようにしていくことができる。

- 次に保育士の配置については、国庫補助における考え方では、延長保育事業の補助単価は、利用定員に関わらず補助基準額が算定されているが、保育士の実際の配置人数や延長時間帯、特に夜間延長保育時間帯は常勤保育士の割合が高いこと等から推察すると、実態と乖離がある可能性が示唆される。保育士の需給が逼迫するなかで、夜間勤務のある業務ではより一層人材を確保するのが難しいことは想像に難くない。夜間保育所の延長保育事業の補助基準額算定に当たっては、実態を踏まえた条件を考慮することが検討課題として挙げられる。
- さらに、栄養士や調理員など、給食関連業務従事者を確保して、良質な栄養が取れるように配慮している施設が多いことが明らかとなった。夜間保育所においては、昼食と夕食の 2 回の食事、おやつ、補食と、栄養摂取の多くを保育所が担う現状に鑑みれば、給食関連業務の重要性は高いと考えられる。栄養士や調理員の配置の充実や必要人員を確保できるような国庫補助基準額設定のあり方について検討することも検討課題のひとつとして考えられる。
- この際、給食関連業務にかかる労働時間や人件費は、利用定員が多い施設で負担が大きい状況に鑑み、検討の際には、利用定員を考慮していくことも必要であると考えられる。

3.延長保育時間数に応じた補助基準額設定の検討

- 第 2 章第 4 節において、延長保育時間数別に保育業務や財政的な負担の違いをみた。その結果、
 - A) 1 日当たりの延長保育時間数は、国庫補助が給付される「6 時間以下」が 8 割弱と多い
 - B) 延長保育時間が 6 時間超の施設は、利用定員が大きい施設が多い
 - C) 早朝延長保育時間は相対的に利用児童数が多く、夜間延長保育時間は少ない。特に、夜間延長保育は深夜・明け方の時間帯の利用者は減少し、早朝延長保育や通常保育と比較して、保育士 1 人当たりの利用児童数は少ない
 - D) 夜間延長保育時間は、利用児童数が少ないなかで、配置人数も少なくはとどめているものの、一定数の保育士を確保したうえで、運営を維持する必要がある、個々の保育士にとっては夜勤の負担増、また施設側にとっては、利用料収入が少ないなかで、職員に割増賃金を含めた給与の支払いが必要となり、より多くの経費がかかっている
 - E) 夜間保育固有にかかる経費として、深夜タクシー代、駐車場賃貸料、夜間常駐警備料、給食 2 回のうち 1 回分の材料費等がある
 などの実態が明らかとなった。
- まず、1 日当たりの延長保育時間数が「6 時間以下」に集中しているのは、国庫補助の考え方が、通常保育時間 11 時間、延長保育事業区分が 6 時間までとされていることに起因している可能性がある。延長保育時間 6 時間超の区分を設定し、適切な補助基準額を設定することにより、夜間保育所の安定的な経営と開所時間帯の延長につながる可能性があると考えられる。
- また、延長保育事業のなかでも特に夜間延長保育時間については、利用児童数が少ない場合においても、一定の職員を配置している。施設の経営から考えれば、人件費負担が重くなるため必要以上に多くの職員配置をすることは考えにくく、安全面や業務の円滑な実施等のために必要な人員を配置しているものと推察される。こうしたことを踏まえれば、利用児童数が少なく、利用料収入が少ないなかで、深夜割増賃金や手当等を含めて人件費が日中以上にかかっていることになる。さらに、延長保育時間数や利用児童数に応じて、必要な保育士の配置数が増える。こうした実態を踏まえて、延長保育時間数や利用児童数に応じた国庫補助基準額のあり方を検討することが必要ではないかと考えられる。
- 夜間保育所の運営においては、夜間の割増賃金等、人件費負担が多くなること以外にも、深夜・早朝の交通手段としてタクシー代や駐車場の賃貸のほか、夜間警備に係る経費や夕食提供のための費用など、昼間の保育所にはあまりかからない経費を見込む必要がある。このような夜間保育所で固有に

かかる経費についても、国庫補助基準額算定で考慮することが必要ではないかと考えられる。

- なお、地方単独事業に係る補助事業の収入があるかどうかで、延長保育時間数に差があるのではないかと思われたが、実際には違いがなく、延長保育時間が「6 時間以下」、「6 時間超」ともに 8 割程度が地方単独事業に係る補助事業収入があることがわかった。これは、そもそも全国的に夜間保育所の整備が進まないなかで、認可夜間保育所の設置に積極的な自治体が地方単独事業に係る補助事業等を行っており、当該地域で多く整備されている、あるいは夜間保育所を運営するには、現行の国庫補助基準額だけでは難しいことの裏返しである、といった可能性もあるのではないか。認可夜間保育所の設置を国が自治体に対して促したり、国庫補助基準額の見直しにより、認可夜間保育所を設置しやすい環境の整備に努めることも重要ではないかと考えられる。

参考資料 1.「夜間保育の運営状況等に関する調査」調査票

夜間保育の運営状況等に関する調査 (厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)							
<p>就労形態の多様化に伴い、夜間保育所の社会的ニーズは非常に高く、重要なものとなっています。そこで、全国の認可夜間保育所すべてを対象としたアンケート調査を実施し、夜間保育所の運営実態等を把握し、今後の国庫補助のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的に本調査を実施しています。</p> <p>業務ご多忙の折、誠に勝手なお願いで恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力をくださいますようお願い申し上げます。</p>							
調査の概要とご記入にあたっての留意点等							
<p>1. 本調査は、厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほ情報総研㈱が実施しています。</p> <p>2. 調査対象: 全国の全認可夜間保育所81か所(悉皆)</p> <p>3. ご回答者: 夜間保育の運営状況等について回答いただけるご担当者</p> <p>4. 調査提出締切日: 平成31年1月23日(水) 弊社必着</p> <p>※ 電子ファイルでの記入・E-mailでの提出をご希望の方は、下記お問い合わせ先に記載しておりますE-mailアドレスまでご連絡ください。</p> <p>5. ご記入にあたっての留意点</p> <p>(1) 回答欄は薄いグレーの箇所です。こちらにご回答お願いいたします。 選択肢で回答する場合は、数字でご記入ください。</p>							
<p>例) 貴園の平成30年12月1日時点の経営主体として、当てはまるものひとつを選んでください。</p> <table border="1"><tr><td>1. 都道府県</td><td>2. 市区町村</td><td>3. 社会福祉法人</td><td>4. 社団・財団法人</td><td>5. その他</td><td>2</td></tr></table>		1. 都道府県	2. 市区町村	3. 社会福祉法人	4. 社団・財団法人	5. その他	2
1. 都道府県	2. 市区町村	3. 社会福祉法人	4. 社団・財団法人	5. その他	2		
<p>(2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。</p> <p>(3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのままの情報が公表されることはございません。ただし、問8については、匿名化のうえ、ご回答内容をそのまま公表する可能性がございます。</p> <p>(4) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報は弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。</p> <p>(5) 本調査に係るお問い合わせは、弊社より委託をしております「株式会社サーベイリサーチセンター」にお問い合わせください。なお、同社もプライバシーマーク認定事業者です。</p>							
<p>【調査実施主体・調査票返送先】</p> <p>MIZUHO みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3</p>							
<p>【本調査に係る問い合わせ先（みずほ情報総研より委託）】</p> <p>Tel: (土日祝日を除く9:30~12:00、13:00~17:00) E-mail: Fax:</p>							

ご回答者様の情報(①～⑦)をご記入ください。
 ご担当者様宛に、ご回答いただいた内容についてお電話で照会させていただく場合がございます。
 また、アンケート調査結果の分析にあたり確認ヒアリング調査を2月頃を目処に実施予定です。
 当該ヒアリング調査へのご協力可否についてもご回答ください。
 (ご協力依頼を差し上げる場合、みずほ情報総研よりご連絡いたします)

① 貴法人名			
② 貴保育所名			
③ 肩書・ご担当者様名			
④ E-mailアドレス	@		
⑤ 電話番号	- -		
⑥ 所在地		都・道・府・県	市・区・町・村
⑦ ヒアリング調査 ご協力可否	1. 可	2. 不可	

A. 保育所の状況

問1 貴園の平成30年12月1日時点の経営主体並びに施設類型として、当てはまるものひとつを選んでください。

① 経営主体	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉法人 4. 社団・財団法人 5. その他	
② 施設種類	1. 保育所 2. 認定こども園	
③ 設置形態	1. 単独型 2. 併設型	

問2 貴園の施設開設時期と夜間保育の開始時期をご記入ください。

① 施設開設時期	1. 昭和 2. 平成				年		月
② 夜間保育開始時期	1. 昭和 2. 平成				年		月

問3 貴園の平成30年12月1日時点の通常・延長別に開所時間帯を24時間表記にてご記入ください。

通常保育		時		分	～	時		分
	早朝延長	時		分	～	時		分
延長保育	夜間延長	時		分	～	時		分

問4 貴園の平成30年12月1日時点の定員数等をご記入ください。
 また、30年度中に定員変更を行っている場合は、30年3月1日時点の定員数等についてもあわせてご記入ください。

			平成30年12月1日		平成30年3月1日 [平成30年度中に定員変更を行っている場合のみ回答]	
認可定員				人		人
利用定員				人		人
(内訳) 年齢別 利用定員数	1号認定	4・5歳児		人		人
		3歳児		人		人
	2号認定	4・5歳児		人		人
		3歳児		人		人
	3号認定	1・2歳児		人		人
		0歳児		人		人

問5 平成30年12月1日時点での貴園の職員配置の状況について、常勤換算で人数をご記入下さい。なお、職員配置数のご記入に当たっては、回答記入欄の下にある【留意事項】をご確認ください。

	公定価格基準		実際の職員配置数	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1. 施設長	. 人	. 人	. 人	. 人
2. 保育士	. 人	. 人	. 人	. 人
3. 調理員	. 人	. 人	. 人	. 人

【留意事項】

公定価格基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号。以下「留意事項通知」。)に基づき必要となる職員数を記入してください。 ■ 「施設長」欄には、所長設置加算が適用されている場合は常勤に「1」、非常勤に「0」を記入してください。当該加算が適用されない場合は常勤、非常勤ともに「0」を記入してください。 ■ 「保育士」欄には、「常勤」「非常勤」ごとにそれぞれ以下により算出される人数の合計を記入してください。 			
	<table border="1"> <tr> <td>常勤</td> <td>(1) 年齢別配置基準により配置される保育士数。ただし、3歳児配置改善加算が適用される施設については、当該加算の適用に必要な保育士数。 (2) 利用定員が90人以下の施設については「+1」。 (3) 保育標準時間認定を受けた子どもが利用している場合「+1」。ただし、非常勤保育士を配置する場合は「0」。 (4) 主任保育士専任加算が適用されている場合は「+1」。</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>(1) 利用定員が91人以上の施設については「+1」。 (2) 留意事項通知により、非常勤保育士を配置する場合は、平成29年3月1日時点の「保育標準時間認定の子ども÷利用定員(小数点以下第2位を四捨五入)」。</td> </tr> </table>	常勤	(1) 年齢別配置基準により配置される保育士数。ただし、3歳児配置改善加算が適用される施設については、当該加算の適用に必要な保育士数。 (2) 利用定員が90人以下の施設については「+1」。 (3) 保育標準時間認定を受けた子どもが利用している場合「+1」。ただし、非常勤保育士を配置する場合は「0」。 (4) 主任保育士専任加算が適用されている場合は「+1」。	非常勤
常勤	(1) 年齢別配置基準により配置される保育士数。ただし、3歳児配置改善加算が適用される施設については、当該加算の適用に必要な保育士数。 (2) 利用定員が90人以下の施設については「+1」。 (3) 保育標準時間認定を受けた子どもが利用している場合「+1」。ただし、非常勤保育士を配置する場合は「0」。 (4) 主任保育士専任加算が適用されている場合は「+1」。			
非常勤	(1) 利用定員が91人以上の施設については「+1」。 (2) 留意事項通知により、非常勤保育士を配置する場合は、平成29年3月1日時点の「保育標準時間認定の子ども÷利用定員(小数点以下第2位を四捨五入)」。			
実際の職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「調理員」欄には、定員より以下の数字を記入してください。 定員40名以下：常勤「1」 定員41名～150名：常勤「2」 定員151名以上：常勤「2」非常勤「1」 ■ 貴園にて実際に配置されている職員数を記入して下さい。 ■ 非常勤職員については、下記《常勤換算の計算方法》に基づき、常勤換算による人数を記入してください。 			

《常勤換算の計算方法》

- 下記の計算式により算出(小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで表記)してください。
なお、計算結果が「0.1」に満たない場合は「0.1」と記入してください。
- 職員の勤務時間は実態に応じて、算出して下さい。事業別に従事した時間を把握することが困難である場合には、おおよその時間で算出してください。
- なお、1週間に勤務すべき時間数が30時間未満となる施設の場合は、換算する分母は30時間としてください。
<短時間勤務又は1週間に数回の勤務である場合> <1か月に数回の勤務である場合>

$$\frac{\text{職員の1週間の勤務時間(の合計)}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間}} \quad \frac{\text{職員の1か月の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間} \times 4(\text{週})}$$

問6 平成30年12月1日時点での貴園における下記職員の配置状況等をご記入ください。

	(1)配置有無		【(1)で配置「有」と回答した場合のみ回答してください。】			
			(2)加算の取得状況		(3)対象人員の配置人数	
	①事務職員	1. 有 2. 無		事務職員雇上費加算	1. 取得している 2. 取得していない	
②栄養士	1. 有 2. 無		栄養管理加算	1. 取得している 2. 取得していない		人

問7 貴園で実施している夜間保育以外の子育て支援施策について、当てはまるものすべてを選んでください。(複数回答可)

1. ショートステイ		2. 一時預かり事業	
3. 病児・病後児保育事業		4. ファミリー・サポートセンター事業	
5. 地域子育て支援拠点事業		6. 放課後児童クラブ	
7. その他 ⇒ (具体的に: _____)			

B. 保育所の一日の流れと職員配置

問8 普段の園の1日の様子を教えてください。

※記入対象日は、誕生会やお遊戯会等のイベント日や、園児の休みが多かったり、職員の予定外

※記入対象日は、原則として、平成30年度から選定してください。ただし、本年度に定員変更をして

① 記入対象日をご記入ください。

平成 年 月 日

② 記入対象日における、以下の保育業務（準備・片付を含む）を行った時間帯すべてに○を

※例えば10時00分から59分までに行った業務は、10時から11時までの欄にご記入

※複数の年齢児に対し、数時間かけて順番に行ったり、別の時間に行う業務は、業務

※1日の「所要時間合計」は、例えば職員全員参加の会議が1日2回、10時から11時と

		所要時間合計	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18
【記入例】	昼食	90分							○	○				
	おやつ・補食	30分											○	
	昼食	分												
	午睡	分												
	おやつ・補食	分												
	夕食	分												
	歯磨き	分												
	入浴・シャワー	分												
	就寝	分												
	会議	分												
	申し送り・引継ぎ	分												
	帳簿（記録）の作成・記入	分												

③ 記入対象日における夜間保育所での各年齢別の利用者数について、入所児童数と

※例えば10時00分から59分までの利用者は、10時から11時までの欄にご記入ください。

※利用者数は定期利用者のみを記入し、私的契約等による一時利用者を除いてくださ

		入所児童数	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18
【記入例】	4、5歳児	10人				8	8	10	10	10	10	10	10	8
	3歳児	5人				4	4	5	5	5	5	5	4	
	4・5歳児	人												
	3歳児	人												
	1・2歳児	人												
	0歳児	人												

④ 記入対象日における夜間保育所での各役職別の職員について、各時間帯の配置人数を

※例えば10時00分から59分までのどこかで勤務した職員は、10時から11時までの欄に

			7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18
【記入例】	施設長					1	1	1	1	1	1	1	1	1
	保育士					6	6	6	6	6	6	6	6	6
	施設長	常勤												
	主任保育士	常勤												
	保育士	常勤												
		非常勤												
	保育補助者（資格を有していないもの）	常勤												
		非常勤												
	栄養士	常勤												
		非常勤												
	給食関連業務に従事しているもの（栄養士以外）	常勤												
		非常勤												
	その他職員（看護師、事務職員等）	常勤												
		非常勤												

の欠勤があった日以外で、利用者を平均的な水準で受け入れた任意の1日としてください。
 いる場合、定員変更前の「平成29年度」から選定してください。

ご記入いただき、それぞれの保育業務の、1日の所要時間合計の概算をご記入ください。
 ください。
 を行った時間帯すべてに○をご記入ください。
 18時から19時まで開かれた場合、「会議」業務の所要時間合計として120分をご記入ください。

時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	
				○										
														昼食
														午睡
														おやつ・補食
														夕食
														歯磨き
														入浴・シャワー
														就寝
														会議
														申し送り・引継ぎ
														帳簿（記録）の作成・記入

各時間帯ごとの実際の利用人数をご記入ください。

い。

時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	
8	6	6	5	5	2	2	2	2	2	2	2			
4	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1			
														4・5歳児
														3歳児
														1・2歳児
														0歳児

ご記入ください。
 ご記入ください。

時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	
1	1	1	1	1										
6	6	6	5	5	3	3	3	3	3	3	3			
														常勤 施設長
														常勤 主任保育士
														常勤 保育士
														非常勤 保育士
														常勤 保育補助者 (資格を有していないもの)
														非常勤 保育補助者 (資格を有していないもの)
														常勤 栄養士
														非常勤 栄養士
														常勤 給食関連業務に従事 しているもの(栄養士以外)
														非常勤 給食関連業務に従事 しているもの(栄養士以外)
														常勤 その他職員 (看護師、事務職員等)
														非常勤 その他職員 (看護師、事務職員等)

問9 問8でご記入いただく記入対象日の属する1か月間における、延べ利用者数をご記入ください。
 なお、延長保育利用者数については、短時間保育利用者の通常保育時間内の延長保育利用を除いてください。

		①早朝延長保育		②通常保育		③夜間延長保育	
1号認定	4・5歳児		人/月		人/月		人/月
	3歳児		人/月		人/月		人/月
2号認定	4・5歳児		人/月		人/月		人/月
	3歳児		人/月		人/月		人/月
3号認定	1・2歳児		人/月		人/月		人/月
	0歳児		人/月		人/月		人/月

C. 貴園の収入等の状況

問10 平成29年度1年間の事業収入(収益)をご記入ください。

科目	金額								円
	十億		百万		千				
1. 保育事業収益									円
(1) 施設型給付費・委託費収益									円
ア 基本分単価									円
イ 夜間保育加算分									円
ウ その他加算分									円
(2) 利用者等利用料収益									円
ア 延長保育事業分									円
イ その他通常保育分等									円
(3) その他の事業収益(補助金収入・受託事業収入)									円
ア 延長保育事業									円
イ 地方単独事業に係る補助事業									円
ウ その他の事業収益									円
2. その他の収益(1に該当しないもの)									円
3. 事業収入合計(1～2の合計)									円

問11 平成29年度1年間における延長保育事業にかかる利用者からの費用(利用料除く)の徴収金額をご記入ください。ただし、利用者持参のものは「持参」欄に○をご記入ください。

区分	徴収額 (円)		持参 (該当する場合○)
給食費 (+主食代)		円	
哺乳瓶・ミルク代		円	
おむつ・パンツ代		円	
写真代		円	
行事代		円	
習い事		円	
その他		円	

問12 利用者1人に対する、1日当たりの食事・おやつ・補食の標準的な提供回数をご記入ください。

利用者1人に対する1日当たりの食事提供の回数		回	利用者1人に対する1日当たりのおやつ提供の回数		回
利用者1人に対する1日当たりの補食提供の回数		回			

問13 平成29年度1年間における当該給食関連業務従事者(栄養士含む)の延べ労働時間数・人件費をご記入ください。

給食関連業務従事者 (栄養士含む) の延べ労働時間数		時間
給食関連業務従事者 (栄養士含む) の人件費		円

問14 各保育業務の実施状況について、ご記入ください。

1人・1日当たりの平均的なミルクの提供回数		回	
1人・1日当たりの平均的なおむつの交換回数		回	
1週間の夜間の入浴の回数(例…6日中4日、5日中5日 等)		日中	日
1週間の夜間のシャワーの回数(例…6日中4日、5日中5日 等)		日中	日
1人・1日当たりの平均的な歯磨きの回数		回	

問15 夜間保育で固有に発生する経費(貴園全体)について、ご記入ください。

平均的な深夜タクシー経費	1月当たりの延べ利用回数		回
	1月当たりの合計金額		円
上記以外の夜間保育固有の経費 (1か月合計金額)			円
⇒「上記以外」の主な使途を具体的に (_____)			

D. 貴園の運営管理や卒園後の子どもの状況等

問16 貴園では、保育士の確保のために、どのような工夫をしているか、当てはまるものすべてを選んでください。(複数回答可)

1. 賃金水準（給与・賞与等）を地域相場より高めに設定	
2. 夜間勤務手当を支給 ⇒ (1人・1月当たりの支給額： _____)	
3. 寮や借上住宅を用意 ⇒ (1人・1月当たりの利用料： _____)	
4. 住宅手当を支給 ⇒ (1人・1月当たりの支給額： _____)	
5. 夜間勤務条件の明示 ⇒ (具体的に： _____) (夜●時以降の勤務月●時間/回まで等)	
6. 夜間勤務のない雇用区分の設定	
7. 夜間勤務のみの雇用区分の設定	
8. その他 ⇒ (具体的に： _____)	

問17 平成30年12月1日時点での貴園の延長保育事業における保育士の確保方法について、すべてを選んでください。(複数回答可)

	早朝延長	夜間延長
1. 通常保育時間と合わせてローテーション		
2. 延長保育専従の保育士が勤務している		
3. 通常保育時間に勤務する職員の超過勤務にて対応		
4. その他 ⇒ (具体的に： _____)		

問18 平成29年度に卒園した利用者の現在の状況について、当てはまるものすべてを選び、把握されている限りでの該当人数をご記入ください。
(把握されていない場合は、該当人数については記入いただかなくて構いません)

	①該当するもの	②該当人数
1. 私的契約利用者として、貴園にて引き続き受入		人
2. 小学生を対象にしている他の託児所(ベビーホテルを含む)を利用		人
3. 夜間帯の放課後児童クラブを利用		人
4. ベビーシッターサービスを利用		人
5. その他 ⇒ (具体的に： _____)		人

問19 夜間保育に係るご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

★設問は以上です。ご協力ありがとうございました★

参考資料 2.「夜間保育の運営状況等に関する調査」単純集計結果

問1 ①経営主体

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	都道府県	市区町村	社会福祉法人	社団・財団法人
58	1	1	55	1
100.0	1.7	1.7	94.8	1.7

問1 ②施設種類

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	保育所	認定こども園
58	50	8
100.0	86.2	13.8

問1 ③設置形態

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	単独型	併設型
58	22	36
100.0	37.9	62.1

問2 ①施設開設時期

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	昭和56年3月以前	昭和56年4月以降平成元年3月以前	平成元年4月以降平成15年3月以前	平成15年4月以降
58	11	12	16	19
100.0	19.0	20.7	27.6	32.8

問2 ②夜間保育開始時期

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	昭和56年3月以前	昭和56年4月以降平成元年3月以前	平成元年4月以降平成15年3月以前	平成15年4月以降
57	5	15	17	20
100.0	8.8	26.3	29.8	35.1

問3 通常保育開始時間

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	11時前	11時以降12時前	12時以降
57	6	48	3
100.0	10.5	84.2	5.3

問3 通常保育終了時間

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	22時前	22時以降23時前	23時以降
57	6	48	3
100.0	10.5	84.2	5.3

問3 早朝延長保育開始時間

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	7時前	7時以降8時前	8時以降
53	2	32	19
100.0	3.8	60.4	35.8

問3 早朝延長保育終了時間

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	11時前	11時以降12時前	12時以降
53	5	45	3
100.0	9.4	84.9	5.7

問3 夜間延長保育開始時間

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	22時前	22時以降23時前	23時以降
33	5	26	2
100.0	15.2	78.8	6.1

問3 夜間延長保育終了時間

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	24時前	24時以降25時前	25時以降
33	5	10	18
100.0	15.2	30.3	54.5

問4 認可定員・利用定員

(上段:平均(人)、下段:回答数)

		平成30年12月1日	平成30年3月1日 (平成30年度中に定員変更を行っている場合のみ回答)
認可定員		42.53 57	75.00 1
利用定員		37.75 55	50.00 1
(内訳) 年齢別 利用定員数	1号認定	4・5歳児	1.26 43
		3歳児	0.65 43
	2号認定	4・5歳児	12.70 43
		3歳児	6.37 43
	3号認定	1・2歳児	12.77 43
		0歳児	4.67 43

問5 公定価格基準・実際の職員配置数

(上段:平均(人)、下段:回答数)

	公定価格基準		実際の職員配置数	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
施設長	0.98 54	0.00 54	0.98 56	0.02 56
保育士	7.96 48	0.66 48	9.07 56	2.86 56
調理員	1.33 48	0.10 48	1.55 55	0.61 55

問 6 ①(1)事務職員配置有無

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	有	無
57	43	14
100.0	75.4	24.6

問 6 ①(2)事務職員雇上費加算取得状況

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	取得している	取得していない
42	39	3
100.0	92.9	7.1

問 6 ①(3)事務職員対象人員の配置人数

全体 (n数)	平均(人)
42	1.05

問 6 ②(1)栄養士配置有無

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	有	無
57	38	19
100.0	66.7	33.3

問 6 ②(2)栄養管理加算取得状況

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	取得している	取得していない
37	35	2
100.0	94.6	5.4

問 6 ②(3)栄養士対象人員の配置人数

全体 (n数)	平均(人)
36	1.22

問 7 実施している夜間保育以外の子育て支援施策

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	ショートステイ	一時預かり事業	病児・病後児保育事業	ファミリー・サポートセンター事業	地域子育て支援拠点事業	放課後児童クラブ	その他	いずれも未実施
58	1	28	2	-	11	10	14	17
100.0	1.7	48.3	3.4	-	19.0	17.2	24.1	29.3

問 8 ①記入対象日

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	平成30年10月以前	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月
56	9	6	36	5
100.0	16.1	10.7	64.3	8.9

問 8 ②保育業務所要時間・時間帯

(上段:回答数、下段:%)

	全体(n数)	所要時間合計(平均(分))	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台
昼食	54	73.98	0.0	0.0	0.0	7.0	43.0	48.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
午睡	55	126.27	0.0	0.0	1.0	13.0	79.6	88.9	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
おやつ・補食	56	50.18	0.0	5.4	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	92.9	3.6	1.8	17.9	3.6	5.4	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
夕食	56	66.25	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.8	0.0	0.0	0.0	5.4	41.1	87.5	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歯磨き	45	23.18	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	8.0	0.0	2.0	2.0	2.0	13.0	13.0	5.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
入浴・シャワー	25	62.80	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	3.0	5.0	1.0	5.0	16.0	10.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
読書	33	249.39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	51.5	100.0	72.7	66.7	45.5	30.3	9.1	6.1	6.1	6.1	6.1
会議	34	70.59	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	14.0	20.0	4.0	1.0	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
申し送り・引継ぎ	49	30.98	2.0	5.0	4.0	5.0	3.0	3.0	13.0	10.0	1.0	9.0	10.0	6.0	12.0	5.0	10.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
帳簿(記録)の作成・記入	51	73.63	0.0	1.0	2.0	2.0	0.0	6.0	28.0	26.0	7.0	6.0	4.0	4.0	8.0	18.0	17.0	8.0	6.0	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問 8 ③入所児童数・各時間帯の利用児童数

(上段:平均(人)、下段:回答数)

	入所児童数	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台
4・5歳児	12.98	1.94	5.57	9.27	11.20	11.31	11.43	11.39	11.79	11.70	11.23	9.93	7.93	6.09	3.91	2.67	2.24	1.90	1.85	1.33	1.00	0.67	0.50	0.40	0.40
	56	35	46	51	51	55	55	56	56	56	56	56	56	56	56	55	33	29	20	13	6	6	5	5	5
3歳児	6.03	1.03	2.07	4.04	5.12	5.35	5.36	5.32	5.35	5.35	5.39	4.91	3.80	2.93	2.09	1.35	1.21	1.03	0.85	0.40	0.33	0.17	0.17	0.20	0.20
	56	35	46	51	51	55	55	56	56	56	56	56	56	56	56	55	33	29	20	15	6	6	5	5	5
1・2歳児	11.64	1.60	4.04	7.27	9.16	9.87	9.93	9.98	10.25	10.43	10.23	9.11	7.21	5.57	3.68	2.49	2.12	1.55	1.60	1.00	1.17	0.17	0.17	0.00	0.00
	56	35	46	51	51	55	55	56	56	56	56	56	56	56	55	33	29	20	15	6	6	6	5	5	5
0歳児	4.41	0.49	1.30	2.69	3.29	3.65	3.67	3.75	3.89	3.86	3.84	3.50	2.88	2.21	1.54	1.11	1.03	0.86	0.85	0.73	0.67	0.17	0.17	0.00	0.00
	56	35	46	51	51	55	55	56	56	56	56	56	56	56	56	55	33	29	20	15	6	6	6	5	5

問 8 ④各時間帯の職員配置数

(全体(n数):回答数、その他:平均(人))

	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台	
全体(n数)	34	43	48	48	52	52	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
施設長	常勤	0.05	0.19	0.52	0.77	0.75	0.83	0.87	0.87	0.85	0.85	0.89	0.79	0.60	0.40	0.26	0.22	0.14	0.15	0.13	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00
主任保育士	常勤	0.15	0.28	0.46	0.60	0.69	0.77	0.83	0.83	0.85	0.79	0.79	0.60	0.55	0.38	0.17	0.16	0.11	0.10	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
保育士	非常勤	0.82	1.84	2.79	3.79	4.17	4.52	5.42	5.96	6.13	5.57	5.19	4.21	3.47	2.81	2.06	1.72	1.32	1.30	1.27	1.50	1.33	1.33	1.20	1.20
保育補助者(資格を有していないもの)	非常勤	0.32	0.74	1.54	1.79	1.73	1.71	1.55	1.51	1.38	1.17	0.96	0.85	0.62	0.58	0.53	0.56	0.50	0.40	0.40	0.33	0.33	0.33	0.40	0.40
栄養士	非常勤	0.00	0.02	0.13	0.13	0.12	0.13	0.11	0.11	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
給食関連業務に従事しているもの(栄養士以外)	非常勤	0.03	0.26	0.44	0.54	0.67	0.71	0.77	0.79	0.81	0.79	0.62	0.45	0.30	0.11	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他職員(看護師、事務職員等)	非常勤	0.00	0.28	0.40	0.44	0.44	0.40	0.34	0.28	0.28	0.26	0.26	0.25	0.19	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	常勤	0.06	0.26	0.56	0.71	0.67	0.69	0.70	0.70	0.70	0.68	0.64	0.32	0.17	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	非常勤	0.00	0.12	0.21	0.25	0.23	0.23	0.23	0.19	0.19	0.13	0.11	0.09	0.09	0.04	0.02	0.03	0.04	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

問 9 早朝延長保育、通常保育、夜間延長保育の延べ利用者数(1か月)

(全体(n数):回答数、その他:平均(人/月))

	①早朝延長保育	②通常保育	③夜間延長保育
全体(n数)	50	52	31
1号認定	4・5歳児	13.78	17.63
	3歳児	4.80	8.42
2号認定	4・5歳児	169.98	232.13
	3歳児	78.42	112.81
3号認定	1・2歳児	145.14	212.65
	0歳児	49.64	81.23

問 10 平成 29 年度 1 年間の事業収入(収益)

(上段:平均(円)、下段:回答数)

科目	金額
1.保育事業収益	93,506,766.22
	51
(1)施設型給付費・委託費収益	73,056,271.80
	51
ア 基本分単価	49,491,440.30
	44
イ 夜間保育加算分	6,919,687.61
	44
ウ その他加算分	13,902,456.23
	44
(2)利用者等利用料収益	2,110,160.39
	51
ア 延長保育事業分	1,018,272.07
	46
イ その他通常保育分等	1,017,097.96
	46
(3)その他の事業収益(補助金収入・受託事業収入)	18,340,334.02
	51
ア 延長保育事業分	5,421,349.52
	44
イ 地方単独事業に係る補助事業	7,361,187.61
	44
ウ その他の事業収益	2,773,775.89
	44
2.その他の収益(1に該当しないもの)	552,028.16
	51
3.事業収入合計(1～2の合計)	94,058,794.37
	51

問 11 平成 29 年度 1 年間における延長保育事業にかかる利用者からの徴収金額

(上段:平均(円)、下段:回答数)

区分	徴収額
給食費(+主食代)	259,282.96
	49
哺乳瓶・ミルク代	0.00
	48
おむつ・パンツ代	1,630.00
	48
写真代	7,239.04
	48
行事代	9,431.31
	48
習い事	16,848.33
	48
その他	35,403.02
	48

問 11 平成 29 年度 1 年間における延長保育事業にかかる利用者持参

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	給食費(+主食代)	哺乳瓶・ミルク代	おむつ・パンツ代
24	3	5	24
100.0	12.5	20.8	100.0

問 12 利用者 1 人に対する 1 日当たりの食事提供回数

全体 (n数)	平均(回)
58	1.90

問 12 利用者 1 人に対する 1 日当たりのおやつ提供回数

全体 (n数)	平均(回)
58	1.45

問 12 利用者 1 人に対する 1 日当たりの補食提供回数

全体 (n数)	平均(回)
58	0.41

問 13 平成 29 年度 1 年間における給食関連業務従事者(栄養士含む)の延べ労働時間数

全体 (n数)	平均(時間)
47	3,645.18

問 13 平成 29 年度 1 年間における給食関連業務従事者(栄養士含む)の person 費

全体 (n数)	平均(円)
48	6,080,059.90

問 14 1 人・1 日当たりの平均的なミルクの提供回数

全体 (n数)	平均(回)
40	3.23

(注)年齢別利用定員が不明の施設は除外。

問 14 1 人・1 日当たりの平均的なおむつの交換回数

全体 (n数)	平均(回)
40	6.40

(注)年齢別利用定員が不明の施設は除外。

問 14 1 週間の入浴回数(夏期のみ実施含む)

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	週半分以下	週半分超 (毎日ではない)	毎日
20	9	3	8
100.0	45.0	15.0	40.0

(注)1 週間の夜間の入浴・シャワーを実施している施設のみ。

問 14 1 週間の入浴回数(夏期のみ実施除く)

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	週半分以下	週半分超 (毎日ではない)	毎日
18	7	3	8
100.0	38.9	16.7	44.4

(注)1 週間の夜間の入浴・シャワーを実施している施設のみ。

問 14 1 週間のシャワー回数(夏期のみ実施含む)

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	週半分以下	週半分超 (毎日ではない)	毎日
17	6	1	10
100.0	35.3	5.9	58.8

(注)1 週間の夜間の入浴・シャワーを実施している施設のみ。

問 14 1 週間のシャワー回数(夏期のみ実施除く)

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	週半分以下	週半分超 (毎日ではない)	毎日
13	5	-	8
100.0	38.5	-	61.5

(注)1 週間の夜間の入浴・シャワーを実施している施設のみ。

問 14 1人・1日当たりの平均的な歯磨きの回数

全体 (n数)	平均(回)
46	1.65

(注) 歯磨きを実施している施設のみ。

問 15 夜間保育で固有に発生する経費 深夜タクシー1月当たりの延べ利用回数

全体 (n数)	平均(回)
4	44.00

(注) 深夜 24 時以降に開所しており、深夜タクシーを利用している施設のみ。

問 15 夜間保育で固有に発生する経費 深夜タクシー1月当たりの合計金額

全体 (n数)	平均(回)
4	75,780.00

(注) 深夜 24 時以降に開所しており、深夜タクシーを利用している施設のみ。

問 15 夜間保育で固有に発生する経費 上記以外の夜間保育固有の経費(1か月合計金額)

全体 (n数)	平均(回)
13	339,820.15

(注) 夜間保育で固有に発生する経費有の施設のみ。

問 16 保育士確保のための工夫

(上段:回答数、下段:%)

全体 (n数)	賃金水準(給与・賞与等)を地域相場より高めに設定	夜間勤務手当を支給	寮や借上住宅を用意	住宅手当を支給	夜間勤務条件の明示	夜間勤務のない雇用区分の設定	夜間勤務のみの雇用区分の設定	その他
53	21	43	10	40	15	23	24	10
100.0	39.6	81.1	18.9	75.5	28.3	43.4	45.3	18.9

問 17 延長保育事業における保育士の確保方法

(上段:回答数、下段:%)

	全体 (n数)	通常保育時間と合わせてローテーション	延長保育専従の保育士が勤務している	通常保育時間に勤務する職員の超過勤務にて対応	その他
早朝延長保育	51	43	19	8	8
	100.0	84.3	37.3	15.7	15.7
夜間延長保育	33	23	19	11	2
	100.0	69.7	57.6	33.3	6.1

問 18 平成 29 年度に卒園した利用者の現在の状況・該当人数

(現在の状況 上段:回答数、下段:%/該当人数 上段:平均(人)、下段:回答数)

	全体 (n数)	私的契約利用者として、貴園にて引き続き受入	小学生を対象にしている他の託児所(ベビーホテルを含む)を利用	夜間帯の放課後児童クラブを利用	ベビーシッターサービスを利用	その他
現在の状況	35	5	2	15	3	16
	100.0	14.3	5.7	42.9	8.6	45.7
該当人数		2.33	-	6.09	1.00	3.86
		3	-	11	3	14

(注) 該当人数は人数を把握している施設のみ。

参考資料 3.夜間保育所における1日の流れ（モデルケース）

モデル1：利用定員規模が標準的な保育所の例

利用定員	30人規模	施設種類	保育所	設置形態	併設型
開所時間	早朝延長・夜間延長保育時間を含む総開所時間 19時間 (早朝延長保育 7:00～11:00、通常保育 11:00～22:00、夜間延長保育 22:00～26:00)				

保育所の一日の流れと職員配置～普段の園の1日の様子～

保育業務（準備・片付を含む）の所要時間と時間帯													
	所要時間合計	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
昼食	90分												
午睡	150分												
おやつ・補食	60分												
夕食	150分												
歯磨き	30分												
入浴・シャワー													
就寝	360分												
会議													
申し送り・引継ぎ	30分												
帳簿（記録）の作成・記入	180分												
各年齢別の入所児童数と各時間帯ごとの実際の利用人数													
	入所児童数	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
4・5歳児	10人	2	7	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9
3歳児	2人	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1・2歳児	12人	1	4	6	6	9	9	9	10	10	10	10	7
0歳児	6人	0	0	1	1	4	5	5	5	5	5	5	5
各時間帯における各役職別の職員配置人数（併設園の職員は含まない）													
		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
施設長	常勤	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
主任保育士	常勤	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
保育士	常勤	0	0	0	1	2	2	5	5	5	5	5	5
	非常勤	0	0	0	2	2	2	2	2	1	1	1	1
保育補助者（資格を有していないもの）	常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄養士	常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給食関連業務に従事しているもの（栄養士以外）	常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他職員（看護師、事務職員等）	常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 二重線で囲われている時間帯が延長保育を含めた開所時間帯である



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時
													昼食
													午睡
													おやつ・補食
													夕食
													歯磨き
													入浴・シャワー
													就寝
													会議
													申し送り・引継ぎ
													帳簿（記録）の作成・記入



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時
6	5	4	2	0	0	0	0						4・5歳児
1	0	0	0	0	0	0	0						3歳児
5	4	1	1	1	1	1	0						1・2歳児
4	3	2	2	2	1	1	1						0歳児



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時
1	1	0	0	0	0	0	0						常勤 施設長
1	1	0	0	0	0	0	0						常勤 主任保育士
5	4	3	3	2	0	0	0						常勤 保育士
1	1	1	1	2	2	2	2	2					非常勤
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 保育補助者
1	1	1	1	0	0	0	0						非常勤 (資格を有していないもの)
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 栄養士
0	0	0	0	0	0	0	0						非常勤
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 給食関連業務に従事
0	0	0	0	0	0	0	0						非常勤 しているもの(栄養士以外)
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 その他職員
0	0	0	0	0	0	0	0						非常勤 (看護師、事務職員等)

モデル 2：利用定員規模が大きな保育所の例

利用定員	80 人規模	施設種類	保育所	設置形態	併設型
開所時間	早朝延長・夜間延長保育時間を含む総開所時間 19 時間 (早朝延長保育 7:00～11:00、通常保育 11:00～22:00、夜間延長保育 22:00～26:00)				

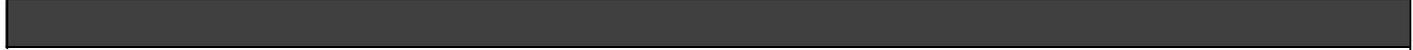
保育所の一日の流れと職員配置～普段の園の1日の様子～

保育業務（準備・片付を含む）の所要時間と時間帯													
	所要時間合計	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18
昼食	90分												
午睡	150分												
おやつ・補食	30分												
夕食	90分												
歯磨き	20分												
入浴・シャワー													
就寝	360分												
会議													
申し送り・引継ぎ	40分												
帳簿（記録）の作成・記入	120分												
各年齢別の入所児童数と各時間帯ごとの実際の利用人数													
	入所児童数	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18
4・5歳児	35人	3	10	28	31	31	31	31	31	31	28	27	
3歳児	17人	1	2	11	14	15	15	15	15	15	14	14	
1・2歳児	27人	2	7	21	25	25	25	25	25	25	22	22	
0歳児	12人	1	1	7	9	10	10	10	10	10	10	10	
各時間帯における各役職別の職員配置人数（併設園の職員は含まない）													
		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18
施設長	常勤	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	
主任保育士	常勤	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
保育士	常勤	1	2	5	11	14	15	15	15	15	14	16	
	非常勤	1	1	3	3	3	3	3	3	3	2	0	
保育補助者（資格を有していないもの）	常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤	0	0	1	1	1	1	1	1	1	3	2	
栄養士	常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
給食関連業務に従事しているもの（栄養士以外）	常勤	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
	非常勤	0	0	3	3	4	4	4	1	1	1	1	
その他職員（看護師、事務職員等）	常勤	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	非常勤	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	

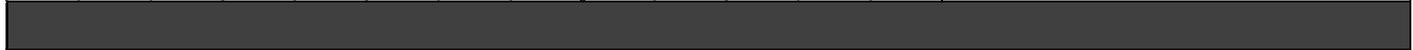
※ 二重線で囲われている時間帯が延長保育を含めた開所時間帯である



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時
													昼食
													午睡
													おやつ・補食
													夕食
													歯磨き
													入浴・シャワー
													就寝
													会議
													申し送り・引継ぎ
													帳簿（記録）の作成・記入



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時
21	19	7	5	3	3	2	2						4・5歳児
8	3	3	1	1	0	0	0						3歳児
22	17	8	5	3	3	3	3						1・2歳児
10	5	3	3	2	2	2	2						0歳児



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時
1	1	1	1	0	0	0	0						常勤 施設長
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 主任保育士
12	12	6	3	2	2	2	2						常勤 保育士
0	0	0	0	0	0	0	0						非常勤
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 保育補助者
2	2	0	0	0	0	0	0						非常勤 (資格を有していないもの)
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 栄養士
0	0	0	0	0	0	0	0						非常勤
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 給食関連業務に従事
1	1	0	0	0	0	0	0						非常勤 しているもの (栄養士以外)
0	0	0	0	0	0	0	0						常勤 其他職員
1	1	0	0	0	0	0	0						非常勤 (看護師、事務職員等)

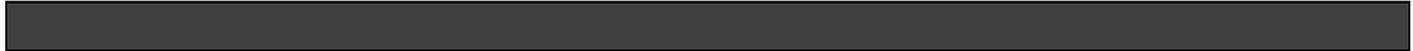
モデル3：利用定員規模が大きな保育所（24時間保育）の例

利用定員	80人規模	施設種類	保育所	設置形態	併設型
開所時間	早朝延長・夜間延長保育時間を含む総開所時間 24時間 (早朝延長保育 7:00～11:00、通常保育 11:00～22:00、夜間延長保育 22:00～31:00)				

保育所の一日の流れと職員配置～普段の園の1日の様子～

保育業務（準備・片付を含む）の所要時間と時間帯													
	所要時間合計	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
昼食	40分												
午睡	120分												
おやつ・補食	30分												
夕食	40分												
歯磨き	15分												
入浴・シャワー	60分												
就寝	660分												
会議	60分												
申し送り・引継ぎ	180分												
帳簿（記録）の作成・記入	240分												
各年齢別の入所児童数と各時間帯ごとの実際の利用人数													
	入所児童数	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
4・5歳児	29人	2	8	10	25	27	27	27	27	27	25	26	
3歳児	13人	0	0	4	12	13	13	13	13	13	13	11	
1・2歳児	30人	3	6	6	16	25	25	25	25	27	25	25	
0歳児	15人	0	2	10	11	11	12	12	14	15	15	15	
各時間帯における各役職別の職員配置人数（併設園の職員は含まない）													
		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
施設長	常勤	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
主任保育士	常勤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	
保育士	常勤	4	4	5	11	14	14	18	19	21	18	17	
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保育補助者（資格を有していないもの）	常勤	0	0	1	2	3	3	3	3	3	3	3	
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栄養士	常勤	1	2	2	2	3	3	3	3	3	2	1	
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
給食関連業務に従事しているもの（栄養士以外）	常勤	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他職員（看護師、事務職員等）	常勤	1	0	3	6	6	6	6	6	6	5	5	
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 二重線で囲われている時間帯が延長保育を含めた開所時間帯である



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	
														昼食
														午睡
														おやつ・補食
														夕食
														歯磨き
														入浴・シャワー
														就寝
														会議
														申し送り・引継ぎ
														帳簿（記録）の作成・記入



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	
19	14	12	11	10	5	4	3	2	2	2	2	2	2	4・5歳児
10	8	7	6	5	2	1	1	1	0	0	0	0	0	3歳児
19	15	14	13	9	5	4	3	2	0	0	0	0	0	1・2歳児
14	11	6	5	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0歳児



時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	常勤 施設長
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	常勤 主任保育士
16	13	10	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	常勤 保育士
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤
2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	常勤 保育補助者
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤 (資格を有していないもの)
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	常勤 栄養士
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	常勤 給食関連業務に従事
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤 しているもの(栄養士以外)
3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	常勤 その他職員
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	非常勤 (看護師、事務職員等)

厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書
夜間保育の運営状況等に関する調査研究

平成 31 年 3 月

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2 - 3

電話 : 03-5281-5275